

2021年5月

発行登録追補目論見書
(契約締結前交付書面及び
無登録格付に関する説明書を含む)



クレディ・スイス・エイ・ジー

クレディ・スイス・エイ・ジー

2031年6月23日満期

トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

- 売出人 -

エイチ・エス証券株式会社

クレディ・スイス・エイ・ジー 2031年6月23日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の償還金の支払は発行会社の義務となっております。したがって、発行会社の財務状況の悪化等により発行会社が本社債の償還金を支払わず、又は支払うことができない場合には、投資家は損失を被り又は投資元本を割り込むことがあります。

本社債はトルコ・リラ貨をもって表示されておりますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第2 売出要項」をご参照ください。なお、本社債には利息は付されません。

本社債は、1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もありません。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはなりません。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有しております（下記はその英文です。）。

The Notes have not been and will not be registered under the United States Securities Act of 1933 (as amended; the "Securities Act") and may not be offered or sold within the United States or to, or for the account or benefit of, U.S. persons, except in certain transactions exempt from the registration requirements of the Securities Act. Terms used in this paragraph have the meanings given to them by Regulation S under the Securities Act.

この特記事項の直後に挿入される契約締結前交付書面及び無登録格付に関する説明書は、本社債の売出人であるエイチ・エス証券株式会社のみ責任において作成されたものであり、目論見書の一部を構成するものではありません。発行会社はこれらの書類につき一切責任を負いません。

(注) 発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成及び交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生ずるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
- 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生ずる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- 外貨建て債券は、為替相場（円貨と外貨の交換比率）が変化することにより、為替相場が円高になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は下落し、逆に円安になる過程では外貨建て債券を円貨換算した価値は上昇することになります。したがって、売却時あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生ずるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合は、元利金を円貨へ交換することや送金ができない場合があります。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生ずるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生ずる場合があります。

- 外貨建て債券の発行者や、外貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 外貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生ずるリスクの程度はより高いと言えます。

債券の発行者等または当該通貨等の帰属する国や地域の政治および経済状況の変化、法令・規制の変更などによって損失が生じるおそれがあります

- 外貨建て債券の発行者、保証会社もしくは当該通貨等の帰属する国や地域、または取引市場の帰属する国や地域の政治・経済・社会情勢の変化および法令・規制等の変更やそれらに関する外部評価の変化、天変地異等により、外貨建て債券の価格が変動することによって損失が生じるおそれや、売買や受渡が制限される、あるいは不能になるおそれがあります。また、通貨不安等により大幅な為替変動が起こり、円貨への交換が制限される、あるいはできなくなるおそれがあります。
- 一般に、新興国については、先進国に比べて上記のリスクの程度はより高いと言えます。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- 振替債（我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）である外貨建て債券は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。また、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- 前受金等を全額お預けいただけていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示しただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当社の概要

商号等 エイチ・エス証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号
本店所在地 〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 30億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 2006年9月
連絡先 03-4560-0233（コンプライアンス統括部）又はお取引のある支店にご連絡ください。

以上

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住所：〒163-6027 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー27階

電話番号：03-4560-0233（コンプライアンス統括部）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 8時20分～17時20分

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

（FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9時00分～17時00分

無登録格付に関する説明書

(ムーディーズ・インベスターズ・サービス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第2号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下、「ムーディーズ」という。)の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、2021年1月15日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社
(金融庁長官(格付)第5号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

(<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

(<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、2021年1月15日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社
(金融庁長官（格付）第7号)

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<https://www.fitchratings.com/ja>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2021年1月15日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2-外1-28

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年5月19日

【会社名】 クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

【代表者の役職氏名】 ディレクター フラヴィオ・ラルデリ
(Flavio Lardelli, Director)

【本店の所在の場所】 スイス チューリッヒ CH-8001
パラデプラッツ8番地
(Paradeplatz 8, CH-8001 Zurich Switzerland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 岡 知 敬

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 知 敬

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

**【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】** 社債

【今回の売出金額】 1,462万4,000トルコ・リラ (円貨換算額1億9,259万8,080円)
(上記円換算額は1トルコ・リラ=13.17円の換算率(2021年5月18日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値)による。)

【発行登録書の内容】

提出日	2020年10月29日
効力発生日	2020年11月6日
有効期限	2022年11月5日
発行登録番号	2-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
2-外1-1	2020年11月6日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-2	2020年11月6日	400,000,000円		該当事項なし
2-外1-3	2020年11月6日	197,298,600円		該当事項なし
2-外1-4	2020年11月19日	410,000,000円		該当事項なし
2-外1-5	2020年12月2日	3,008,000,000円		該当事項なし
2-外1-6	2020年12月8日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-7	2020年12月16日	769,000,000円		該当事項なし
2-外1-8	2020年12月18日	2,220,000,000円		該当事項なし
2-外1-9	2020年12月28日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-10	2021年1月13日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-11	2021年1月15日	541,000,000円		該当事項なし
2-外1-12	2021年1月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-13	2021年1月22日	300,000,000円		該当事項なし
2-外1-14	2021年1月22日	2,000,000,000円		該当事項なし
2-外1-15	2021年1月25日	700,000,000円		該当事項なし
2-外1-16	2021年1月25日	250,000,000円		該当事項なし
2-外1-17	2021年2月4日	580,000,000円		該当事項なし
2-外1-18	2021年2月5日	3,770,000,000円		該当事項なし
2-外1-19	2021年3月2日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-20	2021年3月3日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-21	2021年3月5日	521,968,000円		該当事項なし
2-外1-22	2021年3月12日	1,265,000,000円		該当事項なし
2-外1-23	2021年3月15日	660,000,000円		該当事項なし
2-外1-24	2021年3月17日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-25	2021年3月22日	2,508,000,000円		該当事項なし
2-外1-26	2021年3月26日	500,000,000円		該当事項なし
2-外1-27	2021年4月1日	350,000,000円		該当事項なし
実績合計額		24,660,266,600円	減額総額	0円

【残額】

(発行予定額－実績合計額－減額総額)

475,339,733,400 円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】

(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集要項	1
第 2 売出要項	1
1 売出有価証券	1
2 売出しの条件	3
第 3 第三者割当の場合の特記事項	23
第二部 公開買付けに関する情報	23
第三部 参 照 情 報	24
第 1 参照書類	24
第 2 参照書類の補完情報	24
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	25
第四部 保証会社等の情報	25
金融商品取引法第 5 条第 4 項に掲げる要件を満たしていることを示す書面	26
有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面	27
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	127

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	クレディ・スイス・エイ・ジー 2031年6月23日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額 又は 売出振替社債の総額	6,400万トルコ・リラ	売出価額の総額	1,462万4,000トルコ・リラ
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	10,000トルコ・リラ
償還期限	2031年6月23日(以下「満期日」という。)(注2)		
利 率	該当事項なし		
売出しに係る社債の 所有者の住所 及び氏名又は名称	エイチ・エス証券株式会社 (以下「売出人」という。)	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号 住友不動産新宿オークタワー27階	
利払日	該当事項なし		
摘 要	<p>(1) 信用格付</p> <p>本書日付現在、発行会社(以下に定義する。)は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド(以下「ムーディーズ」という。)からAa3の、S&Pグローバル・レーティング・ヨーロッパ・リミテッド(以下「S&P」という。)からA+の、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下「フィッチ」という。)からAの長期格付を取得している。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、いずれも金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督及び信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。</p> <p>ムーディーズ、S&P及びフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者としてムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義及び限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx)の「信用格付事業」のページ)にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(http://www.standardandpoors.co.jp)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered)に掲</p>		

	<p>載されている「格付の前提・意義・限界」及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/ja)の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。</p> <p>(2) その他</p> <p>本社債に適用されるその他の条件については「社債の要項の概要」を参照のこと。</p>
--	--

- (注1) 本社債は、社債等の発行に関するクレディ・スイス・エイ・ジー（ロンドン支店を通じて行為する。以下「発行会社」という。）の2020年11月27日付ストラクチャード・プロダクツ・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき発行会社によって2021年6月22日（以下「発行日」という。）に発行され、ユーロ市場において販売され、クレディ・スイス・インターナショナルによって引き受けられる。ユーロ市場で発行される本社債の額面総額は、上記の日本における売出面額の総額と同額である。本社債はいずれの証券取引所にも上場される予定はない。
- (注2) 満期日が営業日（以下に定義する。）でない場合には、当該満期日は修正翌営業日調整（以下に定義する。）に従った調整が行われる。
- (注3) 「トルコ・リラ」とはトルコ共和国の法定通貨を、「米ドル」とはアメリカ合衆国の法定通貨を、「円」又は「日本円」とは日本国の法定通貨を意味する。

2【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の22.85%	2021年5月20日から 2021年6月18日まで	20,000トルコ・リラ以上 10,000トルコ・リラ単位	なし	売出人の日本における 本店及び所定の営業所
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称		売出しの委託契約の内容		
該当事項なし		該当事項なし		

摘要

- (1) 本社債の日本における受渡期日は、2021年6月23日である。
- (2) 本社債のすべての申込人は2021年6月23日に売出価格を支払う。
- (3) 本社債の申込み及び払込みは本社債の申込人と売出人の間で締結される「外国証券取引口座約款」に従ってなされる。当該契約を締結していない申込人は当該契約を締結しなければならない。外国証券取引口座を通じて本社債を購入する場合、外国証券取引口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。
- (4) 本社債は1933年合衆国証券法（その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後も登録される予定はない。また、合衆国証券法及び適用のある州証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、又は米国人に対し、米国人の計算で、若しくは米国人のために、本社債の募集、売出し又は販売を行ってはならない。本段落において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i)金融商品市場に係る指令2014/65/EU（その後の修正を含み、その時々において変更又は代替される。）（以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii)指令(EU)2016/97（以下「保険販売業務指令」という。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)規則(EU)2017/1129（以下「目論見書規則」という。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（又はこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、規則(EU)1286/2014号（以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、又はその他の方法により入手可能とするべきではない。ここに「リテール投資家」とは、(i)2018年欧州連合（離脱）法（以下「EUWA」という。）に基づき国内法の一部を構成する規則(EU)2017/565号の第2条第8号において定義されるリテール顧客、(ii)2000年金融サービス・市場法（改正済。以下「FSMA」という。）の規定および保険販売業務指令を施行するためにFSMAに基づき制定された規定または規則の意味における顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則(EU)600

／2014号の第2(1)条第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの又は(iii)EUWAに基づき国内法の一部を構成する目論見書規則の第2条において定義される適格投資家ではない者のいずれか（又はこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることに関して、EUWAに基づき国内法の一部を構成するPRIIPs規則によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって英国におけるリテール投資家に対して当該本社債を募集し、売却し、又はその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

社債の要項の概要

本社債は、発行会社、クレディ・スイス・インターナショナル、ロンドン支店を通じて行為するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン及び契約中に記載の他の代理人との間で締結された2020年7月17日付の代理契約（その後の修正、改訂又は補足を含み、以下「代理契約」という。）並びに発行会社が発行する社債に関して締結した2020年7月17日付の約款捺印証書（発行日現在の修正又は補足を含み、以下「CS捺印証書」という。）に従って発行される。

以下においては、該当する時点での財務代理人、計算代理人及び支払代理人（もしあれば）をそれぞれ「財務代理人」、「計算代理人」及び「支払代理人」といい、財務代理人、計算代理人及び支払代理人を総称して「諸代理人」という。

その時々における本社債の所有者（以下「本社債権者」という。）は、適用される代理契約のすべての規定について通知を受けているものとみなされる。代理契約及びCS捺印証書の写しは、本社債が発行されている期間中は、支払代理人の指定された事務所において、通常の営業時間の間、閲覧に供される。

以下の社債の要項（以下「本要項」という。）は、本社債に適用される本プログラムの条項である。

1. 様式、額面及び所有権

本社債は無記名式で発行され（以下「無記名式社債券」という。）、額面金額は10,000トルコ・リラとする。

無記名式社債券は無記名式大券（以下「大券」という。）に表章される。確定無記名式社債券は発行されない。

大券の所有権は交付により移転する。正当な管轄権を有する裁判所により命令された場合又は法律により別途要求された場合を除き、あらゆる社債券の所有者は、かかる社債券の支払期日超過の有無を問わず、また所有権、信託若しくはかかる社債券に対する持分に関する通知、かかる社債券面上の書き込み、又はかかる社債券の盗失若しくは紛失にかかわらず、あらゆる目的上その完全な所有者とみなされ、そのように扱われ、いかなる者も所有者をそのように扱うことにつき責任を負わない。

本社債がユーロクリア・バンク・S.A./N.V.（以下「ユーロクリア」という。）及びクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルグ」という。）（以下、それぞれ「決済システム」という。）によって又はかかる決済システムのために所持されている大券により表章されている場合、特定の額面金額の当該本社債権者として該当する決済システムの記録に表示されている各者（別の決済システムの記録に表示されている限度で当該決済システムを除く。）（当該本社債について、以下「アカウント保有者」という。）（明らかな誤りがある場合を除き、ある者の勘定として当該本社債の額面金額についてアカウント保有者が発行した証書又はその他の書類がすべての目的において、最終的かつ拘束力のある証拠となる。）は、当該本社債の当該額面金額の支払についての権利を除くすべての目的において、発行会社及び各代理人によって当該本社債の当該額面金額についての所有者として扱われる。当該額面金額の支払についての権利は、発行会社及び諸代理人に対して、当該本社債を持参した者に対してのみ与えられる。決済システムによって又は決済システムのために所持される本社債についての権利は、当該時点で適用される決済システムの規則及び手続に従ってのみ譲渡することができる。本社債はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの代理の共通預託機関に寄託することができる。

決済システムに言及した場合には、文脈上認められる場合には、発行会社が認めた追加又は代替の決済システムへの言及を含むものとみなされる。

2. 本社債の地位

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、本社債の間に優劣はなく、また発行会社が随時発行する他の非劣後かつ無担保の債務と同順位かつ同等である。

3. 利息

本社債には利息は付されない。

4. 償還及び買入

4.1. 満期償還

下記の規定に従い満期日前に償還又は買入消却されない限り、額面金額10,000トルコ・リラの各本社債は、発行会社により、満期日に、額面金額の100.00%に相当するトルコ・リラの金額（以下「満期償還金額」という。）で償還されるものとする。満期日が営業日でない場合、修正翌営業日調整に従った調整が行われる。

「営業日」とは、(a) イスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場が支払決済を行っており、かつ、(b) ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて商業銀行及び外国為替市場がトルコ・リラ建の支払決済を行い、かつ一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している、土日以外の日をいう。

「修正翌営業日調整」とは、満期日が営業日でない場合に当該日を翌営業日に延期し、延期によって翌暦月にずれ込むこととなる場合には、直前の営業日に繰り上げる調整方法をいう。

4.2. 違法事由による償還

(i) 本社債に基づく発行会社の債務の履行（発行会社により行われる計算又は決定を含む。）、又は(ii) 本社債に基づく債務をヘッジするための取決めの全部若しくは一部が、いずれかの政府、行政、立法若しくは司法関係の当局若しくは権限を有する機関が適用する現行若しくは将来の法律、規則、規制、判決、命令、指令、許可要件、方針若しくは要請（法的効力がないものである場合には、その遵守が当該法令等の対象者の一般的な慣行に沿っているものに限る。）に照らして、又は当該法令等の解釈の変更に照らして、非合法、違法であり若しくはその他の点で違反している、又は今後そうなると思われる発行会社が誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて決定した場合（以下「違法事由」という。）、発行会社は、本要項第10項に従って、適用される法律によって認められた範囲において、本社債権者に対して可及的速やかに通知を行うことにより、予定外早期償還額（以下に定義する。）で本社債を償還することができる。この場合、当該通知後に満期償還金額又はその他の金額の支払は行われない。

本第4.2項に従った本社債の償還が到来した本社債について支払われるべき金額は、発行会社はその裁量により選択した償還期限より前の日において予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

「予定外早期償還額」とは、本要項第7項により本社債の償還期限が到来した場合はその直前の又はその他の全ての場合においては発行会社による本社債の早期償還の決定直後（実務上合理的に可能な限り）の本社債の価額（計算代理人がその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算し、とりわけ以下の①ないし⑥の要素に基づいて又はそれらを考慮の上決定する。）に相当するトルコ・リラ金額（ゼロを上回る場合も、ゼロになる場合もある。）をいう。

① 本社債の満期までの残存期間

② 銀行間の貸付金利

③ (A) 本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由（以下に定義する。）の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関

からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利、又は(B)その他の全ての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社（若しくはその関係会社）が現金の借入れの際に適用を受ける金利（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法により決定する。）

- ④ 本社債が1つ又は複数の原資産にリンクされている場合、かかる原資産の価額、予想される将来のパフォーマンス及び／又はボラティリティ
- ⑤ (A)本要項第7項による償還の場合は、発行会社の信用度に関して市場で観測される評価が著しく低下し始める時点（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）の直前から、債務不履行事由の発生までの間のある時点において、計算代理人が、発行会社の信用度に関して市場で観測可能な評価とかかる市場における比較可能な事業体に対する当該評価との過去の相関からの重大な乖離の有無（但し、これに限らない。）等の関連要素を考慮の上決定する、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）、又は(B)その他の全ての場合においては、計算代理人が予定外早期償還額を計算する時点若しくは合理的にそれに近い時点において、発行会社の信用度を考慮した減額（発行会社の信用格付における実際の若しくは予想される格下げを含むが、これに限らない。）（いずれの場合も計算代理人が誠意をもって商業的に合理的な方法によりその時点で有効なその内部モデル及び算出方法を用いて計算する。）、並びに、
- ⑥ 計算代理人が関係すると考えるその他の情報（かかる償還の原因となった事由を生じさせた状況を含むが、これに限らない。）

なお、以下の(A)及び(B)が適用される。

- (A) 予定外早期償還額は、かかる本社債についてヘッジのための取決めに解消、設定、再設定及び／又は調整した結果として発行会社及び／又はその関係会社が負担したか又は負担することとなる関連損失、経費又は費用（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて発行会社はその裁量により決定した金額とする。）を考慮して調整される。
- (B) 本要項第7項に従った償還の場合、予定外早期償還額の計算は、当該債務不履行事由自体による発行会社の信用度に対する追加の又は直後の影響（発行会社の信用格付の実際の又は予想される格下げを含むが、これに限らない。）は考慮しない。

4.3. 買入

発行会社及び発行会社の子会社又は関係会社は、いつでも公開市場その他において、いかなる価格においても本社債を買入、所有、再販又は消却することができる。

4.4. 元本

「元本」に言及した場合には、文脈上そのように解釈できる場合、本社債に基づき支払われるべきすべての金額を意味する。

5. 支払

5.1. 無記名式社債券

本社債に関する支払は、大券が米国外の支払代理人の指定事務所において呈示及び裏書された場合に、又は今後追加の支払が行われない場合は大券が引き渡されたときに、トルコ・リラの主要な金融センターに所在する銀行に開設されたトルコ・リラ建口座への振り込みにより行われる。

上記にかかわらず、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりトルコ・リラ障害事由（以下に定義する。）が発生したと決定された場合には、発行会社は、かかる決定を受けて、その単独かつ完全なる裁量により、関連する支払日においてフォールバックFXスポットレート（以下に定義する。）に基づく米ドル建による支払（以下「代替通貨支払」という。）を行うことにより本社債権者に対する債務を返済することができる。

発行会社は、かかるトルコ・リラ障害事由の決定について本社債権者に通知する。但し、かかる通知をしなかったあるいはかかる通知を受領すべき者が通知を受領しなかったとしても、かかる決定の有効性及び代替通貨支払を行う発行会社の権利の有効性には影響しないものとする。

「トルコ・リラ障害事由」とは、（a）発行会社が為替管理の発動又は発行会社の支配の及ばないその他の事由によって本社債に関する元金及び／又は追加額（もしあれば）の支払を行うためにトルコ・リラを調達できない場合、又は（b）発行会社又はその関連会社はその支配の及ばない事由によって元金及び／又は追加額（該当する場合）に相当する金額のトルコ・リラの送金、支払又は受渡し（トルコ共和国内外に対してなされるものであるか同国内外においてなされるものであるかを問わない。）を行うことが、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によれば、一般的に不可能、違法又は実行不能となる事象又は状況をいう。

計算代理人の判断、意見及び決定は、明白な誤り、意図的な懈怠又は悪意のない限り、あらゆる点で確定的なものであり、発行会社及び本社債権者を拘束する。計算代理人は、意図的な懈怠又は悪意がある場合を除き、かかる判断に関して責任を負わない。

「フォールバックFXスポットレート」とは、計算代理人が関連があると判断する情報を考慮して誠実に決定する米ドル／トルコ・リラの為替レートをいう。

5.2. 債務の支払

大券の所有者のみが当該大券に表章される社債に関する支払を受領することができ、発行会社は当該大券の所有者に対して又は所有者の指示による支払を行うことによって、支払った金額について当該大券に関して免責される。該当する決済システムの記録に特定の大券が表章する社債の額面金額についての所有者として表示された各人は、当該支払についての持分に関し当該決済システムに対してのみ追求できる。大券の所有者以外の者は、当該大券に対して支払われるべき金額について発行会社に対して請求権を有さない。

5.3. 支払に対する法及び繰り上げの適用

すべての支払は、いかなる場合においても、適用ある会計法並びにその他の法令及び指令の対象となる。

本社債に関して支払われるべき金額は0未満にはならない。本要項に従って決定された当該金額が負の金額である場合には、当該金額は0に繰り上げられたものとみなされる。

5.4. 代理人の任命

諸代理人は発行会社のみ代理人として行動し、発行会社又は諸代理人は本社債権者の代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けるものではない。発行会社はいつでも代理人の任命を変更又は終了し、追加又は代替りの代理人を任命することができるが、発行会社は常に財務代理人を維持しなければならない。

当該変更又は指定事務所の変更については、遅滞なく本社債権者に通知する。

5.5. 商業銀行取引日以外の日

本社債についての支払日が商業銀行取引日ではない場合、所有者は翌商業銀行取引日まで支払を受けることはできず、延期された支払について利息その他の金額を受領することもできない。本項に限り「商業銀行取引日」とは、①ロンドン、東京、ニューヨーク及びイスタンブールにおいて、商業銀行及び外国為替市場が支払の決済を行い、かつ商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日をいい、②呈示が必要な場合は、当該呈示の場所において、商業銀行が一般業務（外国為替及び外貨預金の取引を含む。）のために営業している日を意味する。なお、満期日については、上記本要項第4.1項に記載した調整に服する。

6. 時効

発行会社に対する、本社債に係る支払に関する請求は、それらについての関連日から10年（元本の場合）以内に大券の呈示がない限り、時効消滅し、無効となる。「関連日」とは、あらゆる支払について、(a) 当該支払の期限が最初に到来し、支払義務が発生した日、又は (b) 当該日までに財務代理人によって全額の支払が受領されていない場合、当該金額の全額が受領された日で、本要項第10項の規定に従って本社債権者に対してその旨の通知が行われた日を意味する。

7. 債務不履行事由

以下のいずれかの事由（以下「債務不履行事由」という。）が発生し、継続している場合、本社債権者は、財務代理人に対してその指定事務所宛てに書面で通知することにより、当該本社債につき直ちに償還期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、それにより当該本社債は予定外早期償還額にて償還されるべきものとなる。但し、財務代理人が当該通知を受領する前にすべての債務不履行事由が解消している場合にはこの限りではない。

- (a) 発行会社が本社債についての未払金を支払期日から30日以内に支払わない場合。
- (b) 発行会社が (i) 支払不能若しくは破産の状態にある場合若しくは債務の返済が不可能な状態にある場合（法律上若しくは裁判所によってそのようにみなされている場合を含む。）、(ii) 債務の全部若しくは重要な一部（若しくは特定の種類の債務）について支払を停止若しくは中止し、若しくは停止若しくは中止する虞がある場合、(iii) 適用ある破産、清算、債務超過、債務免除、公的管理、若しくは倒産法に基づく発行会社自身に関する手続を開始し若しくはその対象となった場合、(iv) 当該負債に関して関連する債権者との間で若しくはそれらの債権者のために執行の停止、一括譲渡、和議若しくは債務免除を提案し若しくは行った場合、又は (v) 発行会社の債務の全部若しくは一部（若しくは特定の種類の債務）に関する若しくはそれらに影響を及ぼす支払猶予の合意若しくは宣言があった場合。

本第7項に定める償還期限が到来した本社債について支払われるべき金額は、かかる本社債の償還期限において、予定外早期償還額に相当すると発行会社が決定した金額とする。

8. 課税

本社債への投資を予定している投資家は、本社債に投資するリスク（スイスにおける課税に関するリスクを含む。）及び各自の状況に照らした当該投資の適切性について、財務顧問及び／又は税務顧問に相談する必要がある。

8.1. スイスにおける課税

一般的注意事項

本項のスイスにおける課税に関する下記の考察は、本書の日付現在において有効なスイスの法律に基づく、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品に分類される社債（下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。）の投資家に影響を与える可能性がある一定の課税に関する予測の概要にすぎない。本概要は、一般的な性質のものであり、包括的であることを意図しておらず、とりわけ、本社債が純粋なデリバティブ又は投資ファンド類似の社債に分類される場合に適用される所得税に関する規則は含んでいない。一般的に、投資家は、個別の状況に鑑み、独自の専門家に相談することが推奨される。

スイス源泉徴収税

社債に関する支払及び社債の元本の返済は、スイス源泉徴収税の課税対象とはならない。但し、発行会社とそのロンドン支店、ナッソー支店又はシンガポール支店を通じて発行した社債については、当該支店を通じて発行した社債が存続する限りにおいて、(i)発行会社が当該指定支店の法域において銀行業務を行う許可を受けており、当該指定支店がスイス国外に所在し有効に運営されている恒久的施設であること、かつ(ii)当該指定支店が社債の発行により得た資金をスイス国外で使用することを条件とする（但し、その時々において有効なスイス税法上、スイス国内でかかる資金の使用が認められている場合には、そのように認められている範囲において、発行会社による社債に関する支払が、スイス国内でかかる資金の使用を理由としてスイス源泉徴収税の徴収又は控除の対象とならない場合にはこの限りではない。）。発行会社は、指定支店が発行する社債が存続する限り、当該指定支店がこれらの条件に従うことを確認する。

スイス連邦源泉徴収税法の改正の可能性

2020年4月3日、スイス連邦参事会は、社債の利息について適用されるスイスの源泉徴収制度の改革に係る協議草案を公開した。当該協議草案の一環として、利息の支払について適用されている現行の債務者ベースのスイス源泉徴収制度に代わり、支払代理人ベースの制度が採用されている。かかる支払代理人ベースの制度は、一般的に、(i)スイス国外で行為する支払代理人から税務上の目的のためにスイス国内に居住する個人の居住者に対する利息の支払に分類されるあらゆる支払（社債に関する一切の支払（社債の税分類については、下記「スイス所得税 - II. スイスの居住者である保有者が私有資産として保有する社債 - A. 分類」を参照のこと。）を含む。）をスイス源泉徴収税の対象とする一方、(ii)その他一切の者に支払われる利息（外国投資家（集団投資ファンド又は類似の商品を通じて支払われる場合を除く。）を含む。）についてはスイス源泉徴収税の対象から除外する。但し、協議の結果、見解の一致は得られなかった。これを受けて、2020年9月11日、スイス連邦参事会は、スイスの源泉徴収制度の改革について、社債の利息の支払に関するスイス源泉徴収税の廃止について規定する新しい草案を作成することを決定し、2021年上半年にスイス連邦議会に提出することを予定している。仮にそれにもかかわらず2020年4月3日に公開された協議草案で予定される新たな支払代理人ベースの制度が制定された場合、スイス国外で行為する支払代理人は、利

息として分類される一切の支払（割引発行、返済プレミアム若しくは発生利息を考慮した支払を含む。）又は社債に関するその他の分配について35%の源泉徴収税の控除又は徴収の適用を受ける場合がある。

スイス連邦証券取引高税

発行会社による発行日における社債の発行及び販売（発行市場における取引）並びに発行会社による社債の償還は、スイス連邦証券取引高税を免除される。

流通市場における社債の取引及び原資産の交付には、購入価格の0.30%を上限とするスイス連邦証券取引高税が課される可能性がある。但し、スイスの国内銀行又はスイスの国内証券業者（スイス連邦印紙税法に定義される。）が、かかる取引又は場合により交付の当事者又は仲介業者である場合に限る。

スイス所得税

I. スイス非居住者である保有者

税法上スイスの居住者ではなく、課税年度中にスイス国内の恒久的施設を通じて実施された社債に関する取引又は事業に従事していない社債権者は、その保有する社債についてスイスの所得税を課されることはない。利払いとみなされる支払に係るスイス源泉徴収税については、上記「スイス源泉徴収税」を参照し、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産に関する国家間の自動的な情報交換については、下記「スイスによる課税における自動的な情報交換」を参照し、スイスにおけるFATCAの実施の促進については、下記「スイスにおけるFATCAの実施の促進」を参照されたい。

II. スイス居住者である保有者が私有資産として保有する社債

A. 分類

社債は、プレーン・バニラ型社債、又は社債及び原資産（指数や通貨等）に係る1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される可能性がある。社債が、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品として分類される場合、課税されるか否かは、税法上、当該社債が以下のいずれに分類されるかによる。

- 社債とオプションが別々に開示されているか又はそれらの価値が分析的に決定できるか否かにより、透明性のある社債又は透明性のない社債（下記B.参照）。
- また、当該社債の最終利回りが1回のみ利払いによるものか、若しくは複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行若しくは返済プレミアムによるものであることから、支配的一括利払いを行う社債（*intérêt unique prédominant*、又はIUP）、又は最終利回りが定期的な利払いによるものであることから、支配的一括利払いを行わない社債（*sans intérêt unique prédominant* 又はnon-IUP）（下記C.参照）。

B. 透明性のある社債及び透明性のない社債

税法上、社債及び1つ又は複数のオプションで構成されるストラクチャード・ファイナンス商品である社債は、組込社債及び組込オプションの価値が、条件書、仮目論見書若しくは最終目論見書に別々に開示されている場合、又はそうではない場合でも、社債が標準的な社債であり、かつ社債及びその組込オプションの価値がとりわけスイス連邦税務局（スイス、ベルン）の「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを使用し、常に分析的に決定できる場合、税法上、透明性のある社債に分類される。

下記「C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債」に記載される課税原則に基づき、透明性のある社債又は透明性のない社債としての分類は以下の所得税効果を有する。

- － 透明性のある社債：社債が、課税上透明性があると分類される場合、すなわち組込社債が、組込オプションとは別に開示されている場合、又は上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定のための条件がそろった場合には、債券の構成要素に関連する支払についてのみ課税され、組込オプションに関連する支払については、非課税である。
- － 透明性のない社債：組込社債が組込オプションとは別に開示されていない場合、及び、上記の通り、組込社債及び組込オプションの価値の分析的な決定の条件がそろわない場合には、当該社債は透明性のないストラクチャード社債に分類され、初期投資に紐づくあらゆる収益が課税対象の利払いに分類される。

C. 支配的一括利払いを行わない社債及び支配的一括利払いを行う社債

a. 支配的一括利払いを行わない社債 (*sans intérêt unique prédominant*又は*non-IUP*)

社債は、透明性の有無にかかわらず、その発行時の最終利回りの大部分が、1回のみ利払いではなく定期的な利払いによるものである場合、又は複数回の利払いがある場合で、その大部分が割引発行又は返済プレミアムによるものではない場合、支配的一括利払いを行わない社債（以下、本項において「Non-IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、Non-IUP社債を私有資産として保有する者は、下記の所得項目を課税所得として、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該個人がかかる所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告に含めるよう義務付けられている。

(i) 定期的な利払い

(ii) 1回のみ利払い

(iii) 社債が、

- － 透明性がないと分類された場合は、(a)Non-IUP社債の償還時又は売却時に受領する金額（該当する方）と(b)発行市場における購入時の発行価格又は流通市場における購入価格（該当する方）の正の差に相当する額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）

（いわゆる、直接的不均一課税 (*reine Differenzbesteuerung*)（以下、本項において「直接的不均一課税」という。））。

- － 透明性があると分類された場合は、オプションに係るプレミアムの支払及びNon-IUP社債の売却若しくはその他の処分又は償還により実現された利益（オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する利益を含む。）は、非課税のプライベート・キャピタルゲインである。かかるNon-IUP社債の売却又はその他の処分により実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスである。

b. 支配的一括利払いを行う社債 (*intérêt unique prédominant*, 又は*IUP*)

社債は、その発行時における最終利回りの全部若しくは大部分が、定期的な利払いによるものではなく、割引発行又は返済プレミアムによるものである場合、支配的一括利払いを行う社債（以下、本項において「IUP社債」という。）に分類される。

スイス居住の個人であり、IUP社債を私有資産として保有する者は、下記の所得項目を、それぞれの場合によって、支払時、償還若しくは売却時又は発行若しくは購入時の実勢為替レートにより外貨からスイス・フランに換算し、当該所得項目を受領又は実現した課税年度における当該個人の所得税申告において課税所得として申告しなければならない。

(i) IUP社債に関し受領した定期的な利払い

(ii) 社債が、

- 透明性がないと分類された場合、直接的不均一課税（上記に定義される。）の方法を適用して決定された償還時又は売却時に実現した正の金額（すなわち、とりわけ、オプション、発生利息又は外国為替レート若しくは金利水準の変動に関する支払又は利益を含む。）。
- 透明性があると分類された場合、IUP社債の債券の構成要素の償還時又は売却時の価値（該当する方）と、発行市場又は流通市場（該当する方）における購入価値との正の差に相当する金額。これらの価値は、例えば、スイス連邦税務局（スイス、ベルン）により使用される「債券下限価格設定モデル」等の評価モデルを適用して決定される（以下、本項において「修正不均一課税」という。）。その結果、オプションに係るプレミアムの支払及びオプションに関する利益を含むその他の収益は、非課税のプライベート・キャピタルゲインに分類され、かかる項目に関して実現された損失は、税控除不可のプライベート・キャピタルロスに分類される。

保有者は、同じ課税年度内にIUP社債の売却又は償還により実現され、それぞれの課税方法により計算されたIUP社債の債券の構成要素に係る損失と、支配的一括利払いを行うその他の商品から保有者により実現された利益（定期的な利払いを含む。）とを相殺することができる。

III. スイスの事業資産として保有される社債及び専門証券業者に分類される個人により保有される社債

スイス国内における事業の一環として社債を保有する個人及びスイス居住者である法人納税者、並びに海外に居住する法人納税者で、スイス国内の恒久的施設を通じて実施される取引又は事業の一環として社債を保有する者は、各課税年度の損益計算書において、かかる社債の売却その他の処分により実現された利払い及びキャピタルゲイン又はロスを認識するよう義務付けられており、当該課税年度における課税所得の純額について課税対象となる。スイス居住者である個人で、所得税法上、とりわけ頻繁な証券の取引又はレバレッジをかけた証券への投資を理由に「専門証券業者」に分類される者にも、同一の課税上の取扱いが適用される。

スイスによる課税における自動的な情報交換

スイスは、欧州連合（以下「EU」という。）との間で課税における国家間の自動的な情報交換（以下「AEOI」という。）に関する多国間協定を締結した。当該協定は、全EU加盟国において適用されている。また、スイスは、金融口座情報の自動的な交換に関する多国間の管轄当局間協定（以下「MCAA」という。）、及びその他の国々との間で多数の二国間AEOI協定（そのほとんどがMCAAに基づくものである。）を締結した。当該協定及びスイスの施行法に基づき、スイスは、EU加盟国又は他の締結国の居住者である個人の利益に資するため、スイスの支払代理人の口座又は預託場所に保有される金融資産、及びこれから派生し、かつ当該口座又は預託場所に入金される所得（場合により、かかる口座又は預託場所に保有される社債を含む。）に関するデータについて、収集及び交換を行っている。スイスが当事者であるAEOI協定で有効なもの又は署名済みであるがまだ効力が発生していないものの最新の一覧は、スイス連邦財務省（SIF）のウェブサイトで見ることができる。

スイスにおけるFATCAの実施の促進

スイスは、米国外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）の実施を促進するため、米国との間で政府間協定を締結した。この協定は、米国とスイスとの間の二重課税回避協定（以下、「本条約」という。）に基づき、米国人がスイスの金融機関に保有する口座（本社債が保有される口座を含む。）が、当該口座の所有者の同意を得た上で、又は行

政執行共助の範囲内の一括請求により、米国の税務当局に開示されることを確約するものである。2019年に改正された本条約には、スイス及び米国間で、請求に応じて租税に係る事項の情報交換を行う国際基準に沿った仕組みが含まれ、2014年6月30日以降の不同意米国口座及び不同意不参加外国金融機関に関して米国がFATCAに基づく一括請求を行うことが可能になっている。さらに、2014年10月8日、スイス連邦議会は、現在の直接通知制から、スイス連邦税務当局に関連情報を送付し、同税務当局が米国税務当局に情報を提供する体制への変更に関する米国との交渉の権限を承認した。交渉がいつまで続くのか、新しい体制がいつ発効するのかは未だ不確定である。

8.2. 日本における課税

(a) はじめに

日本国の租税に関する以下の記載は、本書の日付現在施行されている日本国の所得に係る租税に関する法令（以下「日本の税法」という。）に基づくものである。

日本の税法上、本社債は普通社債と同様に取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが法令上明確に規定されているわけではない。仮に、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが下記内容と異なる可能性があるが、本社債が普通社債と同様に取り扱われることを前提として、下記 (b) では、日本国の居住者である個人の本社債に関する課税上の取扱いの概略について、また下記 (c) では、内国法人についての本社債に関する課税上の取扱いの概略について、それぞれ述べる。但し、今後の日本の税法の改正等により下記内容に変更が生じる可能性があること、また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意されたい。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

(b) 日本国の居住者である個人

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合の譲渡損益は、譲渡所得等として、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となる。

償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の源泉徴収税が課される。日本国の居住者である個人が本社債の元本の償還により交付を受ける金額に係る償還差損益は、譲渡所得等とみなされ、20.315%（15%の所得税、復興特別所得税（所得税額の2.1%）及び5%の地方税の合計）の申告分離課税の対象となり、上記で述べた支払の取扱者を通じて元本の償還による償還金の交付を受ける際に源泉徴収されるべき所得税額がある場合には、申告納付すべき所得税の額から控除される。

申告分離課税の対象となる、本社債の譲渡損益、及び償還差損益については、一定の条件及び限度で、他の上場株式等（特定公社債を含む。）の利子所得、配当所得、及び譲渡所得等との間で損益通算を行うことができ、かかる損益通算においてなお控除しきれない部分の上場株式等の譲渡損失（償還差損を含む。）については、一定の条件及び限度で、翌年以後3年間にわたって、上場株式等（特定公社債を含む。）に係る利子所得、配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を行うことができる。

なお、本社債は、金融商品取引業者等に開設された特定口座において取り扱うことができるが、その場合には、上記と異なる手続及び取扱いとなる点があるため、注意されたい。

(c) 内国法人

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。

内国法人が本社債の償還を受けた場合には、償還差益は益金の額として、償還差損は損金の額として、法人税及び地方税の課税所得の計算に算入される。また、公益社団法人又は公益財団法人以外の一般社団法人又は一般財団法人である内国法人が支払を受けるべき償還金の額の25%相当額には、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課されるが、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

8.3. 米国における課税

以下は、本社債を保有していること以外に米国となんら関わりのない非米国人保有者による本社債の取得、保有及び処分に関して、米国連邦所得税上の重大な影響の一部について述べるものである。本概要は、例えば、本社債の現物決済に係る原資産の保有又は所有に関する米国連邦所得税上の影響等については言及していない。本項において、「非米国人保有者」とは、①米国連邦所得税の目的における非居住外国人、②米国連邦所得税の目的における外国法人、又は③その利益が純利益ベースで米国連邦所得税の対象とならない遺産財団若しくは信託である、本社債の実質的保有者をいう。組合（米国連邦所得税の目的において組合とみなされる事業体を含む。）が本社債を保有する場合、組合員に対する課税上の取扱いは、一般的に組合員の地位及び組合の活動に左右される。非米国人保有者ではない投資家又は組合である投資家は、本社債への投資に関する米国連邦所得税上の留意点について、各自の税務顧問に相談すべきである。

本概略は、1986年米国内国歳入法（以下「歳入法」という。）、同法に基づき発行される財務省規則、並びに現在有効な（又は場合により提案されている）判決及び決定の解釈（いずれも変更される可能性がある。）に基づいている。それらの変更は、遡及的に適用される可能性があり、本項に記載される米国連邦所得税上の取扱いに悪影響を及ぼす可能性がある。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況における米国連邦所得税法の適用について、またその他の課税管轄地の法律により本社債の購入、実質的保有及び処分に関して課される税務上の影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

投資家は、米国の連邦、州、地方その他の税法が、本社債の購入、保有及び処分に関して自らに及ぼす影響について、各自の税務顧問に相談すべきである。

第871条(m)に基づく配当同等物の源泉徴収

歳入法第871条(m)及び同法に基づく規則の規定では、「配当同等」支払金を米国源泉配当金として扱っている。かかる支払金には、原則として税率30%の米国の源泉徴収税が課される。

最終規則では、配当同等物とは、①有価証券貸借取引又は買戻条件付取引による原有価証券の配当金、②「指定想定元本契約」（以下「指定NPC」という。）による原有価証券の配当金、③指定エクイティ・リンク商品（以下「指定ELI」という。）による原有価証券の配当金、及び④その他実質的に類似する支払金の支払を参照する支払又はみなし支払であると規定されている。当該規則では、支払金には、原有価証券に関する配当への参照が明示的であるか黙示的であるかにかかわらず、配当同等支払金が含まれると規定されている。原有価証券とは、ある事業体に対する持分を有しており、財務省規則第1.861-3条によりかかる持分に関する支払が米国源泉配当金を生じる可能性がある

場合において、かかる持分をいう。NPCとは、財務省規則第1.446-3条(c)に定義される想定元本契約（以下「NPC」という。）をいう。エクイティ・リンク商品（以下「ELI」という。）とは、1つ又は複数の銘柄の原有価証券の価値を参照する（有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引又はNPC以外の）金融商品であり、これには先物契約、先渡契約、オプション、債務証券又はその他の契約による取決めが含まれる。「第871条(m)取引」とは、有価証券貸借取引若しくは買戻条件付取引、指定NPC又は指定ELIをいう。

最終規則及び行政指針は、2017年1月1日以降2023年1月1日より前に発行される取引については、原有価証券に関するデルタが1であるNPC又はELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとすると規定している。2023年1月1日以降に発行された取引については、(a) 原有価証券に関するデルタが0.8以上であった「単純」NPC又は「単純」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとし、また (b) 原有価証券に関する実質的同等性テストにより適格とされた「複雑」NPC又は「複雑」ELIを、それぞれ指定NPC又は指定ELIとする。単純契約のデルタの決定及び複雑契約の実質的同等性テストの実施は、行われる可能性のある第871条(m)取引が価格決定される日又は行われる可能性のある第871条(m)取引が発行される日のいずれか早い方の日に行われる。但し、行われる可能性のある第871条(m)取引が、その発行時点の14暦日前より前に価格決定された場合には、発行される日を採用しなければならない。また、投資家への販売前に在庫として保有される本社債のデルタ又は実質的同等性については、一定の場合において、在庫から販売又は処分される時点で再テストが要求されることがある。在庫から販売された本社債が第871条(m)取引に該当するものと決定され、発行時に販売された同一シリーズの本社債は第871条(m)取引に該当しないと決定されていた場合、発行時に販売された本社債の保有者は、発行会社又は源泉徴収代理人が発行時に投資家に販売された本社債を特定して、これを在庫から販売された本社債と区別することをしない又はすることができない場合に、悪影響を受ける可能性がある。

当該規則に定める効力発生日の目的上、一定の事由により、発行済の本社債が新規の有価証券として発行されたものとみなされる場合がある。例えば、対象銘柄又は指標の再構成又はリバランスは、当該再構成又はリバランスに関して裁量権を行使していることを根拠に、本社債の重大な変更該当し、したがって当該事由の発生に伴う本社債のみなし発行であるとの主張が米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）によりなされる可能性がある。また、保有者が原エクイティ又は本社債に関する他の一定の取引を締結し又は既に締結している場合は、これらの規則に基づき米国の源泉徴収税が本社債に適用される可能性がある。原有価証券又は本社債に関する他の取引を締結し又は既に締結している保有者は、当該他の取引との関連による本社債への歳入法第871条(m)の適用について、各自の税務顧問に相談するべきである。

支払の源泉徴収は、実際の配当金に基づくか、又はその他適用ある規則に基づき発行会社により通知がなされている場合は、本社債の価格決定に使用された配当見積額に基づき行われることとなる。本社債が、配当見積額に加えて、原有価証券の配当額を反映するための支払について定めている場合は、源泉徴収は支払の合計額に基づくものとする。本社債の発行が第871条(m)取引に該当する場合には、各配当同等物の金額に関する情報、行われる可能性のある第871条(m)取引のデルタ、源泉徴収及び預託された税額、配当見積額その他当該本社債について規則を適用するために必要な情報が、適用ある規則により許容される方法により、本社債権者に対し提供、連絡又は開示される。源泉徴収税は、保有者が原有価証券の配当金について本社債につき同時期の支払を受領しない場合においても適用される場合がある。米国の租税は、配当同等物に該当する支払又はみなし支払のあらゆる部分（適切である場合、購入価格の支払を含む。）について徴収される。

源泉徴収が適用される場合、例え保有者がその他適用ある条約に基づく減額措置の適用条件を満たしていたとしても、源泉徴収の税率が軽減されない場合がある。但し、租税条約に基づき低税率の源泉徴収の適用を受ける権利を有する非米国人保有者は、米国の納税申告書を提出することにより、超過して源泉徴収された金額の還付請求を行うこ

とができる場合がある。しかしながら、保有者は、適用ある条約に基づく金額を超過して源泉徴収された金額について適切に還付請求を行うために必要な情報の提供を受けられない可能性がある。またIRSは、還付請求の目的上、保有者に対して、本社債について支払われた源泉徴収税の還付を認めない可能性がある。最後に、保有者の居住税務管轄地域において、保有者による配当同等物の金額に関する米国の源泉徴収税の還付請求が認められていない可能性がある。発行会社は、源泉徴収された金額について、いかなる追加金額の支払も行わない。

本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象となる取引に該当するか否かに関する発行会社による決定が、関連ある発行条件書に記載される場合がある。本社債に関する発行条件書においては、発行会社は、本社債（他の取引は考慮しない。）は、当該取引として取り扱われるべきではないと決定している。発行会社による決定は、原則として保有者を拘束するものであるが、IRSを拘束するものではない。IRSは、発行会社による反対趣旨の決定にかかわらず、本社債が第871条(m)に基づく源泉徴収の対象である旨有効に主張することができる。これらの規則は、非常に複雑なものとなっている。保有者は、第871条(m)及び同条に基づく規則が米国連邦所得税に関連して自らに及ぼす影響、及び本社債に関する支払又はみなし支払が配当同等支払金に該当するか否かについて、各自の税務顧問に相談すべきである。

米国不動産への外国投資に関する課税上の留意点

保有者は、財務省規則第1.897-1条(c)において定義される「米国不動産持分 (U.S. real property interest)」(以下「米国不動産持分」という。)の処分につき米国連邦所得税の対象となる可能性がある。当該処分による一切の収益は、非米国人保有者による米国取引又は事業に有効に関連しているものとして取り扱われ、処分により実現した利益に対する課税及び源泉徴収の対象となる。米国不動産持分は、米国不動産に対する直接持分又は歳入法第897条に定める意味においての米国不動産を所有する企業（以下「米国不動産所有企業」という。）に対する持分により構成され得る。但し、原則として、米国不動産所有企業に対する持分が当該企業の通常取引される株式の5%以下である場合、当該持分は米国不動産持分に該当しない。

発行会社は、原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業であるか否かの決定を行う意思はない。原有価証券に対する持分の発行者は米国不動産所有企業である可能性があり、また、本社債が米国不動産持分に対する所有持分又は米国不動産持分に係るオプションを構成し、これにより上述した結果がもたらされる可能性がある。また、当該原有価証券に対する持分の発行者が米国不動産所有企業ではない可能性もある。

各保有者は、有価証券の取得に関連し、直接的か、間接的か又は解釈上かにかかわらず、米国不動産所有企業と解される各原有価証券の持分の5%超を保有せず、また将来においても保有しない旨表明したものとみなされる。発行会社及び一切の源泉徴収代理人は、当該表明の正確性に依拠する。本項の説明において、財務省規則第1.897-1条(d)に定める意味における、債権者としてのみの持分以外の一切の持分は、原有価証券の持分の所有として取り扱われる。発行会社が源泉徴収を行わなかった場合においても、仲介源泉徴収代理人が有価証券について源泉徴収を行わない保証はない。また保有者は、源泉徴収額を超過する米国所得税上の義務（もしあれば）を負う可能性がある。発行会社は、歳入法第897条に起因する源泉徴収額又は税制上の義務について、いかなる追加金額の支払も行わない。

保有者は、原有価証券に対するその他の持分の影響、当該その他の持分に対する本社債の保有の影響、及び前段落に記載の表明を行うことによる結果について、各自の税務顧問に相談すべきである。

外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA) に基づく報告及び源泉徴収

一般的に「FATCA」と称される特定の税情報の報告及び源泉徴収に関する規定に基づき、①「外国金融機関」（当

該金融機関が、その管轄地においてFATCAを施行するために適用される規則又は当該金融機関とIRSとの間で締結された合意に従って、とりわけ、その口座に関する特定の情報の報告及び源泉徴収に関する義務を遵守しない場合)並びに②発行会社又は仲介金融機関からの保有証明書及び身元に関する情報の要求に従わないその他の保有者又は実質的保有者に対して行われる「源泉徴収可能な支払」及び一定の「パススルー支払」に対しては、30%の源泉徴収税が課される。

「FATCA」とは、歳入法第1471条乃至第1474条、それらの最終的な現在若しくは将来の規則若しくは公式な解釈、歳入法1471条(b)に基づき締結された合意、又は歳入法の同条の施行に関して締結された政府間の合意に基づき採択された米国若しくは非米国の財務若しくは規制上の法律、規則若しくは慣行をいう。「源泉徴収可能な支払」には、一般に、米国を源泉とする、固定的又は確定可能な年次の又は定期的な利得、利益及び所得(以下「FDAP」という。)の支払(歳入法第871条(m)に基づく「配当同等物」とみなされる本社債に対する支払を含む。)が含まれる。「パススルー支払」とは、あらゆる源泉徴収可能な支払及び「外国パススルー支払」(現在のところ、当該用語の定義はなされていない。)をいう。

発行会社及びその他の仲介外国金融機関は、IRSに対して本社債権者に関する情報を報告することを義務付けられる場合がある。また、発行会社又はその他の源泉徴収代理人は、保有者又は実質的保有者が①関連する情報を提供しない場合、②適用ある情報報告義務を遵守していない外国金融機関である場合、又は③かかる不適合外国金融機関を通じて直接又は間接に本社債を保有している場合、本社債に基づく支払に対して30%の税率で源泉徴収を行うことを義務付けられる場合がある。発行会社はFATCAに基づく源泉徴収額に関して追加額の支払をする義務を負わない。

下記の例外規定の適用を除き、FATCAに基づく源泉徴収は、源泉徴収可能な支払に対して現在適用されており、また外国パススルー支払については、「外国パススルー支払」を定義する米国財務省規則の最終版の公表日から2年後の日以降に適用される。

以上の説明は、最近提出された米国財務省規則案を反映している。米国財務省は、当該規則の最終版が公布されるまでの間、納税者が前述の規則案に依拠することを認めており、上記の説明は、当該規則案が現在の内容で最終版となることを前提としている。

本社債に対する支払がFATCAに基づく源泉徴収の対象にならないという保証はない。本社債に投資しようとする者は、自らの固有の状況において、FATCAが本社債への投資にいかなる影響を及ぼすかの判断について、各自の税務顧問に相談すべきである。

9. 追加の発行

発行会社は、本社債権者の承諾を得ることなく、本社債と同条件(発行価格を除く。)で本社債を随時追加設定し、発行することができ(疑義を避けるために付言すると、本要項における「発行日」とは、本社債の最初の発行日を指す。)、これを本社債と統合し、1つのシリーズを構成することができる。本要項における「本社債」もこれに従って解釈される。

10. 通知

決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている本社債権者に対する通知は、決済システムに対して当該通知を交付し、決済システムから権利を有する口座所有者に対して交付することによって、又は当該通知を関連する大券の所有者に対して交付することによって行う。本社債権者に対する通知は、発行会社が決定する一般

に刊行されている主要紙における公告によっても行うことができる。当該通知は、交付された日の次の平日に行われたものとみなされ、当該通知が公告される場合には公告日に行われたものとみなされ、複数の日又は異なる日に公告された場合には最初に公告された日に行われたものとみなされる。

本社債権者による通知は（本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているものではない場合）書面によるものとし、諸代理人に提出することにより行われる。本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されている場合、当該通知は本社債権者によって関連決済システムを通じて、関連決済システムが当該目的のために認めた方法で行うものとし、決済システムによる本社債権者が本社債を所有している旨の確認書も添える。

本社債が決済システムにおいて、又は決済システムに代わって所持されているが、当該決済システムが決済システムを通じての通知の送付を認めていない場合、関連する本社債権者は諸代理人に対して書面を提出することによって、かかる通知を行うことができるが、本社債権者が決済システムより当該本社債権者が本社債を所有している旨の、発行会社が満足する証明を取得し、これを発行会社に提供することが条件となる。

11. 社債権者集会

代理契約には、特別決議による本要項の変更の承認を含む、本社債権者の利益に影響する事項を審議するための本社債権者の集会の招集に関する規定が含まれている。かかる集会は、当該時点において本社債の未償還額面総額の10%以上を保有する本社債権者により、招集することができる。特別決議を審議するための社債権者集会の定足数は、本社債の過半数（当該時点において本社債の未償還額面総額を基準として）を保有又は代表する2名以上の者とする。延会についての定足数は、保有又は代表される本社債の額面金額にかかわらず、本社債権者であり又は本社債権者を代表する2名以上の者とする。但し、当該集会の議事に（とりわけ）下記（a）ないし（f）の議案の審議が含まれる場合には、定足数は当該時点において本社債の未償還額面総額の75%以上（又は延会の場合は25%以上）を保有又は代表する2名以上の者とする。（a）本社債に関する支払日を変更すること、（b）本社債の額面金額若しくは本社債の償還において支払われ若しくは交付されるその他の金額を減額若しくは消却すること、（c）本社債について支払われ若しくは交付される金額の算定方法若しくは計算基準を変更すること、（d）本社債の支払通貨若しくは表示通貨を変更すること、（e）特別定足数の規定が適用される特別決議による承認を得た上でのみ行うことのできる手続を行うこと、又は（f）社債権者集会において必要とされる定足数若しくは特別決議を可決するために必要とされる過半数に関する規定を変更すること。適式に可決された特別決議は各社債権者を拘束する（当該決議が可決された集会における当該社債権者の出欠席を問わない。）。

代理契約には、本社債の未償還額面総額の90%以上を保有する所有者により、又はかかる所有者に代わって署名された書面による決議は、あらゆる目的上、適式に招集及び開催された社債権者集会において可決された特別決議と同様に効力を有するものとみなされる旨規定されている。かかる書面による決議は1つの文書として作成することも、同じ形式の複数の文書として作成することもでき、各文書は1名又は複数名の本社債権者により又はかかる本社債権者に代わって署名されるものとする。

「特別決議」とは、代理契約に従い適式に招集及び開催された集会において、投じられた票の75%以上の多数により可決された決議をいう。

12. 変更

発行会社は、本社債権者の同意を得ることなく、(a) 曖昧性を無くするため、若しくは本要項に含まれる規定を発行会社が必要若しくは望ましいと考える方法で訂正若しくは補足するため（但し、かかる変更が、発行会社の判断において本社債権者の利益を損なわないものであることを条件とする。）、又は (b) 明白な誤りを訂正するために、本要項、CS捺印証書及び（その他の当事者と共同で）代理契約の規定を変更することができる。かかる変更があった場合、本要項第10項に従ってその旨が本社債権者に通知される。

13. 計算及び決定

当初の支払代理人、財務代理人及び計算代理人の名称及び指定事務所は以下のとおりである。

支払代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

財務代理人： ロンドン支店を通じて行為する
ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
ロンドン E14 5AL
カナダ・スクエア 1

計算代理人： クレディ・スイス・インターナショナル
ロンドン E14 4QJ
カボット・スクエア 1

本要項における発行会社及び計算代理人によるすべての計算及び決定は、該当する本要項の規定に従って行い、それぞれの場合、当該要項に定められた基準（もしあれば）に従い、また（該当する場合には）発行会社又は計算代理人の計算又は決定の責任者である従業員又は役員に提供された又はこれらの者が取得した情報に基づいて行われる。

本要項に基づきその裁量による決定を行う際、発行会社及び計算代理人はそれぞれ、適当と考える要因（いずれかの時点で本社債に関して発行会社（及び／又はその関係会社）が締結したヘッジのための取決めに重大な影響を及ぼすと自らが判断する状況又は事由を含むが、これらに限らない。）を考慮に入れることができる。本要項に規定されている場合、発行会社又は計算代理人は、公式のものであるか予想によるかを問わず、本要項に定められた情報、価格ソース又は要因を用いて支払われるべき金額を計算する。但し、発行会社又は計算代理人が必要な情報を取得できないか、定められた価格ソース又は要因を利用することができない場合、合理的な努力を尽くした上で、またかかる計算に関して本要項に定められたすべての代替策に関する規定を適用した上で、発行会社又は計算代理人は、（合理的に考えてかかる予想が必要であると判断した場合）かかる計算を行う際に、当該情報、価格ソース又は要因について（誠意をもって商業的に合理的な方法を用いて）予想を用いることを認められる。

発行会社又は計算代理人による、本要項に基づくすべての計算、決定及び裁量の行使（該当するものとして本要項に既に記載されているか否かは問わない。）は、誠意をもって、商業的に合理的な方法で行われるものとし、（それに伴い適用される規制上の義務がある場合には）適用される規制上の義務に従って、当該計算、決定及び裁量の行使により公正な取扱いが行われるかということに配慮した上で行われるものとする。

本要項に基づく発行会社又は計算代理人によるすべての計算は、明白な誤りがない限り、最終的かつ決定的なものであり、本社債権者を拘束する。

発行会社及び計算代理人は、本社債権者のために又は本社債権者について、代理人、信託又は受託者としての義務又は関係を引き受けない。本要項は、金融行動監視機構が認める者に適用される規制の枠組みに基づく責務又は責任を除外又は制限するものではない。

14. 発行会社の代替

発行会社又は発行会社を以前に代替した会社は、以下の(a)ないし(c)のすべての条件に従う限り、本社債権者の承諾を得ることなく、いつでも、発行会社の関係会社、新設合併若しくは吸収合併の相手方の会社、又はその財産の全部若しくは実質的に全部を売却、貸与、譲渡若しくは移転する相手方の会社（以下「代替会社」と総称する。）に、本社債に基づく主債務者として自らを代替させることができる。

- (a) 代替会社が発行会社の関係会社である場合、代替会社は、発行会社がムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド若しくはムーディーズ・ドイチュラント・ゲーエムベーハー（若しくは発行会社の格付を付与するムーディーズのその他の機関）から取得した格付以上の無担保長期債格付（若しくは世界的に認められた別の格付機関からの同等の格付）を取得した者であること、又は当該格付を有する発行会社若しくは発行会社の別の関係会社から保証を受けていること。
- (b) 本社債が代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するため、履践、充足及び完了すべきすべての手続、条件及び事項（必要な承諾を得ることを含む。）が履践、充足及び完了されており、完全な効力を有していること。
- (c) 発行会社が本社債権者に対し、本要項第10項に従って30日前までにかかる代替の日付に関する通知を行っていること。

発行会社の代替があった場合、本要項における「発行会社」への言及は、代替以降、代替会社に対する言及と解釈される。

以上に関して、「関係会社」とは、発行会社が直接又は間接に支配している会社、発行会社を直接又は間接に支配している会社、及び発行会社と共通の支配下にある会社をいう。

また、発行会社は、本要項第10項に従って本社債権者に通知することにより、本社債のための行為を行う事務所を変更する権利を有するものとする。当該変更の日は当該通知において指定するものとし、当該通知を行うまでは当該変更を行うことはできないものとする。

15. 第三者

いかなる者も、1999年（第三者の権利に関する）契約法に基づき、本要項を執行する権利を有さない。

16. 準拠法及び管轄

本社債及び本社債に起因又は関連して生じる一切の契約外の義務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈される。

発行会社は、本社債権者の利益のために、本社債に起因又は関連して生じる一切の紛争については、英国の裁判所がその管轄権を有し、それらに起因又は関連して生じるあらゆる訴訟又は法的手続（以下、総称して「法的手続」という。）はかかる裁判所に提起されることに取消不能の形で同意する。

発行会社は、現在又は今後法的手続を英国の裁判所で行うことについて異議を申し立てること、及び不便な裁判地において法的手続が提起された旨の主張を行うことを取消不能の形で無条件に放棄し、これらを行わないことに同意し、英国の裁判所に提起された法的手続の判決が最終的なものであり、発行会社及び関連する支店を拘束し、他の法域における裁判所において強制力を有することに取消不能の形で無条件に同意する。本第16項は、発行会社及び関連する支店に対して他の正当な管轄権を有する裁判所において法的手続を提起する権利を制限するものではなく、1箇所以上の法域における法的手続の提起は、（同時か否かを問わず）他の法域における法的手続の提起を排除するものではない。

発行会社は、発行会社に対する法的手続に関して、同社のロンドン支店を英国における送達代理人に任命する。

リスク要因及びその他の留意点

本社債への投資は、下記に要約された信用リスク等の一定のリスクを伴う。本社債への投資を検討される方は、信用リスク及びその他の関連リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識又は経験を有するべきである。投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報及び本社債に関する情報に照らし、本社債が投資にふさわしいか否かを自己の顧問と慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載する若しくはその他の1つ又は複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本社債の満期償還金額又は売却時の手取金は、投資元本金額を下回る可能性がある。

発行会社の信用度に関するリスク

本社債は、発行会社の無担保の一般債務である。本社債権者は、発行会社の信用リスクにさらされている。発行会社の債務不履行、信用格付の引き下げ又は支払能力の低下により、本社債は悪影響を受ける。

発行会社の収益性は世界的な経済状態の変化、インフレ、金利／為替レート、キャピタルリスク、流動性リスク、市場リスク、信用リスク、予想と評価によるリスク、オフバランスシート企業に関するリスク、クロスボーダー及び外国為替リスク、オペレーショナルリスク、法律及び規制リスク並びに競争リスクなどにより影響を受ける。これらのリスク要因は、本社債に関連する、発行会社の債務を履行する能力に影響を与えるマーケットリスクを評価する上で、本社債にとって重要なリスク要因である。

本社債の流通市場の不存在

本社債を途中売却するための流通市場が形成されると想定することはできず、流通市場が形成された場合でも、かかる流通市場に流動性があるという保証はない。発行会社、売出人及びそれらの関連会社は現在、本社債を流通市場に流通させることは意図していない。また、たとえ流動性があったとしても、本社債権者は、円為替、円金利市場、トルコ・リラ金利市場及び発行会社の信用状況の変動等、数多くの要因により、満期日前に本社債を売却することにより大幅な損失を被る可能性がある。したがって、本社債に投資することを予定している投資家は、満期日まで本社債を保有する意図で、かつそれを実行できる場合にのみ、本社債に投資されたい。

カントリー・リスク

本社債の元金及び売却価格は日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動により影響を受ける。トルコ共和国は、一般的に主要先進国に比べて経済・政治・社会情勢、信用状況等の変化が起りやすく、情勢の急変などにより信用不安が高まり、金融市場が混乱し、市場規制が発動される場合がある。そのため、トルコ共和国のこれらの国情の変化（政治・経済・取引規制等）が本社債の元金及び売却価格に悪影響を及ぼすことがある。

日本円・トルコ・リラ間の為替レート

日本円・トルコ・リラ間の為替レートの変動は、トルコ・リラによる元金支払額の日本円相当額に影響を及ぼし、したがって、償還期限前の本社債の価値にも影響を及ぼす。通常の場合のもとでは、本社債の日本円建ての相当価値は、トルコ・リラが日本円に対し強くなる場合には上昇し、逆の場合には下落することが予想される。

発行価格は本社債の市場価値を上回る場合がある

本社債の発行価格は、発行日現在の本社債の市場価値を上回る場合があり、売主又は他者が流通市場での取引を通じて本社債を購入することを希望する場合の価格（もしあれば）を上回る場合がある。特に、本社債の発行価格は、本社債の発行及び販売に関する手数料並びに本社債に基づく発行会社の債務をヘッジするための金額が考慮されている。

投資利回りが同じ程度の期間を有する類似の社債の投資利回りより低くなるリスク（機会費用損失リスク）

本社債の満期日までの利回りは、他の投資の利回りより低いことがありえる。また、仮に本社債と償還期限が同じで早期償還条項の適用のない、発行会社の類似の非劣後社債を投資家が購入した場合、本社債の利回りの方が低いこともありえる。貨幣の時間的価値という観点からみると、本社債に対する投資は、その機会費用に見合わないことがある。

本社債に基づく計算及び決定

本社債に関する計算及び決定を行う上で、本社債権者、発行会社及び計算代理人の間で利害が対立する場合がある。社債の要項に別段の定めがある場合を除き、計算代理人は誠意をもって、商業的に合理的な方法で行動することが要求されているが、投資家に対する代理又は信託の義務はなく、受託者としての義務も負っていない。特に計算代理人、発行会社及びその関連会社は、他の立場（他の契約上の関係や活動等）で利害関係を有することがある。計算代理人の決定が本社債の価値に悪影響を与える可能性があることを、本社債の購入を検討中の投資家は認識すべきである。

税制

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。よって、本社債を保有しようとする者は、本社債の購入、所有若しくは売却に関する税金面での取扱いにつき、必要に応じて税務顧問の助言を受けることが望ましい。

投資家は、上記のリスク要因の1つが及ぼす影響により、他の要因に帰すべき本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきである。

本社債の購入を検討中の投資家は、その個別の事情に本社債が適合するか否かを慎重に考慮した後に限り、投資の決定を行うべきである。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2019年度）（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）
2020年6月30日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類
事業年度（2020年度中）（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）
2020年9月30日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年5月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、臨時報告書を2021年4月8日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類の提出日（2021年5月19日）までの間において生じた重大な変更その他の事由は存在しない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は、本発行登録追補書類の提出日（2021年5月19日）現在においてもその判断に変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

金融商品取引法第5条第4項に掲げる要件を
満たしていることを示す書面

会社名 : クレディ・スイス・エイ・ジー
(Credit Suisse AG)

代表者の氏名および役職 : ディレクター フラヴィオ・ラルデリ
(Flavio Lardelli, Director)

1. クレディ・スイス・エイ・ジー（以下「当社」という。）は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（2020年10月29日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額は100億円以上である。

(参考)

(2015年12月18日（発行日）の募集)
クレディ・スイス・エイ・ジー 第9回円貨社債 (2015)
券面総額又は振替社債の総額 271億円

有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面

以下は、基本的に、クレディ・スイス・エイ・ジーが米国証券取引委員会に提出した、2021年3月31日に終了した2021年度第1四半期に係る2021年4月22日及び2021年5月6日付の様式6-K、トレーディングに係る2021年3月29日付の様式6-K、2020年度に係る2021年3月18日付の様式20-F並びに2020年12月31日に終了した2020年度第4四半期に係る2021年2月18日付の様式6-Kからの抜粋の和訳である。

I. 2021年度第1四半期に係る様式6-K

クレディ・スイス

2021年度第1四半期において、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社（以下、「当グループ」又は「クレディ・スイス」という。）は、252百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。株主資本利益率及び有形自己資本利益率は、それぞれマイナス2.3%及びマイナス2.6%であった。2021年度第1四半期末現在、当グループの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率は12.2%であった。

業績

	期中／期末			増減率 (%)	
	2021年度 第1四半期	2020年度 第4四半期	2020年度 第1四半期	前 四半期比	前年度 同期比
損益計算書（百万スイス・フラン）					
純利息収益	1,654	1,448	1,534	14	8
手数料収益	3,737	3,191	2,927	17	28
トレーディング収益 ¹	1,811	484	927	274	95
その他の収益	372	98	388	280	(4)
純収益	7,574	5,221	5,776	45	31
貸倒引当金繰入額	4,394	138	568	-	-
報酬費用	2,207	2,539	2,316	(13)	(5)
一般管理費	1,376	2,279	1,346	(40)	2
支払手数料	329	303	345	9	(5)
リストラクチャリング費用	25	50	-	(50)	-
その他営業費用合計	1,730	2,632	1,691	(34)	2
営業費用合計	3,937	5,171	4,007	(24)	(2)
法人税等控除前利益／（損失）	(757)	(88)	1,201	-	-
法人税等費用／（便益）	(526)	262	(110)	-	378
当期純利益／（損失）	(231)	(350)	1,311	(34)	-
非支配持分に帰属する当期純利益／（損失）	21	3	(3)	-	-
株主に帰属する当期純利益／（損失）	(252)	(353)	1,314	(29)	-
損益計算書評価指標 (%)					
規制資本利益率	(7.6)	(0.9)	11.9	-	-
費用／収入比率	52.0	99.0	69.4	-	-
実効税率	69.5	-	(9.2)	-	-
一株当たり利益（スイス・フラン）					
基本的な一株当たり利益／（損失）	(0.10)	(0.15)	0.53	(33)	-
希薄化後一株当たり利益／（損失）	(0.10)	(0.15)	0.52	(33)	-
株主資本利益率 (%、年率換算)					
株主資本利益率	(2.3)	(3.2)	11.7	-	-
有形自己資本利益率 ²	(2.6)	(3.5)	13.1	-	-
一株当たり純資産（スイス・フラン）					
一株当たり純資産	18.86	17.74	20.29	6	(7)

一株当たり有形純資産 ²	16.80	15.80	18.25	6	(8)
貸借対照表統計（百万スイス・フラン）					
資産合計	851,395	805,822	832,166	6	2
リスク加重資産	302,869	275,084	300,580	10	1
レバレッジ・エクスポージャー	967,798	799,853	869,706	21	11
従業員数（フルタイム換算）（人）					
従業員数	49,090	48,770	48,500	1	1

(注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。

(注2) 非GAAPの財務指標である有形株主持分に基ついており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算している。業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥当性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

業績の要約

2021年度第1四半期の業績

クレディ・スイスは、2020年度第1四半期に1,314百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益、2020年度第4四半期に353百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上したのに対し、2021年度第1四半期は252百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2020年度第1四半期に1,201百万スイス・フランの法人税等控除前利益、2020年度第4四半期に88百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上したのに対し、2021年度第1四半期は757百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。

2021年度第1四半期の業績には、4,430百万スイス・フランの個別費用による4,394百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額が含まれていた。この費用は、ファンドに対するマージン・アドバンス（追加担保貸付金）の返済に係る米国を拠点とするヘッジファンドによる2021年3月26日付のマージン・コミットメント（追加担保提供義務）の不履行に関するものであり、インベストメント・バンク部門に反映された。

業績の詳細

純収益

当グループは、2021年度第1四半期において、2020年度第1四半期に比べ31%増の7,574百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、インベストメント・バンク部門、アジア太平洋部門及びコーポレート・センターにおける純収益の増加が、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の増加は、各商品及び各地域における幅広い成長を反映したものであった。アジア太平洋部門における純収益の増加は、主に、いずれもその他の収益に反映された、トランザクション・ベースの収益の増加、及び2020年度第1四半期においてオールファンズ・グループに対するインベストラボのファンド・プラットフォームの譲渡が完了したことによる関連益が少なかったことに対するオールファンズ・グループに対する持分投資の再評価益が、純利息収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、主に純利息収益の減少及びその他の収益の減少によるものであった。2021年度第1四半期の純収益には、コーポレート・センターにおける149百万スイス・フランの収益が含まれていた。

純収益は、2020年度第4四半期に比べ45%増加した。これは主に、インベストメント・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門における純収益の増加を反映したものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の増加は、すべての事業における収益の増加及び顧客取引の季節的な増加を反映したものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の増加は、主に2020年度第4四半期におけるヨーク・キャピタル・マネジメント（York）からの414百万スイス・フランの減損損失によるその他の収益の増加によるものであった。アジア太平洋部門における純収益の増加は、主にトランザクション・ベースの収益の増加、純利息収益の増加及び経常手数料収益の増加によるものであった。

貸倒引当金繰入額

2021年度第1四半期における貸倒引当金繰入額は、4,394百万スイス・フランであった。これは主に、米国を拠点とするヘッジファンドによるマージン・コミットメントの不履行に関する4,430百万スイス・フランの費用を含む、インベストメント・バンク部門における4,350百万スイス・フランの引当金純額に関連していた。

営業費用合計

営業費用合計は、2020年度第1四半期に比べ2%減の3,937百万スイス・フランであった。これは、主に裁量的報酬費用の減少に関連した報酬費用の5%の減少を主に反映したものであった。かかる減少は、主に賃料の増加並びにIT、機械及び設備費用の増加による一般管理費の2%の増加が、旅費・交際費の減少及び25百万スイス・フランのリストラクチャリング費用により一部相殺されたことにより一部相殺された。

営業費用合計は、2020年度第4四半期に比べ24%減少した。これは、主に抵当貸付関連の問題に関する過去の訴訟引当金の減少による一般管理費の40%の減少、及び主に裁量的報酬費用の減少に関連した報酬費用の13%の減少を主に反映したものであった。

法人税等

2021年度第1四半期における法人税等便益は526百万スイス・フランで、当四半期の実効税率69.5%によるものであった。これは主に、2021年度第1四半期の業績に適用された年間の見積実効税率を反映したものであった。実効税率は、当年度の残りの期間についても2021年度第1四半期の水準と同程度の非常に高い水準で推移すると見込まれる。これは主に、米国を拠点とするヘッジファンドの事案に関する損失について、一部の税務上の便益のみが認識されたこと、及び残りの損失に関する評価性引当金の適用を反映したものである。年間の見積実効税率のその他の主な要因は、業績の地域別構成、損金不算入の資金調達コスト及び当グループのスイスの事業体の1つにおける追加の評価性引当金による影響であった。全体として、繰延税金資産純額は、2021年度第1四半期において270百万スイス・フラン増の3,407百万スイス・フランであった。これは主に、当グループが一時差異について繰延税金資産を認識した米国を拠点とするヘッジファンドの事案に関する一部の税務上の便益の影響及び外国為替の影響が、当四半期における利益の影響により一部相殺されたことによるものであった。

規制資本

2021年度第1四半期末現在、当グループの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）のCET1比率は12.2%、リスク加重資産（以下、「RWA」という。）は302.9十億スイス・フランであった。

2021年3月末現在、スイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）は、米国を拠点とするヘッジファンドの事案（以下に記載する。）における当グループのエクスポージャーに関し、6.1十億米ドル（5.8十億スイス・フラン）のインベストメント・バンク部門における信用リスクに係るリスク加重資産に一時的な追加を課した。当グループは、2021年度第2四半期末までにかかる追加分をゼロに減少させる見込みである。

当グループは、サプライチェーン・ファイナンス・ファンドの事案（以下に記載する。）に関し、1.9十億スイス・フラン（2.0十億米ドル）の第2の柱に基づく追加資本を適用することでFINMAと合意している。

その他の情報

米国を拠点とするヘッジファンドの事案

2021年4月6日に報告されたとおり、当グループは、米国を拠点とするヘッジファンドによるマージン・コミットメント（追加担保提供義務）の不履行に関し、2021年度第1四半期において4,430百万スイス・フランの貸倒引当金繰入額を計上している。2021年3月26日、当グループの一部の子会社は、当グループが担保付債権として従前に実行及び認識したマージン・アドバンスの返済が不可能である旨を、ファンドより通知された。ファンドの不履行を受けて、当グループは、ファンドのポジションを解消するプロセスを開始した。現在までに、関連するポジションの98%を解消したと見積っている。当グループはまた、これらのポジションを解消する過程での市場の変動により、2021年度第2四半期においては約0.6十億スイス・フランの追加損失を計上している。また、取締役会は、この事案に関して外部主導の調査を開始し、かかる調査は取締役会の特別委員会により監督される予定である。

米国を拠点とするヘッジファンドの事案を受けて、当グループは、プライム・サービス事業全体のエクスポージャーを再検討している。関連するリスク及び管理ガバナンスは強固なものとなり、第1及び第2のリスク管理ラインを厳格に評価した後、さらに強化する予定である。当グループのプライム・ブローカー及びプライム・ファイナンス事業は、主として、最も重要なフランチャイズ顧客へのサービス提供を引き続き行うことに注力するとともに、規模を変更する予定である。2021年度末までに、インベストメント・バンク部門におけるレバレッジ・エクスポージャーは少なくとも35十億米ドル減少し、インベストメント・バンク部門におけるリスク加重資産は2020年度末の水準以下とする予定である。

サプライチェーン・ファイナンス・ファンドに関する事案

従前の報告のとおり、2021年3月1日、当グループの一部の子会社が管理する4つのサプライチェーン・ファイナンス・ファンド（以下、総称して「SCFF」という。）の取締役会は、ファンドの投資家における利益を確保するため、ファンドの償還及び申込を停止することを決定した。2021年3月4日、取締役会はSCFFを終了し、清算を進めることを決定した。クレディ・スイス・アセット・マネジメント（スイス）AG（以下、「CSAM」という。）は、SCFFのポートフォリオ・マネージャーを務める。SCFFに一部投資するCSAM又はCSAMの子会社が管理する一定のその他のファンドに関する償還及び申込も停止された。

SCFFが保有する資産は、主として、既存及び将来債権に担保された債券において構成される。これらの債券は、グリーンシル・キャピタル（UK）リミテッド又は関連会社の1社（以下、「グリーンシル・キャピタル」という。）により組成及び構成された。グリーンシル・キャピタルは、2021年3月8日に英国において破産申請を行い、ポートフォリオ・マネージャーは、SCFFの清算を円滑に進めるため、グリーンシル・キャピタル及びグラントソントンの管財人並びにその他の関係者と緊密に連携している。

2月下旬に公表された最終的なSCFFの純資産価値は、合計で約10十億米ドルであった。2021年4月13日に発表されたとおり、SCFFに回収された現金総額は、停止時のファンドにおけるキャッシュ・ポジションを含めて5.4十億米ドルであり、合計で4.8十億米ドルの償還金が、2回の現金分配で投資家に支払われた。ポートフォリオ・マネージャーは、SCFFの残余資産の清算を引き続き行い、これには、延滞する可能性のある債務者及びその他の債権者に、直接的に適切な働きかけを行うことが含まれる。しかしながら、ファンドの裏付けとなる債券の一部が期日に支払われず、将来的にさらなる債券が期日に支払われない予定であるとの情報をポートフォリオ・マネージャーが得ているなど、残りの大半の資産評価に関して依然として著しく不確実性が残る。したがって、SCFFの投資家は、損失を被ることが想定される。CSAMは、債務者及び保険業者の残高を回収するために必要なあらゆる措置を講じるが、かかる債券に基づきSCFFが回復可能な最終的な金額については保証はない。したがって、投資家の損失額は、現時点では不明である。現在入手可能な情報に基づく、投資家の損失は、主として、2021年3月31日より前に、合計で約2.3十億米ドルの純資産価値を有したポジションにおいて計上すると予想される。これらのポジションは、主に3つの企業グループに関連する。それらは、「GFGアライアンス」、「カテラ」及び「ブルーストーン」である。

当グループの子会社はまた、グリーンシル・キャピタルに対し、担保付ブリッジ貸付並びにその他の直接的及び間接的なエクスポージャーを有し、それには特定のファンドリンク商品に関連するエクスポージャーが含まれる。140百万米ドルの担保付ブリッジ貸出金の残高に関し、グリーンシル・キャピタルの管財人が50百万米ドルを返済したことにより、残高は90百万米ドルに減少し、2021年度第1四半期において30百万米ドル減少している。当グループは、この残高を回収するため、商業的で合理的なあらゆる措置を講じるが、最終的に回収できる金額については保証はない。

当グループは、外部弁護士及びその他の専門家の協力を得て、これらの事案の分析を引き続き行う。取締役会はまた、これらの事案に関し外部主導の調査を行い、かかる調査は、取締役会の特別委員会により監督される予定である。

業務執行役員会の変更

2021年4月1日付で、取締役会は、ウルリッヒ・ケルナーをアセット・マネジメント部門のCEO及び当グループの業務執行役員会メンバーとして選任した。当該日以降、アセット・マネジメント事業は、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門から区分され、当グループの新たな独立部門として運営される予定である。

2021年4月6日、取締役会は、米国を拠点とする重要なヘッジファンドの事案を受けて、インベストメント・バンク部門のCEOであるブライアン・チンが、2021年4月30日付で業務執行役員会を退任することを発表した。ララ・ワーナーは、従前最高リスク&コンプライアンス責任者であったが、2021年4月6日付で執行委員会を退任した。両者は、クレディ・スイスを退職する予定である。

クリスチャン・マイスナーは現在、IWMインベストメント・バンキング・アドバイザーの共同責任者及びインベストメント・バンキング部門の副会長であったが、2021年5月1日付でインベストメント・バンク部門のCEO及び業務執行役員会メンバーとして選任される。ヨアヒム・エクスリンは、従前CEOのシニア・アドバイザー及びスタッフの最高責任者であったが、2021年4月6日付で最高リスク責任者及び業務執行役員会メンバーに暫定的に選任され、トーマス・グロツァーもまた、従前クレディ・スイス（スイス）AGのジェネラル・カウンセル及び業務執行役員会メンバーであったが、同日付でグローバル最高コンプライアンス責任者に暫定的に選任された。

取締役の変更

2021年の年次株主総会（AGM）現在、取締役会会長であるウルス・ローナーは、取締役会における12年の最大標準任期を務め、したがって、2021年4月30日開催の年次株主総会において再任の立候補をしなかった。取締役会は、2021年の年次株主総会における選任に向けて、新たな取締役会会長及びウルス・ローナーの後任者として、アントニオ・オルターオソリオを提案した。アンドレアス・ゴットシュリングはまた、2021年の年次株主総会において再任の立候補をしないことを取締役会に報告した。

2021年の年次株主総会の時点において、アントニオ・オルターオソリオは、新たなメンバー及び取締役会会長として選任され、クレア・ブレイディ及びブライス・マスターズは、次回の年次株主総会の終了時までを任期とする新たな取締役会メンバーとして選任された。再任の立候補をしていたその他の取締役会メンバーは、次回の年次株主総会の終了時までを任期として再任されることが確定した。

新たな取締役会会長の重点分野

最近の年次株主総会における選任を受け、当グループの新たな取締役会会長は、現在の状況を踏まえた当グループの戦略的見直しの一環として、今後数ヶ月間における重点分野を発表した。3つの重点分野は、リスク管理、戦略及び文化である。リスクを評価、管理及び統制する方法を徹底的に検討するとともに、当グループの戦略的選択肢を詳細に評価する予定である。

年次株主総会の提案における修正

4月6日、取締役会は、2021年の年次株主総会において提案する調整した議案及び2020年の報酬報告書の改訂を発表した。

業務執行役員会の変動報酬に関する提案の取下げ及び報酬報告書の改訂

取締役会は、業務執行役員会の変動報酬に関する当該提案の取下げの決定に続き、報酬報告書を改訂し、これは、2020年度の業績に基づく2020年度の短期インセンティブ報酬（STI）及び2021年度から2023年度までの3年間の業績予想に基づき支給額が決定される2021年度の長期インセンティブ機会（LTI）から構成される。さらに、取締役会会長は、1.5百万スイス・フランの会長報酬を放棄することを提案したが、2020年末の年次株主総会から2021年の年次株主総会までの期間において会長に報奨されている。取締役会は、同氏の提案に同意及び承認した。取締役会は、2020年の改訂版報酬報告書を、株主による諮問投票において承認されるべく推し進めた。2021年の年次株主総会において、株主は、2021年の年次株主総会から2022年の年次株主総会までの期間における業務執行役員会の固定報酬を承認し、また、2020年の改訂版報酬報告書も承認した。

取締役会及び業務執行役員会のメンバーの解任

取締役会は、取締役会及び業務執行役員会のメンバーの解任に関する当該提案を取り下げた。取締役会は、現在の状況に関する内部調査が完了し結果を通知された時点でこの提案を検討することが、当グループの株主への最善の利益であると考えた。

配当案の改訂

2021年の年次株主総会の当初の提案において、取締役会は、2020会計年度に関し1株当たり0.2926スイス・フランの現金配当を提案した。米国を拠点とするヘッジファンドの事案に関連する現在の状況を受けて、取締役会は、2020会計年度の配当案を修正し、1株当たり0.10スイス・フランの普通配当総額のうち、半分は利益剰余金から、半分は資本準備金を原資とすることを提案し、2021年の年次株主総会において株主により承認された。

自社株買いプログラムの停止

2021年4月に、25.1百万株の自社株買いを完了した後、従前に発表した当グループの自社株買いプログラムを停止している。2021年度の財務業績に応じて、取締役会は、自社株買いを再開する前に、2021年の配当を再開する予定である。

強制転換社債の募集

2021年4月22日、当グループは、2つのシリーズ（シリーズA MCN及びシリーズB MCN）の強制転換社債（以下、「MCN」という。）の募集を発表した。かかる社債は、それぞれクレディ・スイス・グループAGの株式100百万株及び103百万株に転換する（以下、併せて「MCN募集」という。）。当該募集は、2021年5月12日又はその前後の日に終了する予定である。

MCNの転換比率は、シリーズA MCNについては200,000スイス・フランの元本金額あたり23,121.38728株、シリーズB MCNについては1,000スイス・フランの元本金額あたり115.60694株と決定されており、いずれの場合も、該当するシリーズのうち1つのMCNのスイス・フラン建ての元本金額を、各シリーズについて8.65スイス・フランと決定された転換価格で除したものである。すでに発表されているとおり、かかる転換価格は、2021年4月22日及び2021年4月23日のクレディ・スイス・グループAGの株式の出来高加重平均価格の平均値から5.0%割引されたものを示している。かかる決定の結果、発行されるシリーズA MCNの元本総額は865百万スイス・フランとなり、発行されるシリーズB MCNの元本総額は891百万スイス・フランとなる。

当グループの資本状況が堅調さを維持し、2021年度第1四半期末現在のCET1比率は12.2%、CET1レバレッジ比率は3.8%であった傍ら、当グループは、資本状況の強化並びにCET1比率約13%及びCET1レバレッジ比率4.0%以上の達成を目標としている。MCN募集を通じて、当グループは、CET1比率は約55ベシス・ポイント、CET1レバレッジ比率は約17ベシス・ポイント増加すると見込んでいる。

シリーズA MCNの裏付けとなるクレディ・スイス・グループAGの株式は、クレディ・スイス・グループAGの現在の条件付資本から発行される。シリーズB MCNの裏付けとなるクレディ・スイス・グループAGの株式は、クレディ・スイス・グループAGの現在の授權資本から発行される。現在の授權資本の全額がか

かる発行に活用される見込みのため、取締役会は、2021年年次株主総会における授権資本の緩やかな増加及び拡張に関する提案の撤回を決定した。

COVID-19のパンデミック

COVID-19のパンデミックは、引き続き経済環境に影響を及ぼした。大規模な財政支援、金融緩和政策、ワクチン接種プログラムの加速並びに経済及び社会活動のロックダウンの緩和により、2021年に力強い経済回復がもたらされるとの見通しが強まり、株式市場及び信用市場は堅調に推移した。しかし、ワクチン接種プログラムの進捗にはばらつきがあり、EU及び大半の新興市場国におけるプログラムの実行は、米国及び英国に比べて大きく遅れていた。また、3月下旬における多数のEU加盟国でのCOVID-19の感染の増加により、ロックダウンの再実施やロックダウンの2021年度第2四半期への延長が行われた。最近では、当グループが相当な数のスタッフを擁するインドにおけるCOVID-19の感染数も激増している。当グループは、COVID-19のパンデミック及びその当グループの経営及び事業への影響を注意深く監視し続ける。

スイス政府、SNB及びFINMAは、経済及び金融システムにもたらす影響を軽減するために様々な措置を講じてきた。当グループが事業を展開しているその他の法域の政府及び規制当局は、COVID-19のパンデミックにより生じる財政難及び経済的圧力に対処するための措置を講じており、今後も継続する。

2021年3月31日の会議において、スイス連邦理事会は、COVID-19ハードシップ規則及びCOVID-19損失規則の改正を承認した。かかる改正は、スイス議会が春季の間に採択した連邦COVID-19法に対する変更を実施することを目的としている。困難な状況に関して、かかる法に基づき適用される配当禁止期間の明確化及び修正が行われた。

リスク要因

サプライチェーン・ファイナンス・ファンド及び米国を拠点とするヘッジファンドの事案から生じる重大なマイナスの影響

2021年度第1四半期において、クレディ・スイスは、米国を拠点とするヘッジファンドの事案に関して多額の貸倒引当金繰入額を計上しており、上述のとおり、2021年度第2四半期にもこの事案に関連して追加の損失が発生した。クレディ・スイスはまた、SCFFの件でも損失が発生する合理的な可能性があることを以前発表しているが、そのような合理的な可能性のある損失の規模を見積もることは依然不可能である。しかし、SCFFの事案を解決するための最終的なコストは、当グループの業績に重大な影響を与える可能性がある。さらに、当グループは、これらの事由により運用資産を喪失する可能性があるとともに、顧客、取引先、投資家及び従業員を惹きつけ保持する能力並びに当グループの取引先との商取引を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、レピュテーションが損なわれる可能性がある。

これらの各事案に関して、FINMAによる強制措置を含む、規制及びその他の調査並びに措置が複数開始又は検討されている。FINMAはまた、既報の措置を含む特定の措置を課しており、これには本書中に別途記載されている特定のリスク軽減措置及び資本課徴金を含む。FINMAが選任した第三者は、これらの事項について調査を行う。ルクセンブルクのCSSFもまた、SCFFの事案について監査役を通じて検証する意向を表明している。さらに、一部の投資家はこれらの事案に関して既に訴訟を提起している。投資家はまた、これらの事案を根拠として米国連邦証券法の違反を主張して訴訟を提起した。両事案の進展に伴い、当グループは追加の訴訟、紛争又はその他の措置の対象となる可能性がある。

取締役会は、これらの両事案について調査を開始し、各事案から生じる直接的な課題に焦点を当てるだけでなく、より広範な結論及び得られた教訓を反映する。既報のとおり、これら事案への対応として当グループはインベストメント・バンク部門及びリスク&コンプライアンス組織において、上級経営陣の交代を行った。さらに、2021年4月1日付で、アセット・マネジメントを独立した部門として設置し、取締役会は、アセット・マネジメント部門のCEOを新たに選任した。また、これらの事案に関与した業務執行役員までを含む従業員の変動報酬の決済については、適切な場合に、当社がマルス条項を適用できるようにするための措置として、停止している。

米国を拠点とするヘッジファンドの事案に関して発生した重大な損失を含め、これら2つの事案による複合的な影響は、これらの事案に対応するために当グループに要求される又は当グループが決定する措置による当グループの事業及び業績に対するマイナスの影響等、当グループにその他の重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる措置には、配当案の引き下げ、株式買戻しプログラムの停止、プライム・ブローカレッジ及びプライム・ファイナンス事業の規模変更、インベストメント・バンク部門におけるレバレッジ・エクスポージャーの少なくとも35十億米ドルの削減並びにインベストメント・バンク部門におけるRWAを2020年度末の水準を超えないように再編成すること等の当グループの決定を含む。さらに、当グループは、FINMAから、米国を拠点とするヘッジファンドの事案に係る当グループのエクスポージャーに関連するRWAへの一時的な資本追加及びSCFFの事案に関連する第2の柱に基づく資本追加を含む、一定の資本及び関連措置を要求されている。また、オペレーショナル・リスクに関連したRWAへの資本追加及びカウンターパーティ信用リスクに関連する第2の柱に基づく資本追加など、追加的な資本及び関連措置がとられる可能性もある。関連するリスクを管理するために講じられた措置がすべての場合において有効であるとの保証はない。

複数の上記のプロセスが現在も進行中であり、それらには外部及び取締役会主導の調査、SCFFの事案に関する金額の回収を模索する手続、当グループの事業の見直し及びこれらの事案に対応する人材及び組織の変更の可能性を含む。さらに、新たに選任された当グループの取締役会会長は、取締役会とともに、当グループの事業戦略及びリスク選好の見直しを行っており、この見直しが完了するまで、インベストメント・バンク部門及び当グループ双方に対するRWA及びレバレッジ・エクスポージャーの額は、FINMAと連動する取締役会により、制約を受ける。この戦略的見直しから生じるいかなる変更も、当グループの貸借対照表上の影響を受ける事業ののれん残高に影響を及ぼす可能性がある。

追加的な損失、損害、費用及び経費並びに規制当局その他による追加的な調査及び措置又は当グループの信用格付の引下げが、当グループの事業、財政状態、業績、見通し、流動性又は資本基盤に対する影響を含め、当グループにとって重大なものにはならないとの保証はない。

追加の財務指標

貸借対照表

2021年度第1四半期末現在の資産合計は851.4十億スイス・フランで、2020年度第4四半期と比べ6%増加した。これは、外国為替換算のプラスの影響及び営業活動の増加を反映したものであった。外国為替換算の影響を除外すると、資産合計は11.3十億スイス・フラン増加した。

株主持分合計

クレディ・スイスの株主持分合計は、2020年度第4四半期末現在は42.7十億スイス・フランであったのに対して、2021年度第1四半期末現在は44.6十億スイス・フランであった。株主持分合計は、累積的外貨換算調整に係る外国為替関連の変動、信用リスクに関連する公正価値が選択されている債務における利益及び株式報酬債務の増加によりプラスの影響を受けたが、株式報酬の付与に係る決済に関連する取引、株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し及び株主に帰属する純損失によって一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

当グループの平均流動性カバレッジ比率は、2020年度第4四半期末と比べ増加し、2021年度第1四半期末現在は205%であった。この比率は、当グループの支店及び子会社による適用ある現地の流動性要件の充足を確保すること及びCOVID-19のパンデミックの期間中流動性管理に対して慎重に対応することを含み保守的な流動性ポジションを反映している。

資本指標

CET1比率は、2020年度第4四半期末現在は12.9%であったのに対して、2021年度第1四半期末現在は12.2%であった。クレディ・スイスのティア1比率は、2020年度第4四半期末現在は18.6%であったのに対して、2021年度第1四半期末現在は17.6%であった。自己資本比率合計は、2020年度第4四半期末現在は19.0%であったのに対して、2021年度第1四半期末現在は18.0%であった。

CET1資本は、2020年度第4四半期末現在の35.4十億スイス・フランから5%増加して、2021年度第1四半期末現在は37.0十億スイス・フランであった。これは、外貨換算のプラスの影響及び配当金の発生の戻入を主に反映したものであったが、株式買戻しプログラムに基づく株式の買戻し及び株主持分に帰属する純損失により一部相殺された。適格資本合計は、2020年度第4四半期末現在の52.2十億スイス・フランから4%増加して、2021年度第1四半期末現在は54.4十億スイス・フランであった。これは、CET1資本の増加を主に反映したものであった。

RWAは、2020年度第4四半期末現在の275.1十億スイス・フランから10%増加し、2021年度第1四半期末現在は302.9十億スイス・フランとなった。RWAの増加は主に、外貨換算の影響及び主に事業の伸びを反映したリスクレベルの変動に関連するものであった。加えて、FINMAは、米国を拠点とするヘッジファンドの事案における当グループのエクスポージャーに関連して、当グループの信用リスクのRWAに対して5.8十億スイス・フラン（6.1十億米ドル）を一時的に追加設定したが、これはインベストメント・バンク部門におけるリスク水準の変動に含まれていた。

2020年度第4四半期に計上された抵当貸付関連の問題に関する引当金及びMBIAインシュランス・コープとの和解の結果、2021年度第2四半期には6.5十億スイス・フランのオペレーショナル・リスクに関連する追加的なRWAが計上される見込みである。

BIS資本指標-当グループ

期末	2021年度 第1四半期	2020年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びリスク加重資産 (百万スイス・フラン)			
CET1資本	36,964	35,361	5
ティア1資本	53,411	51,202	4
適格資本合計	54,429	52,163	4
リスク加重資産	302,869	275,084	10
自己資本比率 (%)			
CET1比率	12.2	12.9	-
ティア1比率	17.6	18.6	-
自己資本比率合計	18.0	19.0	-

レバレッジ指標

2021年度第1四半期末現在のBISのティア1レバレッジ比率は5.5%で、うち3.8%はBISのCET1で構成されていた。

レバレッジ・エクスポージャーは、2020年度第4四半期末現在の799.9十億スイス・フランから21%増加して、2021年度第1四半期末現在は967.8十億スイス・フランであった。レバレッジ・エクスポージャーの増加は、主にCOVID-19のパンデミックに対応してFINMAが認めていたレバレッジ・エクスポージャーから中央銀行準備金を一時的に除外した期限が2021年1月1日に満了したことによるものである。レバレッジ・エクスポージャーの変動は、外貨換算のプラスの影響及び営業活動の増加による連結貸借対照表の増加にも部分的に影響を受けたものであった。2020年度第4四半期のレバレッジ・エクスポージャーは、2020年度に支払われた配当額を調整した後、中央銀行が保有する現金110.7十億スイス・フランを除外している。

BISレバレッジ指標-当グループ

期末	2021年度 第1四半期	2020年度 第4四半期	前四半期比 増減率 (%)
資本及びレバレッジ・エクスポージャー (百万スイス・フラン)			
CET1資本	36,964	35,361	5
ティア1資本	53,411	51,202	4
レバレッジ・エクスポージャー	967,798	799,853 ¹	21
レバレッジ比率 (%)			
CET1レバレッジ比率	3.8	4.4	-
ティア1レバレッジ比率	5.5	6.4	-

(注1) レバレッジ・エクスポージャーは、2020年に支払われた配当金の調整後、中央銀行預け金110,677百万スイス・フランを除外している。

重要な情報

現在の表示と一致させるため、前期までの期間に対しては一定の分類変更が行われている。

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルⅢの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている（いずれの場合も、一定の段階的導入期間に服する。）。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。クレディ・スイスは、バーゼル銀行監督委員会により公表されFINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルⅢの要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2022年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、一定の資本性商品の完全な段階的廃止を前提としている。

別段の注記のない限り、レバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率の枠組みに基づいており、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。ティア1レバレッジ比率及びCET1レバレッジ比率は、それぞれ、BISのティア1資本及びCET1資本を期末のレバレッジ・エクスポージャーにより除して算出されている。スイス国内レバレッジ比率は、BISのレバレッジ比率のレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定されている。

2020年度第3四半期より前には、規制資本はRWAの最低10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値として算出され、規制資本利益率（非GAAPの財務指標）は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を30%と仮定していた。2020年度第3四半期に、当グループは計算手法を更新し、それを受け、規制資本はRWAの10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の平均値として算出され、非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、2020年度より前については税率を30%と仮定し、2020年度以降については25%と仮定する。2020年度の期間については、当グループの規制資本利益率を算定する目的上、レバレッジ・エクスポージャーは、2020年度に支払われた配当額を調整した後、中央銀行が保有する現金を除外している。インベストメント・バンク部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。調整後規制資本利益率は、規制資本利益率を算出するのに用いられる測定手法と同一の手法を適用して、調整後業績に基づき算出されている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況（例えばCOVID-19のパンデミックに起因するマクロ経済及びその他の課題並びに不確実性を含む。）、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

上述される当グループの既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、当グループが見積り可能と考えている訴訟等であって、かつクレディ・スイス・エイ・ジーの2020年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」で説明され、2020年9月30日提出の半期報告書の第一部 第6 2（2）「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」で更新され、又は更新される予定である訴訟等のみに関連するものである。当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。詳細については、上記有価証券報告書の第一部 第6 3（2）「訴訟」、半期報告書の第一部 第6 2（2）「訴訟」及びその後の「有価証券報告

書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」の訴訟の注記を参照のこと。

強制転換社債

本書は、有価証券の募集又は有価証券の購入の勧誘を行うものではなく、また、かかる募集若しくは販売が違法となるいかなる法域においても有価証券の募集は行われてはならない。

本書は、改正された1933年米国証券法（以下、「米国証券法」という。）に基づくレギュレーションSに定義される米国又は米国人（以下、「米国人」という。）に対する売却可能有価証券の募集を行うものではない。本書に記載されている強制転換社債及びかかる社債の転換により発行されるクレディ・スイス・グループAGの株式は、米国証券法に基づく登録はされておらず、また、登録される予定もない。また、米国証券法に基づく登録がない又は登録の免除が適用されない限り、米国において又は米国人を対象に、あるいは米国人の計算若しくは便益のために募集又は販売することはできない。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、COVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事（低金利又はマイナス金利の環境の持続を含む。）
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2021年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更
- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動及び気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向

- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・予想されるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（下記の「事業等のリスク」及び上記の「クレディ・スイス-リスク要因」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2021年度第1四半期に関するクレディ・スイス・グループAGの財務書類

連結財務書類

(1) 連結損益計算書

	2021年度第1四半期		2020年度第4四半期		2020年度第1四半期	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
連結損益計算書						
利息及び配当金収益	3,055	360,154	2,790	328,913	4,295	506,338
支払利息	(1,401)	(165,164)	(1,342)	(158,208)	(2,761)	(325,494)
純利息収益	1,654	194,990	1,448	170,705	1,534	180,843
手数料収益	3,737	440,555	3,191	376,187	2,927	345,064
トレーディング収益	1,811	213,499	484	57,059	927	109,284
その他の収益	372	43,855	98	11,553	388	45,741
純収益	7,574	892,899	5,221	615,504	5,776	680,933
貸倒引当金繰入額	4,394	518,009	138	16,269	568	66,962
報酬費用	2,207	260,183	2,539	299,323	2,316	273,033
一般管理費	1,376	162,217	2,279	268,671	1,346	158,680
支払手数料	329	38,786	303	35,721	345	40,672
リストラクチャリング費用	25	2,947	50	5,895	-	-
その他営業費用合計	1,730	203,950	2,632	310,286	1,691	199,352
営業費用合計	3,937	464,133	5,171	609,609	4,007	472,385
法人税等控除前利益/(損失)	(757)	(89,243)	(88)	(10,374)	1,201	141,586
法人税等費用/(便益)	(526)	(62,010)	262	30,887	(110)	(12,968)
当期純利益/(損失)	(231)	(27,233)	(350)	(41,262)	1,311	154,554
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	21	2,476	3	354	(3)	(354)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(252)	(29,708)	(353)	(41,615)	1,314	154,907
一株当たり利益/(損失)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)
基本的一株当たり利益/(損失)	(0.10)	(11.79)	(0.15)	(17.68)	0.53	62.48
希薄化後一株当たり利益/(損失)	(0.10)	(11.79)	(0.15)	(17.68)	0.52	61.30

(2) 連結貸借対照表

	2021年3月31日現在		2020年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産				
現金及び銀行に対する預け金	133,285	15,712,969	139,112	16,399,914
利付銀行預け金	1,447	170,587	1,298	153,021
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	91,121	10,742,255	79,133	9,328,989
担保受入有価証券(公正価値報告分)	56,494	6,660,078	50,773	5,985,629
トレーディング資産(公正価値報告分)	157,139	18,525,117	157,338	18,548,577
投資有価証券	614	72,384	607	71,559
その他の投資	5,640	664,900	5,412	638,021
貸出金、純額	304,188	35,860,723	291,908	34,413,034
のれん	4,644	547,481	4,426	521,781
その他の無形資産	239	28,176	237	27,940
未収仲介料	47,682	5,621,231	35,941	4,237,084
その他資産	48,902	5,765,057	39,637	4,672,806
資産合計	851,395	100,370,957	805,822	94,998,356

	2021年3月31日現在		2020年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
負債及び持分				
銀行からの預り金	19,422	2,289,660	16,423	1,936,107
顧客の預金	406,069	47,871,474	390,921	46,085,677
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	22,853	2,694,140	23,851	2,811,794
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)	56,494	6,660,078	50,773	5,985,629
トレーディング負債(公正価値報告分)	47,740	5,628,069	45,871	5,407,732
短期借入金	24,887	2,933,928	20,868	2,460,129
長期債務	170,453	20,094,704	161,087	18,990,546
未払仲介料	26,890	3,170,062	21,653	2,552,672
その他負債	31,703	3,737,467	31,434	3,705,754
負債合計	806,511	95,079,582	762,881	89,936,041
普通株式	98	11,553	98	11,553
払込剰余金	33,523	3,952,026	33,323	3,928,448
利益剰余金	32,582	3,841,092	32,834	3,870,800
自己株式(原価)	(946)	(111,524)	(428)	(50,457)
その他包括利益/(損失)累計額	(20,667)	(2,436,433)	(23,150)	(2,729,154)
株主持分合計	44,590	5,256,715	42,677	5,031,192
非支配持分	294	34,660	264	31,123
持分合計	44,884	5,291,375	42,941	5,062,314
負債及び持分合計	851,395	100,370,957	805,822	94,998,356

(3) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額			
2021年度第1四半期	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)
期首残高	98	33,323	32,834	(428)	(23,150)	42,677	264	42,941
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(7)	(7)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	5	5
当期純利益/(損失)	-	-	(252)	-	-	(252)	21	(231)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	2,483	2,483	11	2,494
自己株式の売却	-	(4)	-	6,770	-	6,766	-	6,766
自己株式の買戻し	-	-	-	(7,335)	-	(7,335)	-	(7,335)
株式報酬(税引後)	-	204	-	47	-	251	-	251
期末残高	98	33,523	32,582	(946)	(20,667)	44,590	294	44,884

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括 利益/(損失) 累計額			
2021年度第1四半期	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	11,553	3,928,448	3,870,800	(50,457)	(2,729,154)	5,031,192	31,123	5,062,314
所有権の変更を伴わない非支配持分から 子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(825)	(825)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	589	589
当期純利益/(損失)	-	-	(29,708)	-	-	(29,708)	2,476	(27,233)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	292,721	292,721	1,297	294,018
自己株式の売却	-	(472)	-	798,115	-	797,644	-	797,644
自己株式の買戻し	-	-	-	(864,723)	-	(864,723)	-	(864,723)
株式報酬(税引後)	-	24,050	-	5,541	-	29,590	-	29,590
期末残高	11,553	3,952,026	3,841,092	(111,524)	(2,436,433)	5,256,715	34,660	5,291,375

¹ ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2021年4月22日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1スイス・フラン=117.89円で換算したものであり、百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

当グループ（クレディ・スイス・グループAG）と当行（クレディ・スイス・エイ・ジー）の相違

当行の事業は当グループの事業とほぼ同一であり、当行の事業のほぼすべては、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門、アジア太平洋部門及びインベストメント・バンク部門を通じて行われている。2021年4月1日からは、アセット・マネジメント事業はインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門から独立し、当グループの新部門として管理されている。株式報酬に係る報奨に関連するヘッジ取引など、当グループのコーポレート・センターが行う特定の業務は、当行の業務には該当しない。主としてクレディ・スイス・サービズ AG（当グループのスイスのサービス会社）とその子会社に関連する、特定のその他の資産、負債及び業績は、当グループのセグメントの活動の一部として管理されている。ただし、これらの企業は法的には当グループに所有されており、当行の連結財務書類の一部ではない。

連結損益計算書の比較

(単位：百万スイス・フラン)

	当行		当グループ	
	2021年度 第1四半期	2020年度 第1四半期	2021年度 第1四半期	2020年度 第1四半期
損益計算書				
純収益	7,653	5,785	7,574	5,776
営業費用合計	4,091	4,124	3,937	4,007
法人税等控除前利益/(損失)	(837)	1,093	(757)	1,201
当期純利益/(損失)	(289)	1,219	(231)	1,311
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(214)	1,213	(252)	1,314

(単位：百万円)

	当行		当グループ	
	2021年度 第1四半期	2020年度 第1四半期	2021年度 第1四半期	2020年度 第1四半期
損益計算書				
純収益	902,212	681,994	892,899	680,933
営業費用合計	482,288	486,178	464,133	472,385
法人税等控除前利益/(損失)	(98,674)	128,854	(89,243)	141,586
当期純利益/(損失)	(34,070)	143,708	(27,233)	154,554
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(25,228)	143,001	(29,708)	154,907

連結貸借対照表の比較

(単位：百万スイス・フラン)

貸借対照表指標

資産合計

負債合計

当行		当グループ	
2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
855,597	809,688	851,395	805,822
806,242	762,629	806,511	762,881

(単位：百万円)

貸借対照表指標

資産合計

負債合計

当行		当グループ	
2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
100,866,330	95,454,118	100,370,957	94,998,356
95,047,869	89,906,333	95,079,582	89,936,041

資本及び債務

(単位：百万スイス・フラン)

資本及び債務

銀行からの預り金

顧客の預金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

長期債務

その他のすべての負債

負債合計

持分合計

資本及び債務合計

当行		当グループ	
2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
19,469	16,420	19,422	16,423
407,082	392,039	406,069	390,921
22,951	23,944	22,853	23,851
164,443	160,279	170,453	161,087
192,297	169,947	187,714	170,599
806,242	762,629	806,511	762,881
49,355	47,059	44,884	42,941
855,597	809,688	851,395	805,822

(単位：百万円)

資本及び債務

銀行からの預り金

顧客の預金

中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券

長期債務

その他のすべての負債

負債合計

持分合計

資本及び債務合計

当行		当グループ	
2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
2,295,200	1,935,754	2,289,660	1,936,107
47,990,897	46,217,478	47,871,474	46,085,677
2,705,693	2,822,758	2,694,140	2,811,794
19,386,185	18,895,291	20,094,704	18,990,546
22,669,893	20,035,052	22,129,603	20,111,916
95,047,869	89,906,333	95,079,582	89,936,041
5,818,461	5,547,786	5,291,375	5,062,314
100,866,330	95,454,118	100,370,957	94,998,356

BIS 資本指標

(単位：百万スイス・フラン)

資本及びリスク加重資産

	当行		当グループ	
	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
CET1 資本	42,550	40,701	36,964	35,361
ティア1 資本	58,050	55,659	53,411	51,202
適格資本合計	59,067	56,620	54,429	52,163
リスク加重資産	302,022	275,676	302,869	275,084

(単位：百万円)

資本及びリスク加重資産

	当行		当グループ	
	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
CET1 資本	5,016,220	4,798,241	4,357,686	4,168,708
ティア1 資本	6,843,515	6,561,640	6,296,623	6,036,204
適格資本合計	6,963,409	6,674,932	6,416,635	6,149,496
リスク加重資産	35,605,374	32,499,444	35,705,226	32,429,653

(単位：%)

自己資本比率

	当行		当グループ	
	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在	2021年3月 31日現在	2020年12月 31日現在
CET1 比率	14.1	14.8	12.2	12.9
ティア1 比率	19.2	20.2	17.6	18.6
自己資本比率合計	19.6	20.5	18.0	19.0

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー

要約連結損益計算書

	2021 年度第 1 四半期		2020 年度第 1 四半期		増減 (%)
	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	
要約連結損益計算書					
利息及び配当金収益	3,042	358,621	4,282	504,805	(29)
支払利息	(1,399)	(164,928)	(2,746)	(323,726)	(49)
純利息収益	1,643	193,693	1,536	181,079	7
手数料収益	3,751	442,205	2,920	344,239	28
トレーディング収益	1,800	212,202	878	103,507	105
その他の収益	459	54,112	451	53,168	2
純収益	7,653	902,212	5,785	681,994	32
貸倒引当金繰入額	4,399	518,598	568	66,962	-
報酬費用	1,975	232,833	2,057	242,500	(4)
一般管理費	1,752	206,543	1,722	203,007	2
支払手数料	329	38,786	345	40,672	(5)
リストラクチャリング費用	35	4,126	-	-	-
その他営業費用合計	2,116	249,455	2,067	243,679	2
営業費用合計	4,091	482,288	4,124	486,178	(1)
法人税等控除前利益/(損失)	(837)	(98,674)	1,093	128,854	-
法人税等費用/(便益)	(548)	(64,604)	(126)	(14,854)	335
当期純利益/(損失)	(289)	(34,070)	1,219	143,708	-
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	(75)	(8,842)	6	707	-
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(214)	(25,228)	1,213	143,001	-

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

要約連結貸借対照表

	2021年3月31日現在		2020年12月31日現在		増減 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
資産					
現金及び銀行に対する預け金	132,310	15,598,026	138,207	16,293,223	(4)
利付銀行預け金	1,377	162,335	1,230	145,005	12
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	91,121	10,742,255	79,133	9,328,989	15
担保受入有価証券	56,494	6,660,078	50,773	5,985,629	11
トレーディング資産	157,279	18,541,621	157,511	18,568,972	0
投資有価証券	612	72,149	605	71,323	1
その他の投資	5,607	661,009	5,379	634,130	4
貸出金、純額	313,198	36,922,912	300,341	35,407,200	4
のれん	3,951	465,783	3,755	442,677	5
その他の無形資産	239	28,176	237	27,940	1
未収仲介料	47,684	5,621,467	35,943	4,237,320	33
その他資産	45,725	5,390,520	36,574	4,311,709	25
資産合計	855,597	100,866,330	809,688	95,454,118	6
負債及び持分					
銀行からの預り金	19,469	2,295,200	16,420	1,935,754	19
顧客の預金	407,082	47,990,897	392,039	46,217,478	4
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	22,951	2,705,693	23,944	2,822,758	(4)
担保受入有価証券返還義務	56,494	6,660,078	50,773	5,985,629	11
トレーディング負債	47,728	5,626,654	45,871	5,407,732	4
短期借入金	30,556	3,602,247	21,308	2,512,000	43
長期債務	164,443	19,386,185	160,279	18,895,291	3
未払仲介料	26,892	3,170,298	21,655	2,552,908	24
その他負債	30,627	3,610,617	30,340	3,576,783	1
負債合計	806,242	95,047,869	762,629	89,906,333	6
株主持分合計	48,593	5,728,629	46,264	5,454,063	5
非支配持分	762	89,832	795	93,723	(4)
持分合計	49,355	5,818,461	47,059	5,547,786	5
負債及び持分合計	855,597	100,866,330	809,688	95,454,118	6

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

BIS 指標（バーゼルⅢ）

	2021年3月31日現在		2020年12月31日現在		増減 (%)
	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	(百万スイス・ フラン)	(百万円)	
適格資本					
CET1資本	42,550	5,016,220	40,701	4,798,241	5
ティア1資本	58,050	6,843,515	55,659	6,561,640	4
適格資本合計	59,067	6,963,409	56,620	6,674,932	4
自己資本比率(%)					
CET1比率	14.1		14.8		-
ティア1比率	19.2		20.2		-
自己資本比率	19.6		20.5		-

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2021 年 4 月 22 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=117.89 円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

訴訟

当グループは、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。当グループの重大な訴訟等、関連引当金及び既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、本書下記Ⅲ.の「訴訟」の項目に記載されており、以下の記載により更新される。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

記載されている詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項についての当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積めることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。一部の訴訟等については、当グループは請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。上記の「訴訟」の項目で説明され、以下の記載により更新される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、ゼロから1.0十億スイス・フランである。

2021年度第1四半期に、当グループは、57百万スイス・フランの訴訟引当金純額を計上した。当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の見解に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないとは判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の問題

買戻しに関する訴訟

2021年4月19日、DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）及びその関連会社であるセレクト・ポートフォリオ・サービシング・インクに対して提起され、ニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）において併合された以下の2件の訴訟の当事者らは、両方の訴訟について総額500百万米ドルで和解を締結した。クレディ・スイスは、全額を引き当てている。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-1、ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-3及びホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-4により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、730百万米ドル以上の損害賠償金額を主張している。
- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-5により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、500百万米ドル以上の損害賠償金額を主張している。

かかる和解は、原告であるトラストの受託会社がミネソタ州裁判所に提起する予定のトラスト指示手続を通じた承認待ちである。2021年4月22日、当事者らは、2022年1月10日に開始予定であったこれらの訴訟の事実審理を無効とするようSCNYに共同で要請した。かかる和解に基づき、2021年4月23日、これらの訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立ての棄却に対するニューヨーク州上訴裁判所への上訴は取り下げられた。

レート関連の問題

規制上の問題

2018年7月26日及び2021年3月19日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社の一部は、クレディ・スイスの事業体とその外国為替取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書及び補足異議告知書をそれぞれ欧州委員会から受領した。異議告知書及び補足異議告知書は、欧州

委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

2018年12月20日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、クレディ・スイスの事業体が国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券の取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書を欧州委員会から受領した。2021年4月28日、欧州委員会は、11.9百万ユーロの罰金を科すとの正式決定を発表した。クレディ・スイスは、この決定についてEU一般裁判所に上訴する予定である。

民事訴訟

SIBOR/SORに関する訴訟

2021年3月17日、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくシンガポール銀行間取引レート（以下、「SIBOR」という。）及びシンガポールスワップ取引レート（以下、「SOR」という。）を不正操作したとして提起された適格性認定前の民事集団訴訟において、米国連邦第2巡回控訴裁判所（以下、「第2巡回裁」という。）は、事物管轄権を欠いているとして棄却した米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）の判決を無効とし、さらなる手続のために訴訟をSDNYに差し戻した。2021年4月14日、被告は再審理及び第2巡回裁大法廷判決の再審理の申立てを提出した。

財務省証券市場に関する訴訟

2021年3月31日、米国財務省証券市場に関する適格性認定前の併合集団訴訟において、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。

ETN関連の訴訟

2021年4月27日、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券（以下、「XIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団によりSDNYに提起された併合訴訟において、第2巡回裁は、被告の棄却申立てを認めたSDNYの決定の一部を認め、一部を退ける命令を下した。

II. トレーディングに係る 2021 年 3 月 29 日付の様式 6-K

トレーディング・アップデート

チューリッヒ、2021年3月29日一先週、米国を拠点とする大規模ヘッジファンドにおいて、クレディ・スイス及びその他の銀行によるマージンコールに対するデフォルトが発生した。当該ファンドのマージン・コミットメントの不履行を受けて、クレディ・スイス及びその他の銀行は、ポジション解消の手続きを進めている。現時点でかかるポジション解消により生じる損失の正確な規模を定量化することは時期尚早であるが、今月公表済みの好調な業績見通しにかかわらず、当グループの2021年度第1四半期の業績に非常に重大かつ重要な影響を及ぼす可能性がある。当グループは、本件の状況について、適宜情報を更新する予定である。

III. 2020 年度に係る様式 20-F

事業等のリスク

当グループの事業は、以下に述べるものの他、様々なリスクにさらされており、当グループの業績又は財政状態が、これらのリスクにより悪影響を受ける場合がある。

流動性リスク

流動性、すなわち資金の即時利用可能性は、当グループの事業、特にインベストメント・バンキング事業にとって不可欠である。当グループは、流動性が限られている環境においても、債務を履行するために必要な流動性を維持することを目指している。

当グループの流動性は、資本市場を利用できない場合、資産を売却できない場合、又は流動性コストが増加した場合に、損なわれる可能性がある

担保付又は無担保で借入れを行う能力及びその費用は、金利の上昇、信用スプレッドの拡大、借入の利用可能性、流動性に関する規制上の要件又は当グループ、当グループの一定の取引先若しくは銀行部門全体に関するリスクに対する市場の認識（当グループの認識されている又は実際の信用力を含む。）によって、影響を受ける可能性がある。無担保の長期若しくは短期の借入資本市場において資金を調達できないこと、又は担保付きの借入市場を利用できないことにより、当グループの流動性が重大な悪影響を受ける可能性がある。厳しい信用市場においては、当グループの資金調達コストが増大するか、又は当グループの事業の維持若しくは拡大のための資金を調達できない可能性があり、当グループの業績が悪影響を被る場合がある。2008年及び2009年における金融危機以降、当グループの流動性コストは多額であり、さらに、当グループは、流動性拡充を求める規制上の要件が課された結果、継続的な費用が生じると予想している。

資本市場（株式、規制資本性証券及びその他の債券の募集を通じたものを含む。）で必要な資金を調達できない場合、債務を履行するために、担保が付されていない資産を清算する必要性が生じる可能性がある。流動性が低下している時期には、当グループが資産の一部を売却できなくなるか、又は低い価格で資産を売却する必要性が生じるが、いずれの場合も当グループの業績及び財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当グループの事業は、資金調達源として当グループの預金基盤に大きく依存している

当グループの事業は、主に要求払預金、銀行間の貸付、定期預金及び現金債等の短期的な資金調達手段の利益を享受している。預金は安定した資金源となっていたが、今後もそうであるとは限らない。その場合、当グループの流動性ポジションが悪影響を受ける可能性があり、預金引出の要求又は満期時の支払いがあった場合、これに応じることができないリスク、満期時に借入金を返済できないリスク、及び新たな貸付、投資及び事業のための資金を調達できないリスクがある。

当グループの格付の変更は、当グループの事業に悪影響を与える場合がある

格付は格付機関により付与されるものである。格付機関はいつでも、格付の引下げを行い若しくはその意思を示し、又は格付の取下げを行うことができる。主要格付機関は、金融サービス業界に対し、特に収益性の潜在的な低下、資産の質の悪化、資産価値の変動、可能性のある規制要件の緩和又は強化、並びにコンプライアンス及び訴訟に関連する費用の増加による課題に関して引き続き焦点を当てている。当グループの格付のあらゆる引下げは、当グループの借入コストを増加させ、資本市場の利用を制限し、資本コストを上昇させ、並びに当グループの商品の販売又はマーケティングに係る能力、取引能力（特に金融取引及びデリバティブ取引）及び当グループの顧客維持能力に悪影響を与える可能性がある。

市場リスク及び信用リスク

進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある

2019年12月以降、COVID-19のパンデミックは急速にかつ世界中に広がり、当グループが事業を行う一部の国においては感染者が非常に多く発生している。進行中の世界的なCOVID-19のパンデミックは、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼしてきており、また悪影響を及ぼし続ける可能性がある。

COVID-19の拡散並びにその結果として世界中で実施されている政府の厳格な管理及び封じ込め措置は、世界的なサプライチェーン及び経済活動の重大な混乱を引き起こし、市場は著しくボラティリティの高い期間に入った。COVID-19の拡散は、世界経済に悪影響を与え続けているが、その重大さ及び持続期間は予測が困難であり、また、当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響が及んでいる。市場のボラティリティ及びマクロ経済要因に対するCOVID-19のパンデミックの影響により、現在予想信用損失（CECL）のモデリングはより困難になっており、特に信用モデルについて当グループ全体にわたる継続的な監視及びより頻繁なテストが求められている。モデルのアウトプットを調整した後であっても、当グループがCOVID-19のパンデミックによるモデルの不確実性に起因する想定外の損失を認識しないという保証はない。COVID-19のパンデミックは重大な影響を及ぼしており、信用損失の見積り、時価評価による損失、トレーディング収益、純利息収益及び潜在的なのれんの評価に対する悪影響が継続する可能性があり、当グループがその戦略的目的及び目標を成功裏に達成する能力にも悪影響を及ぼす可能性がある。現在の経済状況が持続し又は悪化した場合、マクロ経済的環境は、当グループの事業、経営及び財務実績の上記及びその他の側面（顧客取引若しくは当グループの商品に対する需要の減少、当グループの従業員若しくは経営システムに対する混乱、資本及び流動性に対する制約の可能性、又は当グループの信用格付の格下げの可能性を含む。）に対して継続的な悪影響を及ぼす可能性がある。また、顧客及び企業に対する救済措置等のCOVID-19のパンデミックを受けた法律及び規制の変更が、当グループの

事業にさらなる影響を及ぼす可能性がある。これらの措置はしばしば迅速に導入され、性質が多様であり、大規模な変更を迅速に実施するよう求められる可能性があるため、当グループがさらされるリスクもより高まっている。さらに、かかる措置が終了する、撤回される又は政府による支援がなくなった場合、経済成長に悪影響を及ぼし、その結果当グループの事業、経営及び財務実績に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界の経済及び市場に対するパンデミックの悪影響の大きさは、一つにはウイルスの拡散を制限するため及びその影響に対抗するために講じられる措置（さらなるCOVID-19の変異種の発生並びにワクチン及び治療法の安全性、有効性及び利用可能性を含む。）の期間及び程度によって、また一つには政府が講じる補償措置（追加の刺激策のための法案を含む。）の規模及び有効性並びに通常のエコノミー及び経営状況が回復する早さ及びその程度によって左右される。COVID-19のパンデミックが世界経済及び／又は当グループの事業、経営若しくは財務実績に悪影響を与え続ける限り、本書に記載される他のリスクの蓋然性及び／又は規模を増大させる効果もある可能性があり、また現在当グループが知らないか又は現在は当グループの事業、経営若しくは財務実績に対して重大であると予想されていない他のリスクを引き起こす可能性がある。当グループは、その経営、事業及び財務実績（流動性及び資本利用を含む。）に対する潜在的な悪影響を注意深く監視しているが、この不確実な状況の継続的な進展のため、現段階では影響の大きさを十分かつ正確に予測することは困難である。

市場の変動及びボラティリティにより、当グループの取引及び投資活動が重大な損失を被る場合がある

過去数年間にわたり、当グループは引き続き貸借対照表の縮小に努めており、戦略の実施において大きく前進してきたが、当グループはまた、債券市場、通貨市場及び株式市場において、並びにプライベート・エクイティ、ヘッジファンド、不動産及びその他の資産について、大量の取引及び投資のポジションを継続して有しており、ヘッジ取引も行っている。これらのポジションは、金融市場及びその他の市場の変動から悪影響を受ける可能性がある。すなわち、相場水準にかかわらず、特定期間の特定の市場における価格変動による悪影響を受ける場合がある。これらのいずれかの市場において当グループが資産を所有している場合、すなわち正味ロング・ポジションを有している場合、これらの市場の低迷により、当グループが、当グループの正味ロング・ポジションの価値の低下に由来する損失を被る可能性がある。逆に言えば、これらの市場のいずれかにおいて当グループが所有していない資産を売却した場合、すなわち正味ショート・ポジションを有している場合、これらの市場の回復により、上向きの市場において資産を獲得することで正味ショート・ポジションを買い戻す際に、当グループは重大な損失を被る可能性がある。市場の変動、低迷及びボラティリティは、当グループのポジションの公正価値及び業績に悪影響を与える可能性がある。厳しい市場又は経済の状況又は傾向により、過去において純収益及び収益性が著しく減少したことがあり、今後も減少する可能性がある。

当グループの事業及び組織は、当グループが事業を行う各国における厳しい市況並びに経済、金融、政治、法律、規制及びその他の状況の不利な展開による損失リスクを負っている

国際的な金融サービス会社として、当グループの事業は、世界及び地域の不利な経済状況及び市況並びにヨーロッパ、米国、アジア及びその他の世界の各地域（当グループが現在事業を行っていない国においても）の地政学的な事象及びその他の展開により重大な悪影響を受ける可能性がある。さらに、多くの国は、その国又は地域特有の深刻な経済混乱（不利な状況の中でも特に、極度の為替変動、高度の

インフレ、又は低成長若しくはマイナス成長を含む。)を経験したことがあるが、これらは当グループの経営及び投資に悪影響を与える可能性がある。ボラティリティも2020年の初めに増大し、株式市場指数はCOVID-19の拡散を取り巻く懸念の中で低下したが、COVID-19のパンデミックの長期化及び深刻度によっては、経済環境がさらに不安定になる可能性がある。

ヨーロッパのソブリン債務危機の深刻度は、ここ数年で幾分和らいだようであるが、政治的な不確実性(英国のEU脱退に関するものを含む。)は引き続き高まっており、ヨーロッパ及び世界中の市況の混乱を招く可能性があり、さらに当グループを含む金融機関に対して悪影響を及ぼす可能性がある。英国のEU離脱による経済的及び政治的な影響(英国及びその他のEU諸国における投資及び市場の信頼に対する影響を含む。)が、当グループの将来の業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

英国のEU離脱を受けて、英国において設立され又は事業を行う当グループの法人は、EUにおいてサービスを提供すること又はその他により事業を行うことへの制限に直面し、これにより、当グループは、法人構造に対して重大な変更を行うことが要求されている。さらに、包括的な世界的法人簡素化プログラムの一環として、当グループは、包括的なEU法人戦略を策定しており、余剰法人の閉鎖の促進及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における当グループの資産運用事業の法人構造の最適化を含む、その他の地域における法人構造を最適化するための戦略も策定中である。金融サービスに関する規制上の協力枠組みについてEUと英国の間で継続中の交渉の結果及び相互の規制上の枠組みを同等のものとして認識するための単独かつ自主的なプロセスの実行を含め、意図した結果の実行可能性、範囲及び時期に影響を及ぼす可能性のある多くの不確定要素が存在している。最後に、当グループ及び当グループの経営に影響を及ぼす重大な法律及び規制の変更(EUと英国との間で規制に相違が生じる可能性を含む。)により、当グループは、自らの法人構造をさらに変更するよう要求される可能性がある。これらの変更の実施により、多くの時間と資源の投資が必要となっており、さらに必要となる可能性があり、また、運営、規制、コンプライアンス、資本、資金調達及び税金のコスト並びに当グループの取引先の信用リスクが増加しており、潜在的にさらに増加する可能性がある。

当グループが事業を行う国及び地域が政治的に不確実な環境にあることも、当グループの事業に影響を及ぼす可能性がある。貿易障壁及び市場へのアクセス制限の実施を含む国家主義的及び保護主義的な主張に対する人気の高まりにより、国の政策の大幅な転換及びさらなるヨーロッパ統合への道筋の遅延が生じる可能性がある。米国の貿易、移民及び外交に関する方針の最近の及び予定される変更が及ぼす影響に関して、類似した不確実性が存在する。増大する世界的な貿易摩擦(中国、米国及びEUといった主要な貿易相手国との間のものを含む。)、並びにCOVID-19のパンデミックの継続は、世界的な経済成長を阻害する可能性があり、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性もある。

過去において、低金利環境は当グループの純利息収益及びトレーディング・非トレーディング債券投資ポートフォリオの価値に悪影響を与え、顧客預金の喪失及び当グループの既存の年金制度に関連する負債の増加をもたらした。さらに、金利はより長期的に低く留まることが予想されている。将来における金利の変更(利上げ、又は現在の当グループの本国市場におけるマイナスの短期金利の変更を含む。)は、当グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性がある。COVID-19のアウトブレイクを受けた中央政府及び中央銀行による利下げ(米国におけるものを含む。)もまた、当グループの純利息収益に悪影響を及ぼす可能性がある(米ドル建て預金の割合が高いことによるインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門におけるものを含む。)。また、史上最高水準のスイス・フラ

ン高が当グループの収益及び純利益に悪影響を与え、当グループが外国為替リスクにさらされた一方で、株式市場の変動も当グループのトレーディング・非トレーディング株式投資ポートフォリオの価値に影響を与えている。さらに、当グループが事業を行う主要経済大国間、特にFed、ECB及びSNB間における金融政策の不一致は、当グループの業績に悪影響を与える可能性がある。

かかる厳しい市況又は経済状況は、当グループのインベストメント・バンキング及びウェルス・マネジメント事業に悪影響を与え、当グループの手数料及びスプレッドによる純収益に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況は、インベストメント・バンキングの顧客取引を減少させ、当グループの金融助言手数料及び引受手数料に悪影響をもたらす可能性がある。かかる状況は、当グループが顧客のために行う証券取引の種類及び量にも悪影響を及ぼす可能性がある。厳しい状況を受けた慎重な投資行動は、当グループの商品に対する顧客の需要を全般的に低下させる可能性があり、当グループの業績及び成長機会に悪影響が及ぶ可能性がある。低金利環境、慎重な投資家の行動継続、並びに市場構造の変化等、厳しい市況及び経済状況は、過去において当グループの事業に影響を与えてきた。

これらの不利な要因は、例えば、当グループの顧客フローによる販売及び取引並びに資産運用業務による手数料収益（顧客のポートフォリオの価値に基づく手数料収益を含む。）の減少に反映される可能性がある。

厳しい市況又は経済状況に対する当グループの対応は、競合他社のものと異なる可能性があり、競合他社の業績又は資産運用ベンチマークを下回る運用実績が、運用資産及び関連報酬の減少にもつながり、新規顧客の獲得が困難になる可能性がある。複雑な商品からの顧客の需要のシフトが生じ、これが顧客の大規模なデレバレッジをもたらす可能性があり、当グループのプライベート・バンキング及びアセット・マネジメント業務に関する業績が悪影響を受ける可能性がある。厳しい市況又は経済状況（COVID-19のパンデミックによるものを含む。）は、かかる影響を悪化させ得る。

また、当グループの事業の一部は、国際機関、国家、州、県、市及び地方当局を含む政府機関との取引又はその債務の売買を行っている。これらの活動は、当グループがさらされるソブリン・リスク、信用関連リスク、オペレーショナル・リスク及びレピュテーション・リスクを増大させる可能性があり、これらは厳しい市況又は経済状況の結果として増加する可能性もある。これらの取引に関連するリスクには、政府機関が債務不履行に陥るリスク若しくはその債務が再構成されるリスク、又は政府当局者により講じられた措置が当該当局者の法的権限を越えるものであったと主張されるリスクが含まれており、これらが当グループの財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

厳しい市況又は経済状況は、当グループのプライベート・エクイティ投資にも影響を及ぼす可能性がある。プライベート・エクイティ投資の価値が大幅に下落した場合、当グループは、当該投資について、その投資収益率が一定の水準を超えた場合に受領できる収入及び利益の増加分の持分を受領することができず、従前に受領していた成功報酬を投資家に返却する義務が発生し、投下資本に対する当グループの按分方式による持分を失う可能性があるからである。さらに、業績の良い投資であっても処分が難しい場合があるため、当該投資の処分も困難となる可能性がある。

上記のマクロ経済要因に加え、テロ攻撃、サイバー攻撃、軍事的紛争、経済的若しくは政治的な制裁、流行病、政治不安若しくは社会不安及び大規模デモ、自然災害又は交通障害若しくは停電等のインフラ問題を含む、当グループにより制御不能なその他の政治、社会及び環境に関する動向が、経済状況及び市況、市場のボラティリティ並びに金融活動に重大な悪影響を与える可能性があり、その結果当グルー

プの事業及び業績に影響が及ぶ可能性がある。また、地政学的な緊張が高まるにつれ、ある法域における法律上又は規制上の義務の遵守が、当該法域の法律又は政策の目的を支持していると別の法域から解釈され、当グループの事業にさらなるリスクを生じさせる可能性がある。

予想されるベンチマーク金利の廃止に関する不確実性は、当グループの事業、財政状態及び業績に悪影響を及ぼす可能性があり、当グループの顧客及びその他の市場参加者との契約、並びに当グループのシステム及びプロセスに対する調整が必要となっている

2017年7月に、LIBORを規制するFCAは、2021年末以降はLIBOR指標の計算のための金利を提供するよう銀行に強制しないと公表した。その他のIBORもまた、完全に廃止又は金利等を反映したものではなくなる場合がある。2021年3月、当該事前発表に沿い、FCAは、すべてのスイス・フラン、ユーロ、英ポンド、日本円LIBOR設定並びに1週間及び2ヶ月の米ドルLIBOR設定は、いかなる管理者によっても完全に提供を停止又は2021年12月31日の直後に金利等を反映したものではなくなることを発表した。残りの米ドルLIBOR設定は、いかなる管理者によっても完全に提供を停止又は2023年6月30日の直後に金利等を反映したものではなくなり、かかる米ドルLIBOR設定を参照する旧来の契約に対処するための追加の時間が提供される。しかしながら、米ドルLIBOR設定がいかに広範に参照されているかに鑑みると、代替的な基準金利への移行期間の延長が十分であるかは不確実である。さらに、移行を支援するため、ISDAにより2006年ISDA定義集に関するサプリメント70（以下、「IBORサプリメント」という。）及び付随するIBORプロトコルを公表するなど、多くのイニシアチブが実施されている。これらの措置は、IBORからデリバティブ市場の移行を促進する助けとなる可能性があるが、当グループの顧客及びその他市場関係者は、IBORプロトコルを遵守しない場合又はIBORサプリメント規定を関連文書に適用する意思がない場合がある。さらに、旧来の融資又は債券を修正するための同様の多国間メカニズムは存在せず、その多くは個別に修正せねばならず、複数の貸し手や債券保有者の同意を必要とする場合がある。結果として、クレディ・スイスを含む市場関係者が、すべての未決済のIBOR参照契約を首尾よく修正できる、又は潜在的に係争につながる停止に起因する不確実性に関して十分に備えることができるという保証はない。いわゆる「厳しい旧来の」契約に対処するための法律が複数の法域において提案されているが、かかる法律が制定されるかどうか、いつ、どのように制定されるかは不確実である。さらに、提案された法的解決策の条件と範囲は一貫性がなく、重複している可能性がある。

クレディ・スイスは、全事業にわたり、代替参照金利への移行が必要である非常に多くの負債及び資産（クレジット契約、融資及び債券などのIBORに連動する信用商品を含む。）を特定した。IBORの廃止又は指標の管理における将来の変更は、かかる指標に収益又は契約上の仕組みが連動する有価証券、信用商品及びその他の商品（当グループにより発行又は取引されるものを含む。）の収益、価値及び市場に悪影響をもたらす可能性がある。例えば、代替参照金利に連動する商品は、ターム構造が備わっていない可能性があり、ベンチマークに連動する商品とは異なる方法で利払いを計算しており、対応する支払債務に関する不確実性が高くなる可能性がある。代替参照金利への移行はまた、代替参照金利を用いる商品における流動性の受け入れ、取り組み及び開発の遅れにより生じる可能性のある流動性リスクの懸念を引き起こし、市場の混乱又は断片化につながる。かかる商品は、経済的ストレス、不利又は不安定な市況並びに信用サイクル及び経済サイクル全体において、IBOR商品とは異なる実績を示すこともあり、当グループの代替参照金利資産の価値、収益及び収益性に影響を与える可能性がある。代替参照金

利への移行はまた、現在はIBORに連動する既存商品の契約条件の変更が要求される可能性がある。

さらに、既存の有価証券及びその他の契約又は内部割引モデルにおいて、IBORを代替参照金利と置き換えることで、かかる既存の有価証券、信用商品及びその他の契約の価値又は収益に悪影響が及び、ミスプライシングや、当グループの顧客及びその他の市場参加者に対する追加の法的リスク、金融リスク、税務リスク、オペレーショナル・リスク、市場リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーション・リスク、競争リスク又はその他のリスクが発生する可能性がある。例えば、当グループは、関連する規定条項の解釈若しくは執行に関して、又は代替参照金利への移行が既存の及び将来の商品に対して及ぼす影響を適切に伝えることを当グループが怠った場合において、顧客、取引先、客先、投資家その他の者からの訴訟、紛争その他の行為のリスクに直面する可能性がある。さらに、とりわけ、異なる法域で導入された法律間に重複がある場合、法律の解釈又は適用結果として、訴訟、紛争又はその他の措置を引き起こす可能性がある。また、代替参照金利への移行により、当グループのドキュメンテーション、手法、プロセス、統制、システム及び営業に対する変更を必要とし、労力及び費用の増加し、今後の増加にもつながることとなる。移行に関係して生じる関連リスクも存在する可能性がある。例えば、当グループの負債と比べて資産に対して異なる代替参照金利が適用される場合には、当グループのヘッジ戦略が悪影響を受ける可能性又は市場リスクが増加する可能性がある。特に、IBORを参照し、当グループの信用商品に連動する長期金利リスクを管理するために使用されるスワップ及び類似の金融商品は、関連する信用商品とは異なる代替参照金利を適用する場合があります、その結果、潜在的なベース・リスクが生じ、当グループの信用商品のヘッジをより費用が高いか又はより効果を低くしている。

当グループは、不動産部門において、重大な損失を被る場合がある

当グループは主に顧客のために、多数の不動産及び不動産関連の商品について貸付を行い、自己勘定ポジションを取得し、また商業用及び住宅用不動産担保ローンを提供している。2020年12月31日現在、SNBに報告された当グループの不動産ローンは、総額約149十億スイス・フランであった。また、当グループは商業用及び住宅用不動産、不動産関連の法人向け貸付、並びに抵当貸付に加え、CMBS及びRMBSといったその他の不動産、並びに商業用資産及び商品の証券化及び売買を行っている。当グループの不動産関連のビジネス及びリスク・エクスポージャーは、不動産市場又はその他のセクター及び経済全体の低迷によって、悪影響を受ける可能性がある。特に、当グループは、COVID-19のパンデミックの影響を受け、政府による厳格な統制と封じ込み措置が行われた商業用不動産に対するエクスポージャーがある。これらの状況が継続又は悪化した場合、商業用不動産関連事業にさらなるリスクを引き起こす可能性がある。また、スイスの特定の地域における不動産市場の価格修正の可能性のリスクは、当グループの不動産関連事業に重大な影響を及ぼす可能性がある。

多額かつ集中したポジションによって、多額の損失を被るリスクがある

リスクの集中は、当グループが特定の客先、顧客、取引先、産業、国家又は共通のリスク特性を有するエクスポージャーのプールに対して多額の貸付を行い又は将来も行う可能性があり、多額の取引も行い、またそれらの証券を保有していることを考慮すると、損失を増大させる可能性がある。引受、貸付又はアドバイザー業務等を通じて、当グループが多額のコミットメントを行っているあらゆるセクターの経済的成長の停滞も、当グループの純収益に悪影響を与える可能性がある。さらに、当グループの借り手又は取引先の1つでも信用の質が著しく低下した場合、類似、関連又は従属する産業におけるそ

の他の借り手又は取引先の信用度に対する懸念につながる可能性がある。この種の相互関係は、当グループの信用リスク、流動性リスク及び市場リスクに対するエクスポージャーを悪化させ、潜在的に損失を被る可能性がある。

ブローカー・ディーラー、銀行、ファンド及びその他の金融機関との間で日常的に行う大量の取引の結果、当グループは、金融サービス業界において、大きなリスクの集中を抱えている。また通常業務においても、特定の取引先についてリスクの集中の影響を受ける可能性がある。加えて、当グループ及びその他の金融機関は、金融危機又は信用危機の場合にシステミック・リスクを引き起こす可能性があり、また、特に厳しい経済的ストレス下に置かれている期間における、市場心理及び市場からの信頼に対して脆弱である可能性がある。当グループは、その他の金融機関と同様に、当グループの規制機関と協議の上、システミック・リスク及び金融機関へのリスク集中に対する当グループのエクスポージャーの理解を深め、またそれらを管理できるように、引き続きその実務及び業務を改定している。規制機関はかかるリスクを引き続き重視しており、それらのリスクに対する対処法について、数多くの新たな規制及び政府提案が存在し、また現行の規制に対する重大な不確実性が存在する。当グループの業界、業務、実務及び規制における変更が、これらのリスクの管理に効果的であるという保証はない。

リスクの集中により、経済及び市況が同業他社にとって全般的に有利である場合にも、当グループが損失を被る可能性がある。

当グループのヘッジ戦略が損失を防ぐことができない場合もある

当グループの事業に関する様々なリスクをヘッジするための商品及び戦略が有効ではない場合には、当グループは損失を被る場合がある。ヘッジを購入できない場合、一部のリスクしかヘッジされない場合、又はヘッジ戦略がすべての市場環境若しくは各種リスクに対応してリスクを軽減する効果が十分でない場合もある。

市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを増大させる場合がある

当グループの事業に与える上記の悪影響の可能性に加えて、市場リスクは当グループが直面するその他のリスクを悪化させる場合がある。例えば、取引により重大な損失を被った場合、当グループの流動性へのアクセスが損なわれているにもかかわらず、流動性を確保する当グループの必要性が急激に高まる可能性がある。また、別の市場の低迷に連動して、当グループの顧客及び取引先がそれぞれ重大な損失を被った結果、その財政状態を悪化させ、当グループの当該顧客及び取引先に対する信用リスク及び取引先リスク・エクスポージャーを増大させる可能性がある。

当グループは信用リスクにより、多額の損失を被る場合がある

当グループの事業は、借主及びその他の取引先が債務不履行に陥る基本的なリスクを負っている。当グループの信用リスクは、貸借関係、コミットメント及び信用状、並びにデリバティブ、為替及びその他の取引を含む、当グループが多くのお客様及び取引先との間で行う広範囲の取引において存在する。当グループの信用リスクに対するエクスポージャーは、経済又は市場の不利な動向、並びに関連する市場又は金融商品のボラティリティの増加による悪影響を受ける可能性がある。例えば、経済活動及び世界的なサプライチェーンの混乱といったCOVID-19のアウトブレイクから生じる不利な経済効果は、一部の取引先の信用度に引き続き悪影響を及ぼし、当グループの事業の信用損失を増加させる可能性がある。

また、金融市場における流動性又は透明性の混乱により、当グループのポジションの売却、シンジケーション又は清算ができなくなる可能性があり、その場合はさらなる集中を招くことになる。これらのポジションを低減できない場合、当該ポジションに関連する市場リスク及び信用リスクを増大させるだけでなく、当グループの貸借対照表におけるリスク加重資産の水準を上昇させる可能性があり、当グループの必要規制資本の増加につながる。これらはすべて、当グループの事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが定期的に行う、顧客及び取引先の貸倒れに係る信用度の検討は、資産又はコミットメントの会計処理に基づくものではない。公正価値で評価される貸出金及びローン・コミットメントに係る信用度の変化は、トレーディング収益に反映されている。

経営陣による貸倒引当金繰入額の決定は重大な判断を伴う。当グループの銀行事業では、当グループの当初の損失見積額が不適切であった場合、貸倒引当金繰入額を増額し、事前に定められた引当金を超える損失を計上する必要がある場合もあり、この場合、当グループの業績に重大な悪影響を与える可能性がある。クレディ・スイスは、2020年1月1日に「金融商品に関する信用損失の測定」（以下、「ASU 2016-13」という。）の会計基準及びその後の改訂を採用しており、修正遡及適用アプローチを適用して、その信用損失の見積りに将来情報及びマクロ経済要因を組み入れる。新たな会計基準は、一般的に、償却原価で保有するクレディ・スイスの信用エクスポージャーにおいて予想される全期間CECLの管理を必要とし、従来基準の下、かかる予想は発生損失モデルに基づき測定された。ASU 2016-13及びその後の改訂の採用は、経済動向又はCECLモデルに適切に反映することが難しいほど極度で統計上まれに見る事象の発生により、収益及び資本水準のボラティリティが増大する可能性がある。例えば、COVID-19のアウトブレイクを取り巻く影響は、当グループの信用損失の見積り及び将来におけるのれんの評価に悪影響を引き続き及ぼす可能性があり、当グループの業績及び規制資本に重大な影響が及ぶ可能性がある。さらに、CECLモデルのアウトプットは過去の範囲から著しく外れた経済的インプットの影響に過度に敏感であるため、このような環境においてモデルのオーバーレイが必要となる可能性がある。当グループは、貸倒引当金を見積るために用いたモデル及び仮定が信用損失を対処するために十分でない場合、予期しない損失を被る可能性がある。

一定の状況下において、当グループは、長期の信用リスクの引受、非流動性担保に対する信用の供与、及び当グループが負担する信用リスクに基づく、デリバティブ商品に対する積極的な価格設定の付与を行う可能性がある。これらのリスクの結果として、当グループの資本及び流動性の要求水準は、引き続き高まる可能性がある。

1 社又は複数の大手金融機関による債務不履行は、金融市場全体及び当グループに悪影響を与える可能性がある

金融機関1社に関する懸念、風評又は実際の債務不履行は、その他の金融機関の流動性に関する重大な問題、損失又は債務不履行につながる場合がある。これは多くの金融機関の商業的健全性が他の金融機関同士の信用関係、取引関係、決済関係又はその他の関係により密接に関連しているためである。当該リスクは、通常、システミック・リスクと呼ばれる。多くの金融機関の債務不履行及び倒産に関する懸念が、清算機関、手形交換所、銀行、証券会社及び証券取引所等の当グループが日常的に取引を行う金融機関及び金融仲介機関による損失又は債務不履行につながる可能性がある。当グループが保有する担保が清算できない場合、又はエクスポージャーの全額に満たない額でのみしか清算できない場合、当

グループの信用リスク・エクスポージャーが増加する。

当グループが信用リスクの管理のため利用する情報は、不正確又は不完全である場合がある

当グループは、信用リスクの問題があり得ると考えられる特定の顧客及び取引先、並びに特定の産業、国及び地域に対する信用リスクを定期的に検討しているが、詐欺等の予測や看破が難しい事由又は状況により、デフォルト・リスクが生じる場合がある。また、取引先の信用リスク若しくは取引リスク又は特定の産業、国及び地域に伴うリスクに関する正確かつ完全な情報を得られず、また取得した当該情報を誤って解釈し、その他一定のリスク状況を誤って評価する場合もある。また、かかるリスクを管理するために実施した手段があらゆる場合において効果的であるとの保証はない。

戦略リスク

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある

2020年7月30日、当グループは、当グループの構造及び組織の一部変更及び新たなリストラクチャリング計画を発表し、発表から1年以内に完了する予定である。このプログラムは、その戦略的目標を達成するための努力を引き続き継続することを目的とし、これは、将来の経済環境、特定の地域における経済成長、規制上の展望、当グループが特定の財務目標を達成する能力、予想金利及び中央銀行の措置等に関する数多くの重要な前提条件に基づいている。これらの前提条件のうちいずれか（当グループが特定の財務目標を達成する能力を含むが、これに限定されない。）の全部又は一部が不正確であることが判明した場合、当グループがその戦略による予想利益の一部又は全部を達成する能力が制限される可能性があり、これには、当グループが主要な従業員を雇用し続ける能力、配当及び株式買戻しプログラムを通じて資本を株主に分配する能力、又は有形自己資本利益率に関するものなど、当グループの他の目標を達成する能力が含まれる。また、当グループは、外部の配当支払及び株式買戻しの資金調達のために、その子会社からの配当、分配その他の支払いに依拠している。当グループが制御不能な要因（本書に記載されている市場及び経済の状況、法律、規則又は規制の変更、当グループの戦略の実施に係る実行リスク並びにその他の困難及びリスク要因を含むが、これらに限定されない。）により、当該戦略による予想利益の一部又は全部を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。子会社からの資本の支払いは、規制、税務その他の制約により制限される可能性がある。当グループがその戦略の一部若しくは全部を成功裏に実施できない場合、又は実施された戦略の構成要素から予想される利益を生み出すことができない場合、当グループの財務業績及び当グループの株価が重大な悪影響を受ける可能性がある。

さらに、当グループの戦略の一環として、当グループの事業の特定分野内での重点の変更が行われている。この変更は、その他の事業分野に不測の負の効果を及ぼす可能性があり、結果として、当グループの事業全体に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが戦略を実施することにより、特定のリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び規制リスクを含むが、これらに限定されない。）に対する当グループのエクスポージャーが増加する可能性がある。当グループはまた、特定の財務目標（例えば有形自己資本利益率に関するもの）の達成を目指しているが、その成功の有無は定かではない。これらの目標を記載された形で又は少しでも達成することができるという保証はない。最後に、当グループの事業の組織構造の変更並びに人事及び経営の変更により、当グループの業務に一時的な不安定性がもたらされる可能性がある。

加えて、当グループは、当グループが実施する買収及びその他類似の取引により、一定のリスクにさらされている。当グループは、当グループが買収を予定している会社の記録を検討するが、一般的に、すべての記録を詳細に検討することは不可能である。記録を詳しく検討した場合でも、既存の又は潜在的な問題点が明らかにならない場合があり、その能力と欠陥を完全に評価するに十分なほどには、その事業を熟知できない場合がある。その結果、当グループが想定外の負債（法的及びコンプライアンス問題を含む。）を抱えるか、又は買収した事業が予定通りに成功しない場合がある。また、買収した会社を当グループの組織構造に適合させることが困難であることに加え、とりわけ手続、ビジネス実務及び技術システムの相違等により、買収した事業を当グループの既存事業に効果的に統合できないおそれもある。買収による収益が当該事業の買収のために当グループが負担した費用若しくは負債、又は当該事業を発展させるために必要な資本的支出を賄うことができないリスクに直面している。当グループはまた、買収が不成功に終わることにより、究極的には当グループが結果的に当該取引に関連するのれんの評価減又は評価損を計上する必要のあるリスクにも直面している。当グループは、貸借対照表上、ドナルドソン・ラフキン・アンド・ジェンレット・インクの買収及びその他の取引に関連して多額ののれんを計上し続けており、その結果、追加ののれんの減損費用が生じる可能性がある。

当グループは、新たな合弁事業（当グループ内及び社外関係者との間で）及び戦略的提携への参加を試みる可能性もある。当グループは、適切なパートナーの選択に努めるが、当グループの合弁事業に係る努力が成功しない場合、また当グループの投資及びその他のコミットメントに見合わない場合がある。

カントリー・リスク及び外国為替リスク

カントリー・リスクは当グループの直面する市場リスク及び信用リスクを増大させる可能性がある

国、地域及び政治に関するリスクは、市場リスク及び信用リスクの構成要素である。金融市場及び経済状況は一般的に、かかるリスクにより重大な影響をこれまで受けてきたうえ、将来においてもその可能性がある。現地市場の混乱、通貨危機、金融統制又はその他の要因により生じるものを含む、特定の国又は地域における経済的又は政治的な圧力は、当該国又は地域における顧客又は取引先が外貨や与信を獲得する能力に悪影響を与える。したがって、当グループに対する当該顧客及び取引先の債務履行能力が悪影響を被り、結果として、当グループの業績にも悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループは、新興市場において重大な損失を被る可能性がある

当グループの戦略の一要素として、新興市場国における当グループのプライベート・バンキング事業を拡大することがある。当グループが当該戦略を実施することにより、これらの国々における経済不安に対する当グループのエクスポージャーは増加する。当グループはこれらのリスクを監視し、当グループの投資先を分散し、顧客主導型事業を重視している。しかし、新興市場リスクを抑えるための当グループの努力が常に成功するとは限らない。また様々な新興市場国が、自国通貨の大幅な切り下げ、ソブリン債の債務不履行あるいは債務不履行のおそれ、資本・為替管理など、深刻な経済、金融及び政治の混乱又は過年度と比較した経済成長の減速に直面しており、今後も直面し続ける可能性がある。また、これらの市場においては、特定の個人及び会社に対して相互に、又は関連する法人との取引を禁止又は制限する制裁が課されてきており、更なる制裁が課される可能性がある。かかる混乱が及ぼし得る影響には、当グループの事業への悪影響及び金融市場全体におけるボラティリティの上昇が含まれる可能性がある。

為替変動は当グループの業績に悪影響を与える場合がある

当グループは通貨、とりわけ米ドルの為替変動によるリスクにさらされている。特に、当グループの資産及び負債の大部分は、当グループの財務報告の主要通貨であるスイス・フラン以外の通貨建てである。当グループの資本もスイス・フラン建てであり、当グループは資本基盤について為替変動リスクを完全にヘッジしていない。2020年において、スイス・フランは米ドル及びユーロに対して強かった。

当グループは、収益の多くをその他の通貨建てで取得している一方、当グループの費用の大部分をスイス・フランで負担しているため、当グループの利益は、スイス・フランとその他の主要通貨間の為替レートの変動に敏感である。当グループは、当グループの業績に対する為替レートの変動の影響を相殺することを目的とした多くの措置を実施してきたが、とりわけスイス・フランの上昇及び一般的な為替レートの変動は、近年において当グループの業績及び資本基盤に悪影響を与えており、また、将来においてかかる悪影響が継続する可能性がある。

オペレーショナル・リスク、リスク管理のリスク及び推定リスク

当グループは、サイバーセキュリティその他の情報技術リスクを含む広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している

オペレーショナル・リスクとは、不適切若しくは不適当な内部手続、人材又はシステム又は外的要因から生じる財務損失のリスクである。当グループは事業継続計画を有しているが、一般論として、テクノロジー・リスクを含めて広範囲の様々なオペレーショナル・リスクに直面している。当該リスクには、情報技術、第三者供給業者及び電気通信インフラに対する依存、並びに多くの金融機関と中央代行機関、取引所及び決済機関との間の相互接続性から生じるテクノロジー・リスクが含まれる。国際的な金融サービス会社として、当グループは多様かつ複雑な当グループの財務、会計及びその他のデータ処理システムに大きく依存しており、また、当グループの業務のグローバルな性質により、当グループは追加的なテクノロジー・リスクに直面する可能性がある。当グループの事業は、多様かつ複雑な大量の取引（デリバティブ取引を含む。）を短期間に処理する当グループの能力により左右される。これらの取引は、量及び複雑さの両方で拡大している。当グループは、一定の業務について自動制御、ロボティック・プロセッシング、機械学習及び人工知能に依存する可能性があり、この依存が対応する技術の進歩によって将来増大し、当グループが追加のサイバーセキュリティ・リスクにさらされる可能性がある。当グループは、取引の執行、承認、決済の誤りから生じるオペレーショナル・リスク及び適切に記録又は計上されていない取引から生じるオペレーショナル・リスクにさらされている。金融機関のサイバーセキュリティその他の情報技術リスクは、近年大幅に増加しており、当グループは、サイバー攻撃のリスクの増大又は当グループが事業を行う一定の海外の法域におけるデータ及び知的財産の保護の程度の低下に直面する可能性がある。これらの分野に関する規制上の要件は増加しており、また今後さらに増加することが予想されている。

情報セキュリティ、データの機密性及び完全性は、当グループの事業にとって決定的な重要性を有しており、最近では、欧州の一般データ保護規則及びスイス連邦会社法のデータ保護規則などのデータ保護規制に従って、会社が個人の個人情報を保護する能力について規制当局による監督下に置かれている。政府機関、従業員、個人顧客、又はビジネスパートナーは、個人データの機密性又は完全性に影響を及ぼすセキュリティ侵害、及びデータ保護規制の遵守不履行又はその疑いがある場合に、当グループに対

して訴訟を提起することができる。オペレーショナル・リスクの適切な監視及びデータ保護規制の遵守についても、規制の監視が強化されている。また、クレディ・スイスがデータのセキュリティを適切に確保し、技術関連のオペレーショナル・リスクの増大に対処できない場合、規制による制裁及び調査の原因となり、また当グループのシステムに対する信頼の喪失につながり、当グループの評判、事業及び運営に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループのサイバーセキュリティ及びデータ保護システムに対する脅威は、当グループのシステム及び情報の機密性、完全性及び可用性を保護するために、多大な資金及び人材の投入を要する。当グループには広範な安全対策が存在するものの、必ずしも、拡大する脅威の概要を予測し、当グループのシステム及び情報に対するすべてのリスクを軽減することが可能なわけではない。これらの脅威は、人為的ミス、詐欺若しくは悪意に由来するか、又は偶発的な技術的障害に起因する可能性がある。また、当グループ又は当グループの顧客のデータを入手するために、詐欺的な手段により従業員、顧客、第三者又は当グループのシステムのその他の利用者を介して取扱に注意が必要な情報を公開させようと試みられる可能性がある。また、当グループは、顧客、ベンダー、サービス提供者、取引先及びその他の第三者のシステム及び情報に対するリスクの影響を受ける可能性もある。セキュリティ侵害は、相当な修復コストを伴い、当グループの事業遂行能力に影響を及ぼす、又は当グループの顧客若しくは潜在的な顧客の信頼を損なうことがあり、そのいずれもが、当グループの事業及び財務結果に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、当グループが新商品若しくは新サービスを導入し、又はプロセスを変更した結果、当グループが十分に認識又は特定できない新たなオペレーショナル・リスクが生じる可能性がある。

COVID-19のパンデミックは世界中で続いており、当グループの従業員のリモートワークへの移行が大規模かつ長期化している。これにより、ITシステムの脆弱性が高まり、サイバーセキュリティ・インシデントによる損害の危険性が高まっている。例えば、リモート・デバイスを使用して当グループのネットワークにアクセスすることは、セキュリティ上の脅威及び人為的エラーを発生時に迅速に検出して軽減する当グループの能力に影響を与える可能性がある。リモートワークでは、従業員が第三者の技術を使用する必要性が生じることがあるが、当グループの情報システムと同レベルの情報セキュリティを提供していない可能性がある。さらに、システム・セキュリティのアップデートを包括的に展開することはより困難であり、デバイスとシステムの物理的セキュリティに対する可視性も低くなる。当グループの顧客はまた、COVID-19のパンデミックが発生している間に、リモート（デジタル）バンキング・サービスへの依存を高めている。これにより、ITインフラに対する需要が高まり、システム停止及びサイバーセキュリティ・インシデントが発生した場合の潜在的な重要性が高まっている。サイバーセキュリティ・リスクの性質の進化に伴い、COVID-19の世界的なパンデミックに関連したリモートワークにおいて、可視性と制御が低下しているため、適切な方針及びセキュリティ対策を提供する当グループの取り組みは、サイバーセキュリティ及びデータ保護のすべての脅威を軽減するには不十分であることが裏付けられる可能性がある。従業員と顧客の双方によるリモートアクセスの増加は、ITシステムの負荷を増大させ、当グループのシステム（及び当グループのサービス提供能力）に鈍化又は完全な機能停止を引き起こす可能性がある。サービス提供の遅延又は過剰使用によるシステム停止は、当グループの事業及び評判に悪影響を及ぼす。

当グループ及びその他の金融機関は、サイバー攻撃、情報又はセキュリティの侵害及びその他の形態による攻撃の対象となっている。当グループは、将来においてかかる攻撃の標的であり続けると予想し

ている。サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害があった場合、当グループは、運用上の問題、支払システムの侵入、又はクレディ・スイス、当グループの顧客、ベンダー、サービス提供者、取引先その他の第三者に関連する機密、専有その他の情報の不正な公開、収集、監視、濫用、紛失若しくは破壊を経験する可能性がある。当グループの世界的な事業展開及び当グループが処理する取引量の膨大さ、当グループが取引をしている顧客、パートナー及び取引先の数の多さ、当グループによるデジタル、携帯及びインターネットによるサービスの利用が拡大していること並びにサイバー攻撃の頻度、巧妙さ及び発展性が増していることに鑑みて、長期間にわたり感知されずにサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害が発生する可能性がある。また、当グループは、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害の調査はその性質上予測不可能なものであり、また、調査を完了するまでに時間がかかる可能性があるとして予想している。その間、当グループは、損害の程度又は最善な復旧方法を把握できず、また、特定のエラー又は措置が発見及び是正されるまでに繰り返され又は悪化する可能性があり、これらのすべて又はいずれかにより、サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害によるコスト及び影響がさらに増大すると考えている。

サイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害、技術的障害、未承認アクセス、データの喪失若しくは破壊、サービス利用の不能、コンピューター・ウイルス又はセキュリティ上悪影響を及ぼす可能性があるその他の事象により、当グループのシステムのいずれかが適切に運営されない場合又はシステム障害が発生した場合、当グループが訴訟を受け、保険の適用外の財務損失を被り、当グループの事業が中断し、顧客に対する債務が発生し、当グループのベンダーとの関係が損なわれ、規制当局の介入を受け、又は当グループに対する評価が低下する可能性がある。また、これらのいずれかの事象により、当グループの保護対策の修正又は脆弱性若しくはその他のエクスポージャーの調査及び修正のために、当グループは、大幅な追加資金の支出が必要になる可能性がある。当グループは、サイバーセキュリティに関する新規でより広範囲な規制上の要件を遵守するためにリソースの拡充を要求される可能性もある。

当グループは、従業員の不正行為により損失を被る場合がある

当グループの事業は、方針又は規則に対する違反、従業員の不正行為又は過失及び詐欺による潜在的なリスクにさらされており、これにより、民事上、規制上若しくは刑事上の捜査及び起訴、規制当局による制裁及び深刻な評価の悪化、又は財務上の損害が生じる可能性がある。近年、多くの多国籍金融機関は、無許可取引を行うトレーダーの行為又はその他の従業員の不正行為等により、重大な損失を被っている。従業員の不正行為を阻止又は完全に防ぐことはできず、また当グループがこうした行為を防止し、看破するための対策は、必ずしも有効ではない場合がある。

当グループのリスク管理手続及び方針は、必ずしも有効ではない場合がある

当グループは、リスクに対処するためにリスク管理の手続及び方針を整備しているが、こうした手法及び方針は、とりわけ市場が非常に不安定な場合、必ずしも有効ではない場合がある。当グループは、金融市場及び信用市場における変化を反映させるため、（特に、バリュー・アット・リスク及び経済資本において）ヒストリカル・データに依拠したリスク管理の手法を改定し続けている。リスク管理の手法が、すべての市場の展開及び事象に対応できるわけではない。また、当グループのリスク管理の手順、ヘッジ戦略及びその背景にある判断は、すべての市場におけるリスクのエクスポージャーや、あらゆる種類のリスクを完全に軽減することはできない。

当グループの実際の業績は、当グループの見積り及び評価とは異なる可能性がある

当グループは、業績に影響を与える見積り及び評価を行う。これらの見積り及び評価は、特定の資産と負債の公正価値の決定、偶発債務引当金、貸倒引当金、訴訟及び規制手続引当金の設定、のれん及び無形資産の減損の会計処理、繰延税金資産の実現能力の評価、株式報奨の評価、当グループのリスク・エクスポージャーのモデル化並びに年金プランに関する支出及び負債の計算を含む。これらの見積りは、判断と入手可能な情報に基づいている。当グループの実際の業績は、これらの見積りとは大きく異なる可能性がある。

当グループの見積り及び評価は、経済状況及び市況、又は取引先が当グループに対する債務を履行する能力や資産価値に影響を与えるようなその他の事象を予測するモデル及びプロセスに基づいている。予想外の市況、非流動性又はボラティリティによって、当グループのモデル及びプロセスによる予測が困難となった場合、当グループが正確な見積り及び評価を行う能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループのオフバランスの事業体に係る会計上の取扱いは変更される可能性がある

当グループは、通常業務において、特別目的事業体（以下、「SPE」という。）との取引を行っている。当グループが取引及び事業を行っている特定のSPEは、連結されておらず、その資産及び負債は貸借対照表に計上されていない。当グループは、当初又は連結の必要性の再検討を迫られるような一定の事象の発生後のいずれかの場合においても、重大な経営判断を下し、関連する会計上の連結基準を適用しなければならない可能性がある。連結に関する会計基準及びその解釈は、変更されており、今後も変更され続ける可能性がある。当グループがあるSPEの連結を義務付けられた場合、当該SPEの資産及び負債は当グループの連結貸借対照表に計上され、当グループは、連結損益計算書上で関連する損益を認識する。その結果、当グループの業績、自己資本比率及びレバレッジ比率が悪影響を被る可能性がある。

当グループは、気候変動リスクにさらされており、当グループのレピュテーション、事業運営、顧客、及び当グループの取引先の信用力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、当グループの事業及びその顧客の活動が気候変動による影響を受ける可能性がある世界中の多くの地域、国及びコミュニティにおいて事業を行っている。気候変動により、当グループは（気候若しくは気象に関連する事象等の）物理的影響又は（気候政策若しくは気候変動リスクに関する金融機関の規制の変更等の）移行の影響を通じた金融リスクにさらされる可能性がある。移行リスクは、物理的な気候変動の発生によりさらに加速する可能性がある。

物理的及び移行の気候変動リスクは、当グループの物理的資産、費用及び事業を通じて直接的に、又は当グループの顧客との財務関係を通じて間接的に、当グループに財務上の影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクは多様であり、資産価値の減少リスク（当グループの不動産投資に関するものを含む。）、当グループの顧客に対する貸出金及びその他の信用エクスポージャーに関連する信用リスク、事業リスク（信頼できる移行プランのない顧客との伝統的事業に対するエクスポージャーの減少に関連した収益の減少、当該顧客が資産の移動を決定した場合の運用資産の減少並びにグローバル・ポリシーの変更による債務不履行及び資本の再配分の増加を含む。）、並びに規制リスク（気候リスクの管理及びベスト・プラクティスに関する継続的な法律及び規制の不確実性及び変更）を含むが、これらに限定されない。また、保険の利用可能性が減少するリスク、クレディ・スイスが所有する建物及びインフラ

に関するオペレーショナル・リスク、事業運営の重大な中断のリスク、並びにそれらの結果を受けた変化の必要性も、気候関連リスクの例である。当グループのレピュテーション及び顧客関係は、当グループ又はその顧客が気候変動に関連する特定の事業活動に関与することにより、又はマイナスな世論、規制上の監督若しくは当グループの気候変動への対応及び気候変動戦略による投資家及び利害関係者の信頼感の低下の結果、損害を被る可能性がある。気候変動の結果当グループが直面する様々なリスクを当グループが適切に測定及び管理できなかった場合、又は当グループの戦略及び事業モデルを変化する規制要件及び市場の期待に適応させられなかった場合、当グループの事業、業績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

法務及び規制に関するリスク及びレピュテーション・リスク

当グループの法的責任のリスクは重大である

当グループはその事業において重大な法的リスクにさらされており、金融機関に対する訴訟、規制上の手続、及びその他の敵対的な手続において請求される賠償額は、当グループが事業を行う主要市場の多くにおいて引き続き増加傾向にある。

当グループ及び当グループの子会社は多くの重要な法的手続、規制当局による措置及びその調査の対象となっており、これらのいずれか又は複数の手続において当グループに不利な結果となった場合、特定の期間の業績によっては、当該期間の当該業績に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当グループの事業に関する多くの法的手続、規制上の手続及びその他の敵対的な手続の結果を予測することは、本質的に困難であり、特に様々なクラスの原告を代表して提起された場合、不特定かつ予測不可能な金額を請求する場合又は新しい種類の請求内容の場合には予測が困難である。経営陣は、これらの事象に関して起こり得る、合理的に見積り可能な損失に対する引当金を計上、増額するか又はこれを取り崩す必要があり、そのすべてに重大な判断及び決定の適用を必要とする。

規制の変更が、当グループの事業及び当グループの戦略プランを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある

当グループは、その事業の多くの分野において、スイス、EU、英国、米国及び当グループが事業を行うその他の法域の政府機関、監督当局及び自主規制機関による広範囲な規制の対象となっている。当グループは、ますます広範かつ複雑になる規制及び規制上の監督並びに可能性のある執行措置に直面すると予想している。近年では、これらの要件の遵守のための費用並びに規制当局によって金融サービス業界に課される制裁金及び罰金は、著しく増加している。かかる規制の拡大及び執行は、当グループのコスト（コンプライアンス、システム及び業務に関係するコストを含むが、これらに限定されない。）を引き続き増加させ、当グループが一定の種類の業務を行う能力に悪影響を及ぼすと予想している。これらの費用の増加及び当グループの事業に対する悪影響は、当グループの収益性及び競争上の地位に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの規制は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の増加又は拡大、経営、訴訟、規制及び類似の事項に関連するリスクに係る追加的な資本サーチャージの実施、顧客保護及び市場行動規制、並びに当グループが運営又は投資を行う事業に対する直接的又は間接的な制限の適用等を通じて当グループの活動を制限することになる場合が多い。かかる制限は、当グループの事業及び当グループが戦略的イニシアチブを実施する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当グループが特定の事業を売却するよう要求される場合、当グループは、かかる売却の時間的制約及びその他の金融機関

が類似の投資を同時期に処分する可能性があることにより、かかる事業を割引して（場合によっては大幅な割引となる可能性がある。）売却するよう強いられた結果、当グループは損失を被る可能性がある。

2008年以降、規制機関及び政府は、資本、レバレッジ及び流動性に係る要件の拡大、報酬慣行の変更（課税を含む。）並びにシステミック・リスク対策を含む金融サービス業界の改革を重視しており、これには、特定の法人内における特定の活動及び事業の隔離制度（リングフェンス）の導入が含まれる。これらの規制及び要件により、当グループが、特定の子会社における資産を削減すること、又は資本その他の資金の注入若しくはその他の方法で当グループの事業若しくは当グループの子会社及び当グループの構造を変更することを義務付けられる可能性がある。現時点では一部の要件を当グループのすべての競合他社に均一に適用すること、又は法域を問わず一律に実施することが想定されていないため、かかる規制の詳細及び実施状況の相違は、当グループに更なる悪影響を及ぼす可能性がある。

さらに、これらの要件の多くは現在最終化及び実施の段階にあるため、その規制の影響が将来さらに増大する可能性があり、その最終的な影響は、現時点では予測不可能である。例えば、バーゼルⅢ改革は、まだ最終化並びに実施及び／又は段階的導入（該当する場合）の段階にある。スイスにおいて実施されるバーゼルⅢにより課される最低自己資本に関連する追加資本要件、レバレッジ比率及び流動性措置は、スイスの法律により課されるより厳しい要件及びFINMAによるその適用、並びに関連する施行令及び当グループの規制機関による措置とあいまって、リスク加重資産を削減し、貸借対照表を縮小する当グループの決定の要因になっているほか、当グループの資本市場の利用可能性に影響を及ぼし、当グループの資金調達コストを増加させる潜在的可能性がある。加えて、米国における様々な改革（「ボルカー・ルール」を含む。）及びデリバティブ規制は、当グループの業務の一部に対して新たな規制上の義務を課し、また今後も課し続ける。これらの要件は、一部の事業（多くのプライベート・エクイティ事業を含む。）から撤退するという当グループの決断に寄与し、その他の事業からの撤退につながる可能性がある。最近のCFTC、SEC及びFedの規則及び提案は、米国外でデリバティブ事業を行うことをより困難にさせると同時に、米国人との間の当グループのデリバティブ事業に関連して、証拠金要件、コンプライアンス、情報技術及び関連コストを含む営業コストを大幅に増加させており、又は将来において大幅に増加させる可能性がある。さらに、2014年、Fedは、ドッド・フランク法に基づく最終的な規則を採択し当グループのような外国の銀行組織の米国での業務に対する新たな枠組みを導入した。実施は、当グループにさらなるコストを負担させ、当グループの米国IHCを通じた影響を含め、当グループが米国で事業を行う方法に影響を及ぼし続けることが予測される。また、米国のFATCA等の、現行の及び可能性のある将来の域外適用効果を有するクロスボーダーの課税規制、その他の二国間又は多国間の租税条約、並びに租税情報の自動的情報交換に関する協定により、詳細な報告義務が課され、当グループの事業のコンプライアンス及びシステム関連コストが増加した。加えて、2017年12月22日に成立した米国の税制改革は、法人税率の引き下げ及び米国の税源浸食・租税回避防止税の導入を含め、米国の税制度に対する重大な変更を導入した。また、EUにおける自己資本要求指令V（以下、「CRD V」という。）などの規制、スイスのFinSA及びその他の改革の実施により、当グループの事業活動に悪影響が及ぶ可能性がある。FinSAが補助又は実施する法令とともにMiFID IIに相当するとみなされるか否かは現在是不確実なままである。したがって、当グループを含むスイスの銀行は、MiFID IIにより規制される一定の事業への参加を制限される可能性がある。最後に、スイス、米国及び英国においては2019年1月1日付で発効し、EUにおいてはG-SIBに係る適用が2019年6月27日から開始され、多くのその他の法域においては最終化段

階にあるTLAC要件、並びにG-SIB及びその事業会社の内部総損失吸収能力（以下、「iTLAC」という。）に関する新たな要件及び規則は、関連するすべての法域にわたってTLAC要件及びiTLAC要件が実施された場合には、当グループの資金調達コストを増加させ、また、当グループが必要に応じてグローバル・ベースで資本及び流動性を配分する能力を制限する可能性がある。

当グループは、様々な国の経済的制裁に関する法律及び規制上の要件に服している。これらの法律及び規制要件は一般的に、特定の国／地域及び関係者を含む取引を禁止又は規制する。適用ある経済的制裁に関する法律及び規制上の要件に対する頻繁かつ複雑な変更の監視及び遵守のための当グループの費用は増加しており、当グループが禁止行為の起こる前に特定及び停止できないリスク又は当行が経済的制裁に関する法律及び規制上の要件を遵守できないリスクが増大している。制裁プログラムのいかなる違反も、当グループに重大な民事上の罰則及び潜在的な刑罰が科される要因となる可能性がある。

当グループは、当グループを含む金融サービス業界及びその構成員が、2021年度以降における規制改革の範囲及び内容に関する大きな不確定要素、特に、新大統領政権の米国の将来の規制予定案に関する不確実性、これには既存の規制及び金融業界規制へのアプローチを変更するための様々な提案又は将来の新税制、並びに英国のEU離脱とヨーロッパにおける国政選挙の結果に伴う規制の変更の可能性を含むが、これらによる影響を受け続けると予想している。法律、規則若しくは規制の改正、それらの解釈若しくは施行の変更、又は新たな法律、規則若しくは規制の実施は、当グループの業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループが適用規制の遵守につき最善の努力を尽くしても、とりわけ適用規制が不明瞭であったり若しくは法域毎に一致しない内容であったり、規制機関又は国際的な団体、組織若しくは連合が従前の指針に修正を加え、又は裁判所が従前の判決を覆す分野では、数多くのリスクが残る。また、多くの法域の当局は、当グループに対して行政又は訴訟手続を提起する権限を有しており、その結果、当グループが免許の停止処分若しくは取消、停止命令、罰金、民事罰、刑事罰又はその他の懲罰等を受ける可能性があり、それらにより当グループの業績が重大な悪影響を被り、当グループの評価も大きく損なわれる可能性がある。

当グループの評判が損なわれることにより、当グループの競争上の地位及び事業の見通しを含め、当グループの事業が重大な損害を受ける可能性がある

顧客、取引先、投資家、従業員を惹きつけ、これを維持し、取引先との取引を行う当グループの能力は、当グループの評判が損なわれるほど悪影響を受ける可能性がある。当グループの評判への悪影響は様々な要因から生じる可能性があり、これには従業員の不正行為、過失及び詐欺の防止、利益相反と受託者の義務違反への対処、実質的に正確かつ完全な財務情報及びその他の情報の作成、当グループの事業に固有の信用、流動性、業務上及び市場上のリスクの特定、又は不利な法律上又は規制上の措置や調査の防止を行うための当グループの総合的な手続及び統制が破綻した場合、又は破綻したように見える場合を含む。加えて、当グループの評判は、コンプライアンスの不遵守、プライバシー及びデータセキュリティの侵入、サイバー・インシデント、技術の不備、当グループの特定の取引又は投資の推奨又は戦略の適合性若しくは合理性に対する課題、並びに当グループの顧客、取引先、契約相手方及び第三者の活動によって損なわれる可能性がある。金融サービス業界全体、又は業界内の特定のメンバー又は個人による行為も、当グループの評判に悪影響を及ぼす可能性がある。また、当グループの評判は、当

ループの環境・社会・ガバナンス（以下、「ESG」という。）の活動及び開示（当グループの事業活動における気候変動に関連するもの及びESGの懸念への対応方法を含む。）、あるいは当グループの顧客が気候変動に関連する特定の事業活動に関与することによって、悪影響を受ける可能性がある。従業員がソーシャルメディアに投稿した、又はその他によるメディアにおける悪評若しくはネガティブな情報もまた、事実上真実であるか否かにかかわらず、当グループの事業の見通しや業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融サービス業界におけるグローバル化及び収斂化により競争が激化した環境において、財務力及び健全性に対する評価は、当グループの業績に非常に重要であり、これら問題その他への対応を怠り、又は怠っているように見えることは、レピュテーション・リスクを生じさせ、当グループの事業、業績及び財務成績に影響を及ぼす可能性がある。これらの問題に適切に対処しなければ、追加的な規制及び法的リスクが発生し、評判にさらなる損失を与える可能性がある。

スイスの破綻処理手続及び破綻処理計画要件が、当グループの株主及び債権者に影響を及ぼす可能性がある

スイスの銀行法に従い、FINMAは、クレディ・スイス銀行及びクレディ・スイス（シュヴァイツ）AGを含むスイスの銀行及びクレディ・スイス・グループAGを含む金融グループのスイスの親会社に関する破綻処理手続において幅広い権限及び裁量を有している。これらの幅広い権限には、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して破綻処理手続を開始し、これに関連して同手続の対象となる法人の発行済株式を消却する権限、かかる法人の債務証券及びその他の債務の一部又は全部を株式に転換し、及び／又はかかる債務証券及びその他債務の一部又は全部を消却する権限、並びにかかる法人が当事者である契約に基づく特定の解約及びネットティングに関する権利を（最大2営業日の間）停止する権限並びに、クレディ・スイス銀行、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG又はクレディ・スイス・グループAGに関して支払いの延期を含む保全措置を命令する権限及び清算手続を開始する権限が含まれている。当該権限及び裁量の範囲並びに適用される法的メカニズムは、今後の発展及び解釈に左右される。

当グループは、現在、スイス、米国及び英国において破綻処理計画要件の対象であり、その他の法域においても類似の要件に直面する可能性がある。破綻処理計画が関係当局により不適切であると判断された場合、関連規制によって、当局が当該法域内における当グループ業務の範囲又は規模を制限することが認められ、当グループがより多額の自己資本又は流動性を保つことが義務付けられ、破綻処理に関連する障害を除去するために、当グループが資産若しくは子会社を処分し、又は当グループが法人構造若しくは事業を変更するよう義務付けられる可能性がある。

当グループの転換可能資本商品が転換される場合、既存株主の保有持分が希薄化される

スイスの規制資本ルール上、当グループは、多額の偶発資本商品を発行する義務を負うものとされ、そのうち一部は、特定のトリガー事由発生時に普通株式へと転換される。かかるトリガー事由には、当グループのCET1比率が所定の基準（ハイ・トリガー商品の場合、7%）を下回った場合、又は当グループの破産を阻止するために転換が必要である若しくは当グループへの臨時的な公的資金の注入が必要である旨をFINMAが決定した場合が含まれる。2020年12月31日現在、当グループの発行済普通株式数は、2,406.1百万株であった。また、当グループは、元本総額で1.3十億スイス・フラン相当の転換可能な偶

発資本商品を発行しており、今後さらに転換可能な偶発資本商品を発行する可能性もある。いずれかのトリガー事由を起因として当グループの転換可能な偶発資本商品の一部又は全部が転換された場合、当グループの既存株主の保有持分は（場合によって大幅に）希薄化される。また、当該転換又はその可能性の予測により当グループの普通株式の時価に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である

当グループは、スイス、米国及びその他の国の中央銀行及び規制当局が採用する金融政策の影響を受ける。SNB及びその他の中央銀行当局による行為は、当グループの貸付、増資及び投資活動に係る資金コストに直接的な影響を与え、当グループが保有する金融商品の価値並びに金融サービス業界の競争環境及び事業環境もその影響を被る可能性がある。多くの中央銀行（Fedを含む。）は、その金融政策の重大な変更を実施し又はその経営における重大な変更を経験してきており、今後さらなる変更を実施又は経験する可能性がある。当グループが、これらの変更が、当グループ及び当グループの運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があるか否かを予測することは不可能である。また、金融政策の変更は、当グループの顧客の信用度にも影響を与える可能性がある。金融政策の変更は、当グループが制御できるものではなく、その予測は困難である。

顧客に対する法律上の規制は、当グループのサービスに対する需要を減少させる場合がある

当グループは、金融サービス会社として当グループに適用される規制だけではなく、当グループの顧客に適用される規制及び施行実務の変更によっても重大な影響を受ける場合がある。当グループの事業は、既存の又は提案されている税法、独占禁止及び競争に関する方針、コーポレート・ガバナンスに関するイニシアチブ、その他の政府の規制及び方針、並びに事業及び金融市場に影響を与える既存の法令の解釈又は施行の変更等により影響を受ける場合がある。例えば、税法の遵守及び施行実務の変更を重視することにより、当グループのプライベート・バンキング事業からのさらなる資産流出につながる可能性がある。

競争

当グループは激しい競争にさらされている

当グループは金融サービス市場のすべての分野において、並びに当グループが提供する商品及びサービスについて激しい競争にさらされている。金融危機の影響もあり、合併、買収、提携及び協力による統合が進み、競争圧力が高まっている。競争は、提供する商品及びサービス、価格設定、販売システム、顧客サービス、ブランド認知、認識されている財務力、並びに顧客のニーズに対応するために資本を利用する意思等、様々な要因に基づいている。統合により、当グループと同様に、貸付から預金、証券仲介、インベストメント・バンキング及びアセット・マネジメント・サービスに至る幅広い商品及びサービスを提供できる企業が多数生まれた。当該企業の中には、当グループよりも幅広い商品を提供できる企業が存在する可能性もあり、また当該商品をより競争力のある価格で販売できる企業も存在し得る。昨今の市況により、多くの金融機関が合併し、その事業範囲を変更し、破産し、政府の支援を受け、又はその規制上の地位を変更したため、金融サービス業界における勢力図に重大な変更が生じ、これにより事業の実施方法も変化することが予想される。さらに、昨今の市況は、商品やサービスに対する顧客の需要にも影響を与えている。金融テクノロジー分野における新たな競合他社の一部は、技術革新又は

規制の少ない事業モデルによる混乱の影響を受けやすい当グループの事業の既存セグメントを標的にしようとしている。新たな技術もまた、例えば、eコマース会社又はその他の会社が当グループのものと類似の商品及びサービスをより低価格で又は顧客の便宜の点でより競争力のある方法で提供することを可能とすることにより、当グループが事業を行う市場におけるさらなる競争を招く可能性がある。当グループは、当グループの業績がその悪影響を受けないと保証することができない。

当グループは高度な能力を有する従業員を採用し、これを維持しなければならない

当グループの業績は、高度な能力を有する従業員の資質及び努力に大きく依存している。有能な従業員を獲得するための競争は熾烈である。当グループは従業員の採用、研修及び報酬のために、相当の資源を拠出している。当グループが従事する事業において継続的かつ効率的な競争を行うためには、新たな従業員を惹きつけ、既存の従業員を維持し、当該従業員の意欲を喚起できるか否かが重要となる。金融サービス業界における報酬制度に対する世間一般からの注視及び関連する規制上の変更は、高度な能力を有する従業員を採用し、維持する当グループの能力に悪影響を与える可能性がある。特に、スイスの過剰報酬規則又は後継する規則並びにEU及び英国の自己資本要求指令IV（CRD Vにより改訂されている。）を含む、規制イニシアチブにより課された業務執行役員報酬の金額及び形態に関する制限は、当グループの最も高度な能力を有する一定の従業員を維持し、一部の事業において新たに有能な従業員を雇用する当グループの能力に悪影響を及ぼす可能性がある。

当グループは新たな取引技術に起因する競争に直面している

当グループの事業は、新たな取引技術に起因する競争に直面している。当該競争には、手数料の低い、又は手数料のかからない自動化された電子市場に対する直接的なアクセスを志向する傾向及び自動化が進んだ取引プラットフォームへの移行が含まれる。当該技術及び傾向は、当グループの手数料及びトレーディング収益に悪影響を与える可能性があり、一定の取引の流れから当グループの事業が排除され、取引市場への参加及び市場に関する情報の利用が減少し、結果として、より強力な競合他社が新たに登場する可能性がある。また、当グループは新たな取引システムの開発及び支援のため、又は競争上の地位の維持を目的とした技術への投資を行うために、追加の重大な支出を迫られ、又は今後も迫られる場合がある。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、COVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事（低金利又はマイナス金利の環境の持続を含む。）
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2021年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更
- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動及び気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向

- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・予想されるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（上記の「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2020年12月31日に終了した事業年度に関するクレディ・スイス・エイ・ジーの連結財務書類

(1) 連結損益計算書

連結損益計算書	参照注記	12月31日に終了した事業年度					
		2020年		2019年		2018年	
		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
利息及び配当金収益	5	13,878	1,639,686	20,180	2,384,267	19,623	2,318,457
支払利息	5	(7,918)	(935,512)	(13,131)	(1,551,428)	(12,498)	(1,476,639)
純利息収益	5	5,960	704,174	7,049	832,839	7,125	841,819
手数料収益	6	11,850	1,400,078	11,071	1,308,039	11,742	1,387,317
トレーディング収益	7	3,178	375,481	1,773	209,480	456	53,876
その他の収益	8	1,515	178,997	2,793	329,993	1,497	176,871
純収益		22,503	2,658,729	22,686	2,680,351	20,820	2,459,883
貸倒引当金繰入額	9	1,092	129,020	324	38,281	245	28,947
報酬費用	10	8,860	1,046,809	9,105	1,075,756	8,864	1,047,282
一般管理費	11	7,962	940,710	7,588	896,522	7,068	835,084
支払手数料		1,256	148,396	1,276	150,759	1,259	148,751
リストラクチャリング費用	12	122	14,414	-	-	528	62,383
その他営業費用合計		9,340	1,103,521	8,864	1,047,282	8,855	1,046,218
営業費用合計		18,200	2,150,330	17,969	2,123,037	17,719	2,093,500
法人税等控除前利益		3,211	379,380	4,393	519,033	2,856	337,436
法人税等費用	28	697	82,351	1,298	153,359	1,134	133,982
当期純利益		2,514	297,029	3,095	365,674	1,722	203,454
非支配持分に帰属する当期純利益		3	354	14	1,654	(7)	(827)
株主に帰属する当期純利益		2,511	296,675	3,081	364,020	1,729	204,281

(2) 連結包括利益計算書

包括利益/(損失)	12月31日に終了した事業年度					
	2020年		2019年		2018年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
当期純利益	2,514	297,029	3,095	365,674	1,722	203,454
キャッシュ・フロー・ヘッジに係る利益/(損失)	177	20,913	86	10,161	(7)	(827)
外貨換算調整	(3,014)	(356,104)	(995)	(117,559)	(321)	(37,926)
有価証券に係る未実現利益/(損失)	(17)	(2,009)	21	2,481	(18)	(2,127)
保険数理利益/(損失)	(44)	(5,199)	(24)	(2,836)	31	3,663
過去勤務利益/(費用)、純額	(4)	(473)	1	118	(10)	(1,182)
信用リスクに関連する負債に係る利益/(損失)	151	17,841	(1,738)	(205,345)	1,442	170,372
その他包括利益/(損失) (税引後)	(2,751)	(325,031)	(2,649)	(312,979)	1,117	131,974
包括利益/(損失)	(237)	(28,002)	446	52,695	2,839	335,428
非支配持分に帰属する包括利益/(損失)	(55)	(6,498)	7	827	(3)	(354)
株主に帰属する包括利益	(182)	(21,503)	439	51,868	2,842	335,782

(3) 連結貸借対照表

		12月31日現在			
		2020年		2019年	
参照注記		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産					
	現金及び銀行に対する預け金	138,207	16,329,157	101,044	11,938,349
	うち公正価値報告分	525	62,029	356	42,061
	うち連結VIEからの報告分	90	10,634	138	16,305
	利付銀行預け金	1,230	145,325	673	79,515
	中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	14	79,133	9,349,564	106,997
	うち公正価値報告分	57,994	6,851,991	85,556	10,108,441
	担保受入有価証券(公正価値報告分)	50,773	5,998,830	40,219	4,751,875
	うち債権者に対する差入れ分	27,614	3,262,594	22,521	2,660,856
	トレーディング資産(公正価値報告分)	15	157,511	18,609,925	153,895
	うち債権者に対する差入れ分	43,511	5,140,825	46,650	5,511,698
	うち連結VIEからの報告分	2,164	255,677	2,788	329,402
	投資有価証券	16	605	71,481	1,004
	うち公正価値報告分	605	71,481	1,004	118,623
	その他の投資	17	5,379	635,529	5,634
	うち公正価値報告分	3,793	448,143	3,548	419,196
	うち連結VIEからの報告分	1,251	147,806	1,412	166,828
	貸出金、純額	18	300,341	35,485,289	304,025
	うち公正価値報告分	11,408	1,347,855	12,661	1,495,897
	うち債権者に対する差入れ分	179	21,149	293	34,618
	うち連結VIEからの報告分	900	106,335	649	76,679
	貸倒引当金	(1,535)	(181,360)	(945)	(111,652)
	のれん	20	3,755	443,653	3,960
	その他の無形資産	21	237	28,002	291
	うち公正価値報告分	180	21,267	244	28,829
	未収仲介料	35,943	4,246,665	35,648	4,211,811
	その他資産	22	36,574	4,321,218	37,069
	うち公正価値報告分	8,373	989,270	10,402	1,228,996
	うち債権者に対する差入れ分	167	19,731	217	25,639
	うち連結VIEからの報告分	1,858	219,523	1,674	197,783
	うち低価法で計上される売却目的保有貸出金(償却原価ベース)	650	76,798	-	-
	資産合計	809,688	95,664,637	790,459	93,392,731

		12月31日現在			
		2020年		2019年	
参照注記		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
負債及び持分					
銀行からの預り金	24	16,420	1,940,023	16,742	1,978,067
うち公正価値報告分		413	48,796	322	38,044
顧客の預金	24	392,039	46,319,408	384,950	45,481,843
うち公正価値報告分		4,343	513,125	3,339	394,503
うち連結VIEからの報告分		1	118	0	0
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	14	23,944	2,828,984	27,641	3,265,784
うち公正価値報告分		13,688	1,617,237	10,823	1,278,737
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)		50,773	5,998,830	40,219	4,751,875
トレーディング負債(公正価値報告分)	15	45,871	5,419,659	38,186	4,511,676
うち連結VIEからの報告分		10	1,182	8	945
短期借入金		21,308	2,517,540	28,869	3,410,872
うち公正価値報告分		10,740	1,268,931	11,333	1,338,994
うち連結VIEからの報告分		4,178	493,631	4,885	577,163
長期債務	25	160,279	18,936,964	151,000	17,840,650
うち公正価値報告分		70,243	8,299,210	69,406	8,200,319
うち連結VIEからの報告分		1,746	206,290	1,671	197,429
未払仲介料		21,655	2,558,538	25,683	3,034,446
その他負債	22	30,340	3,584,671	30,406	3,592,469
うち公正価値報告分		7,756	916,371	7,869	929,722
うち連結VIEからの報告分		207	24,457	296	34,972
負債合計		762,629	90,104,616	743,696	87,867,682
普通株式		4,400	519,860	4,400	519,860
払込剰余金		46,232	5,462,311	45,774	5,408,198
利益剰余金		15,871	1,875,159	13,492	1,594,080
その他包括利益/(損失)累計額	26	(20,239)	(2,391,238)	(17,546)	(2,073,060)
株主持分合計		46,264	5,466,092	46,120	5,449,078
非支配持分		795	93,929	643	75,970
持分合計		47,059	5,560,021	46,763	5,525,048
負債及び持分合計		809,688	95,664,637	790,459	93,392,731

		12月31日現在			
		2020年		2019年	
株式に関する追加情報					
額面		1.00スイス・フラン	118.15円	1.00スイス・フラン	118.15円
発行済株式		4,399,680,200株		4,399,680,200株	
発行済流通株式		4,399,680,200株		4,399,680,200株	

当行の株式資本合計は全額払込済であり、2020年12月31日現在の登録株式は4,399,680,200株であった。1株につき1個の議決権がある。発行済で流通している自行株式に対する当行のワラントはない。

(4) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万スイス ・フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)
2020年								
期首残高	4,400	45,774	13,492	0	(17,546)	46,120	643	46,763
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{2,3}	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ³	-	-	-	-	-	-	19	19
当期純利益/(損失)	-	-	2,511	-	-	2,511	3	2,514
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(132)	-	-	(132)	-	(132)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(2,693)	(2,693)	(58)	(2,751)
株式報酬(税引後)	-	494	-	-	-	494	-	494
株式報酬における配当金(税引後)	-	(41)	-	-	-	(41)	-	(41)
配当金支払	-	(10)	-	-	-	(10)	-	(10)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	198	198
その他	-	15	-	-	-	15	10	25
期末残高	4,400	46,232	15,871	0	(20,239)	46,264	795	47,059

	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2020年								
期首残高	519,860	5,408,198	1,594,080	0	(2,073,060)	5,449,078	75,970	5,525,048
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入 ^{2,3}	-	-	-	-	-	-	(2,363)	(2,363)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却 ³	-	-	-	-	-	-	2,245	2,245
当期純利益/(損失)	-	-	296,675	-	-	296,675	354	297,029
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(15,596)	-	-	(15,596)	-	(15,596)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(318,178)	(318,178)	(6,853)	(325,031)
株式報酬(税引後)	-	58,366	-	-	-	58,366	-	58,366
株式報酬における配当金(税引後)	-	(4,844)	-	-	-	(4,844)	-	(4,844)
配当金支払	-	(1,182)	-	-	-	(1,182)	-	(1,182)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	23,394	23,394
その他	-	1,772	-	-	-	1,772	1,182	2,954
期末残高	519,860	5,462,311	1,875,159	0	(2,391,238)	5,466,092	93,929	5,560,021

¹ 自己株式として表示されているクレディ・スイス・グループ株式を反映している。これらの株式は株式報酬債務を経済的にヘッジするために保有されている。

² ファンドの所有者への分配は、当初の出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

³ ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2019年	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)
期首残高	4,400	45,557	10,179	0	(14,840)	45,296	698	45,994
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(103)	(103)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	68	68
当期純利益/(損失)	-	-	3,081	-	-	3,081	14	3,095
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	242	-	(64)	178	-	178
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(2,642)	(2,642)	(7)	(2,649)
株式報酬(税引後)	-	254	-	-	-	254	-	254
株式報酬における配当金(税引後)	-	(35)	-	-	-	(35)	-	(35)
配当金支払	-	-	(10)	-	-	(10)	(1)	(11)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(4)	(4)
その他	-	(2)	-	-	-	(2)	(22)	(24)
期末残高	4,400	45,774	13,492	0	(17,546)	46,120	643	46,763

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価) ¹	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2019年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	519,860	5,382,560	1,202,649	0	(1,753,346)	5,351,722	82,469	5,434,191
所有権の変更を伴わない非支配持分からの 子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(12,169)	(12,169)
所有権の変更を伴わない非支配持分への 子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	8,034	8,034
当期純利益/(損失)	-	-	364,020	-	-	364,020	1,654	365,674
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	28,592	-	(7,562)	21,031	-	21,031
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(312,152)	(312,152)	(827)	(312,979)
株式報酬(税引後)	-	30,010	-	-	-	30,010	-	30,010
株式報酬における配当金(税引後)	-	(4,135)	-	-	-	(4,135)	-	(4,135)
配当金支払	-	-	(1,182)	-	-	(1,182)	(118)	(1,300)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(473)	(473)
その他	-	(236)	-	-	-	(236)	(2,599)	(2,836)
期末残高	519,860	5,408,198	1,594,080	0	(2,073,060)	5,449,078	75,970	5,525,048

¹ 自己株式として表示されているクレディ・スイス・グループ株式を反映している。これらの株式は株式報奨債務を経済的にヘッジするために保有されている。

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2018年	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)
期首残高	4,400	45,718	8,484	0	(15,932)	42,670	880	43,550
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	-	(1)	-	-	-	(1)	(4)	(5)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(70)	(70)
所有権の変更を伴う非支配持分への子会社株式の売却	-	2	-	-	-	2	(2)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	30	30
当期純利益/(損失)	-	-	1,729	-	-	1,729	(7)	1,722
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(24)	-	(21)	(45)	-	(45)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	1,113	1,113	4	1,117
株式報酬(税引後)	-	(140)	-	-	-	(140)	-	(140)
株式報酬における配当金(税引後)	-	(22)	-	-	-	(22)	-	(22)
配当金支払	-	-	(10)	-	-	(10)	(5)	(15)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(128)	(128)
期末残高	4,400	45,557	10,179	0	(14,840)	45,296	698	45,994

株主に帰属

	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他 包括利益/ (損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
2018年	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
期首残高	519,860	5,401,582	1,002,385	0	(1,882,366)	5,041,461	103,972	5,145,433
所有権の変更を伴う非支配持分からの子会社株式の購入	-	(118)	-	-	-	(118)	(473)	(591)
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入	-	-	-	-	-	-	(8,271)	(8,271)
所有権の変更を伴う非支配持分への子会社株式の売却	-	236	-	-	-	236	(236)	-
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却	-	-	-	-	-	-	3,545	3,545
当期純利益/(損失)	-	-	204,281	-	-	204,281	(827)	203,454
会計方針の変更による累積影響額 (税引後)	-	-	(2,836)	-	(2,481)	(5,317)	-	(5,317)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	131,501	131,501	473	131,974
株式報酬(税引後)	-	(16,541)	-	-	-	(16,541)	-	(16,541)
株式報酬における配当金(税引後)	-	(2,599)	-	-	-	(2,599)	-	(2,599)
配当金支払	-	-	(1,182)	-	-	(1,182)	(591)	(1,772)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	(15,123)	(15,123)
期末残高	519,860	5,382,560	1,202,649	0	(1,753,346)	5,351,722	82,469	5,434,191

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書

12月31日に終了した事業年度

	2020年		2019年		2018年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
営業活動						
当期純利益	2,514	297,029	3,095	365,674	1,722	203,454
当期純利益/(損失)を営業活動から生じた/(に使用した)正味資金に調整するための修正						
減損費用、減価償却費及び償却費	1,196	141,307	1,134	133,982	844	99,719
貸倒引当金繰入額	1,092	129,020	324	38,281	245	28,947
繰延税金繰入/(戻入)	358	42,298	616	72,780	592	69,945
長期債務に係る評価調整	2,706	319,714	10,193	1,204,303	(4,737)	(559,677)
持分法適用投資からの純利益/(損失)持分	(120)	(14,178)	(78)	(9,216)	(107)	(12,642)
トレーディング資産及び負債、純額	(7,071)	(835,439)	(27,700)	(3,272,755)	25,511	3,014,125
その他資産の(増加)/減少	(7,221)	(853,161)	2,956	349,251	3,519	415,770
その他負債の増加/(減少)	487	57,539	(6,461)	(763,367)	(14,228)	(1,681,038)
その他、純額	(104)	(12,288)	(2,497)	(295,021)	(827)	(97,710)
修正合計	(8,677)	(1,025,188)	(21,513)	(2,541,761)	10,812	1,277,438
営業活動から生じた/(に使用した)正味資金	(6,163)	(728,158)	(18,418)	(2,176,087)	12,534	1,480,892
投資活動						
利付銀行預け金の(増加)/減少	(520)	(61,438)	411	48,560	(364)	(43,007)
中央銀行ファンデ貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券の(増加)/減少	19,219	2,270,725	8,386	990,806	(1,372)	(162,102)
投資有価証券の購入	(402)	(47,496)	(557)	(65,810)	(683)	(80,696)
投資有価証券の売却収入	629	74,316	6	709	255	30,128
投資有価証券の満期償還	184	21,740	1,007	118,977	567	66,991
子会社への投資及びその他の投資	(210)	(24,812)	(284)	(33,555)	(546)	(64,510)
その他の投資の売却収入	677	79,988	1,133	133,864	1,770	209,126
貸出金の(増加)/減少	(6,979)	(824,569)	(17,309)	(2,045,058)	(13,701)	(1,618,773)
貸出金の売却収入	3,860	456,059	4,612	544,908	5,981	706,655
建物及び設備並びにその他の無形資産への資本的支出	(1,044)	(123,349)	(1,133)	(133,864)	(989)	(116,850)
建物及び設備並びにその他の無形資産の売却収入	45	5,317	30	3,545	80	9,452
その他、純額	113	13,351	537	63,447	342	40,407
投資活動から生じた/(に使用した)正味資金	15,572	1,839,832	(3,161)	(373,472)	(8,660)	(1,023,179)

12月31日に終了した事業年度

	2020年		2019年		2018年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
財務活動						
銀行からの預り金及び顧客の預金の増加/(減少)	21,335	2,520,730	24,684	2,916,415	2,006	237,009
短期借入金の増加/(減少)	(5,290)	(625,014)	6,911	816,535	(2,985)	(352,678)
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券の増加/(減少)	(1,469)	(173,562)	3,491	412,462	(2,052)	(242,444)
長期債務の発行	57,641	6,810,284	34,911	4,124,735	33,308	3,935,340
長期債務の返済	(42,768)	(5,053,039)	(46,290)	(5,469,164)	(43,858)	(5,181,823)
配当金支払	(10)	(1,182)	(11)	(1,300)	(15)	(1,772)
その他、純額	934	110,352	208	24,575	(494)	(58,366)
継続事業の財務活動から生じた/(に使用した)正味資金	30,373	3,588,570	23,904	2,824,258	(14,090)	(1,664,734)
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響						
為替レートの変動による現金及び銀行に対する預け金への影響	(2,619)	(309,435)	(595)	(70,299)	20	2,363
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)						
現金及び銀行に対する預け金の純増加/(減少)	37,163	4,390,808	1,730	204,400	(10,196)	(1,204,657)
期首現金及び銀行に対する預け金 ¹	101,044	11,938,349	99,314	11,733,949	109,510	12,938,607
期末現金及び銀行に対する預け金 ¹	138,207	16,329,157	101,044	11,938,349	99,314	11,733,949

¹ 制限付預け金を含む。

キャッシュ・フローに関する補足情報

12月31日に終了した事業年度

	2020年		2019年		2018年	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
法人税及び利息に関する現金支払						
法人税	735	86,840	706	83,414	666	78,688
利息	8,126	960,087	13,015	1,537,722	12,524	1,479,711
事業分離における売却資産及び負債						
売却資産	0	0	38	4,490	0	0
売却負債	0	0	8	945	0	0

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2021 年 3 月 18 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=118.15 円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

訴訟

当グループは、以下に開示されるものを含め、当グループの事業の遂行に関連して生じた事項について、様々な訴訟手続、規制上の手続及び仲裁手続の対象となっている。これらの訴訟等の一部は様々な集団の原告を代表して提起されたものであり、多額及び／又は不確定な金額の損害賠償を求める内容である。

当グループは、損失、追加の損失又は損失の範囲の蓋然性が高く、かつ合理的に見積り可能である場合、特定の訴訟等に係る偶発損失訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。また、偶発損失引当金を積み立てていない案件を含め、当グループは当該訴訟等に係る外部弁護士及びその他のサービス提供者の報酬及び費用の見積額についての訴訟引当金を積み立てる。当該報酬及び費用が発生する可能性が高く、合理的に見積り可能である場合、当グループは当該報酬及び費用について訴訟引当金を繰り入れ、収益から控除している。当グループは、訴訟引当金の妥当性を判断するため、訴訟等を四半期ごとに検討しており、経営陣の判断及び弁護士の助言に基づき引当金を増加又は取り崩す場合がある。かかる訴訟等の進展によっては、今後さらなる引当金の追加又は訴訟引当金の取崩しが必要となる可能性もある。

以下に記載する詳細な内容には (a) 損失を被る可能性が高く、その損失額が合理的に見積ることができる場合において、当グループが偶発損失引当金を計上している訴訟等、及び (b) 関連する損失額を合理的に見積ることができない等の理由により、偶発損失引当金を計上していない訴訟等が含まれる。以下の一部の事項では、当グループが偶発損失引当金を計上していることの記述が含まれ、当該引当金の金額を開示しているが、その他の事項については当該記述はない。当該記述のないものについては、(a) 当グループが偶発損失引当金を設定しておらず、該当事項が適用される会計基準に基づき偶発債務として取り扱われる場合、又は (b) 当グループは当該引当金を設定しているが、当該事実の開示が当グループに適用される守秘義務違反に該当すると判断した場合、弁護士・依頼者間の秘匿特権、職務活動成果の保護、若しくはその他の開示に対する保護を損なう場合、又はその事項について当グループの管理を損なうと判断した場合である。当グループが偶発損失引当金を計上した事項について将来発生する流出額は、現在入手可能な情報に基づき確実性をもって見積もることは不可能であり、したがって、最終的に当グループの貸借対照表に反映されている引当金を大きく上回る（又は下回る）場合がある。

当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積めることは、本質的に困難である。見積りは、その性質上、判断及び現在入手可能な情報に基づいて行われ、多様な要素が影響を与える。当該要素には、訴訟等の種類及び性質、事案の進展状況、弁護士の助言、当グループの抗弁及び類似の事案における経験、並びに類似の又は関連する訴訟等におけるその他の被告も関与した事案（和解を含む。）の評価が含まれるが、これに限定されるものではない。訴訟等に係る損失、追加の損失又は損失範囲の合理的な見積りが可能となる前に、多くの場合複雑な事実認定及び法的な評価を行わなければならない。

当グループに対して係属中であるほぼすべての事案は、不確定な金額の損害賠償を求めるものである。請求金額を明示する事案も存在するが、かかる請求金額は当グループの合理的に発生し得る損失額を示すものではない可能性がある。下記の一部の訴訟等については、当グループが請求された賠償金額及び一般的に入手可能なその他の定量化可能な情報を公表している。

下表は当グループの訴訟引当金合計の増減明細をまとめたものである。

訴訟引当金	
2020年	
単位：百万スイス・フラン	
期首残高	898
訴訟引当金の増加	1,358
訴訟引当金の減少	(131)
和解及びその他の現金による支払いの減少	(391)
外国為替換算	(74)
期末残高	1,660

当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積ることは難しいと考えている。下記で説明される訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲における当グループの見積りは、ゼロから0.9十億スイス・フランである。

当グループは、訴訟引当金を考慮の上、現在入手可能な情報及び弁護士の助言に基づき、かかる訴訟等の結果が総合的に、当グループの財政状況に重大な悪影響を及ぼすことはないと判断している。但し、規制機関又はその他の政府当局により提起された訴訟等を含む、かかる訴訟の潜在的な不確定要素を鑑みると、かかる訴訟を解決するために当グループが最終的に負担するコストは、現在の訴訟引当金を超過する可能性があり、当該超過額が、特定の期間における当グループの業績によっては、当該期間の業績に重大な影響を与える可能性がある。

抵当貸付関連の問題

政府及び規制機関に関連する問題

クレディ・スイス・セキュリティーズ (USA) LLC (以下、「CSS LLC」という。) 及びその関連会社の一部を含む複数の金融機関は、サブプライム及び非サブプライム住宅ローン・商業用不動産ローンの組成、購入、証券化、サービシング及び取引、並びにその関連事項に関して、米国司法省 (以下、「DOJ」という。) 及び米国金融詐欺対策タスクフォースの住宅ローン担保証券 (以下、「RMBS」という。) 作業部会のその他複数のメンバーを含む一部の規制機関及び／又は政府機関から情報開示の要請を受け、並びに／又はこれらの機関が提起した民事訴訟の被告となっている。CSS LLC及びその関連会社は、かかる情報の要請に協力している。

RMBSに関するDOJとの和解

従前に開示したとおり、2017年1月18日、CSS LLC並びにその現在及び以前の米国子会社及び米国関連会社は、2007年まで行われていた旧来のRMBS事業に関し、DOJと和解した。この和解により、かかるクレディ・スイスの事業体のうちの一部によるRMBSの証券化、販売促進、ストラクチャリング、手配、引受、

発行及び販売に関しては、DOJによる民事請求の可能性がなくなった。和解の条件に従い、民事制裁金が2017年1月にDOJに支払われた。和解はまた、上記の事業体に対し、一定金額の消費者救済措置（支払可能な家賃の提供及び貸出金の免除を含む。）を和解から5年以内に提供することも求めており、DOJとクレディ・スイスは、和解の消費者救済要件の履行完了を監視するための独立監視人を指名することに合意した。監視人は、消費者救済要件の充足に向けたクレディ・スイスの協力及び進展を記載した報告書を定期的に公表している。

NJAGの訴訟

2013年12月18日、ニュージャージー州検事総長（以下、「NJAG」という。）は、ニュージャージー州を代表して、2008年より前のRMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者及び／又は引受業者を務めたCSS LLC及びその関連会社に対して、同州マーサー郡のニュージャージー州最高裁判所衡平法部（以下、「SCNJ」という。）において民事訴訟を提起した。当初訴状は、CSS LLC及びその関連会社が2006年及び2007年に発行、出資、寄託及び引受けを行った13のRMBSに関するものであったが、CSS LLC及びその関連会社が、RMBSの募集及び販売に関して、投資家に対して誤った説明をし、詐欺又は不正行為を行った旨主張し、不確定の金額の損害賠償を請求した。2014年8月21日、SCNJは、NJAGがCSS LLC及びその関連会社に対し提起した訴訟について再訴可能な棄却を行った。2014年9月4日、NJAGは、CSS LLC及びその関連会社を相手方として修正訴状を提出し、当初訴状における請求数又は言及されるRMBSの数を拡大せずに追加の主張を行った。2019年8月21日、NJAGは、部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを提出した。2019年11月18日、CSS LLC及びその関連会社は、部分的なサマリー・ジャッジメントの反対申立てを提出した。

民事訴訟

CSS LLC及び／又はその関連会社の一部は、RMBS取引の発行体、スポンサー、寄託者、引受業者及び／又はサービサーとしての役割に関する複数の民事訴訟においても被告となっている。これらの訴訟には、集団訴訟、RMBSの個別投資家による訴訟、特定のRMBSについて元本及び利息の支払いを保証したモノライン保険会社による訴訟、並びにRMBSのトラスト、受託者及び／又は投資家による買戻し訴訟が含まれており、又は含まれていた。訴訟ごとに主張は異なるが、集団訴訟及び個別投資家による訴訟の原告は、概して、RMBS証券化信託が発行する証券の目論見書に、裏付資産である抵当貸付の実施根拠である引受基準に関する記述を含む、重大な虚偽表示及び不表示が含まれていたことを主張する。モノライン保険業者は、概して、当該モノライン保険業者が付保したRMBSの担保とされる貸付が、証券化の際の貸付について行われた表明及び保証に違反しており、当該モノライン保険業者が不当に取引の締結を勧誘されたと主張している。買戻し訴訟の原告は、概して、抵当貸付に関する表明及び保証の違反並びに適用される契約の下で要求されるとおりに当該抵当貸付の買戻しが行われなかったことについて主張している。以下に開示される金額は、現在までの実際の原告の実現損失又は予想される将来の訴訟エクスポージャーを反映していない。むしろ、別途記載されない限り、これらの金額は、当該訴訟において主張された当初の未払元本残高を反映しており、発行以降の元本金額のいかなる減額も含んでいない。さらに、別途記載されない限り、個別投資家による訴訟についての「有効な申立て」に帰属する金額は、有効な申立ての後に金額を変更させる原因となる和解、棄却又はその他の出来事（もしあれば）により変更されていない。以下に記載される抵当貸付関連訴訟に加えて、他の多くの事業体が、様々なRMBS関連の発行

に関連して、CSS LLC及び／又はその関連会社に対して請求を主張する恐れがある。

個別投資家の訴訟

RMBSの発行体、引受業者及び／又はその他の参加者として、CSS LLC及び場合によってはその関連会社は、他の被告とともに、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) シチズンズ・ナショナル・バンク及びストラテジック・キャピタル・バンクの管財人である連邦預金保険公社（以下、「FDIC」という。）が米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下、「SDNY」という。）に提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約28百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額141百万米ドルの約20%）に関連している。
- (ii) コロニアル・バンクの管財人であるFDICがSDNYに提起した訴訟1件。同訴訟でのCSS LLCに対する請求は、係争対象のRMBS約92百万米ドル（有効な申立てにおけるすべての被告に対する係争金額394百万米ドルの約23%）に関連している。

これらの訴訟は中間手続段階にある。

CSS LLC及びその関連会社の一部は、IKBドイツ産業銀行及びその関連会社がニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所（以下、「SCNY」という。）に提起した訴訟において唯一の被告となっている。同訴訟でのCSS LLC及びその関連会社に対する請求は、係争対象のRMBS約97百万米ドルに関連している。この訴訟は、中間手続段階にある。

クレディ・スイスの2020年度第2四半期の財務報告書に開示されているとおり、2020年7月16日、シアトル連邦住宅貸付銀行が提起した投資家訴訟を管轄するワシントン州裁判所は、和解を受けて、係争対象のRMBS約145百万米ドルに関連するCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

2020年12月8日、ボストン連邦住宅貸付銀行が提起した投資家訴訟を管轄するマサチューセッツ州裁判所は、和解を受けて、係争対象のRMBS約333百万米ドルに関連するCSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

モノライン保険業者との紛争

CSS LLC及びその関連会社の一部は、SCNYにおいて係属中のモノライン保険業者に関する訴訟1件において被告となっている。当該訴訟は、クレディ・スイス被告がスポンサーであった募集において発行された約770百万米ドルのRMBSに係る元本及び利息の支払いの保証人であるMBIAインシュランス・コープ（以下、「MBIA」という。）によって開始された。MBIAが主張する責任の見解の一つは、CSS LLCの関連会社が、係争対象のトラストから、特定の抵当貸付を買い戻さなければならないというものである。MBIAは、大部分の裏付抵当貸付が表明及び保証の一部に違反している旨、並びに当該関連会社が、瑕疵があるとされる貸付の買戻しを行うことを怠った旨を主張している。さらに、MBIAは、詐欺的な勧誘、重大な虚偽表示、保証違反、買戻し義務並びに補償について請求を行った。MBIAは、約549百万米ドルの当初の元本残高のローンの買戻し請求を申し立てた。2017年3月31日、SCNYは、両当事者それぞれのサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、とりわけ、MBIAの詐欺的な勧誘に係る申立てが再訴不可な形で棄却されることとなった。2018年9月13日、第一部門は、特に、MBIAの詐欺的な勧誘の主張の棄却を再訴不可な形で維持するという決定を下した。その決定の後、第一

部門は、さらなる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。2019年8月2日、SCNYは2週間の非陪審審理を終了した。2020年11月30日、SCNYは責任を決定する審理後の決定を下し、2021年1月25日、損害賠償金額を604百万米ドルとする命令を下した。2021年2月11日、600百万米ドル（全額がクレディ・スイスにおいて引当て済みであった。）での和解を受けて、SCNYは、CSS LLC及びその関連会社に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

買戻しに関する訴訟

DLJモーゲージ・キャピタル・インク（以下、「DLJ」という。）は、以下の訴訟の被告となっている。

- (i) アセット・バック・セキュリティーズ・コーポレーション・ホーム・エクイティ・ローン・トラスト・シリーズ2006-HE7により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、2019年8月19日に提出された修正訴状において374百万米ドル以上（341百万米ドル以上から増額された。）の損害賠償金額を請求している。同訴訟は、従前に係属中であった控訴の解決を受けて、SCNYにおいて進められている。2020年1月13日、DLJは棄却申立てを行った。
- (ii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2006-8により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告が436百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (iii) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-1により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は420百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。2018年12月27日、SCNYは、この訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、第一部門は、2019年10月10日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2020年1月30日、DLJは、ニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可を得た。DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴の最終解決を受けて、SCNYはこの訴訟における事実審理を2021年10月11日に開始する予定である。
- (iv) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト・シリーズ2007-3により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は206百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (v) ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2007-2によって提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は495百万米ドル以上の損害賠償金額を請求している。
- (vi) CSMCアセット・バック・トラスト2007-NC1によって提起された訴訟1件。同訴訟では、損害賠償金額について請求がなされていない。

これらの訴訟はSCNYにおいて提起され、様々な手続段階にある。DLJ及びその関連会社であるセレクト・ポートフォリオ・サービシング・インク（以下、「SPS」という。）は、一定の手続上の目的（事実審理を含む。）のためにSCNYにおいて併合された以下の2件の訴訟の被告となっている。

- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-1、ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-3及びホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-4により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、730百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、SPSが一部のオリジネーション・ファイルの受託者への合理的な提供を拒否したことにより、モーゲージ・プールの瑕疵の完全な調査を妨害したと主張している。
- ・ホーム・エクイティ・モーゲージ・トラスト・シリーズ2006-5により提起された訴訟1件。同訴訟では、原告は、500百万米ドル以上の損害賠償金額を主張しており、DLJの表明保証違反をSPSが発見していたにもかかわらず、自らの契約義務に反して受託者に当該違反を通知しなかった可能性があ

ると主張している。

2019年1月10日、SCNYは、これらの訴訟におけるDLJの部分的なサマリー・ジャッジメントの申立てを退け、第一部門は、2019年9月17日、SCNYによるサマリー・ジャッジメントの命令を支持した。2019年12月12日、DLJは、ニューヨーク州上訴裁判所にさらに上訴する許可を得た。DLJによるサマリー・ジャッジメントの上訴の最終解決を受けて、SCNYは、これらの訴訟における事実審理を2022年1月10日に開始する予定である。

クレディ・スイスの2013年度第4四半期の財務報告書に開示されているとおり、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7がDLJに対して提起した買戻しに関する併合訴訟3件は、2013年に再訴不可な形で棄却された。これらの棄却は、2019年2月19日にニューヨーク州上訴裁判所により支持された。2019年7月8日、原告の併合訴状に従前は含まれなかった新たな請求を原告が申し立てることを認めるため、SCNYの2013年の棄却決定を修正するよう求める原告の請求をSCNYが2017年4月に退けたことから原告が第一部門に提出した控訴の通知は、原告が裁判所により命じられた期日までに控訴をさらに追行することを断った時に棄却されたものとみなされた。2019年8月15日、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-5、ホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-6及びホーム・エクイティ・アセット・トラスト2006-7の受託者は、SCNYにおいて、DLJに対する買戻しに関する新たな訴訟を開始した。同訴訟において、原告は、2013年に再訴不可な形で棄却された買戻しに関する併合訴訟3件において主張されたものと実質的に類似したDLJに対する請求を主張して、936百万米ドル以上の損害賠償金額を主張した。2019年9月20日、DLJは棄却申立てを行い、2019年11月25日、SCNYはこの新たな訴訟を再訴不可な形で棄却する命令を下した。2019年12月20日、原告は第一部門に対して控訴の通知を提出した。

銀行の貸付に関する訴訟

CSS LLC及びその関連会社の一部は、イエローストーン・クラブ及びレイク・ラスベガス並びにその他これに類似する不動産開発を含む一定の不動産開発に関する一定の訴訟の当事者となっている。これらの件におけるクレディ・スイス被告は、これらの不動産開発に関係する借主のうち、過去において倒産又は差押えを経験した者に対するシンジケート・ローンのアレンジャーやエージェントであった。当該訴訟には、テキサス州裁判所及びニューヨーク州裁判所においてハイランド・キャピタル・マネジメントLP（以下、「ハイランド」という。）に関連する事業体により提起された訴訟2件が含まれている。テキサス州裁判所における訴訟では、積極的な虚偽表示及び不表示による不正な勧誘が行われたと主張するハイランドの請求について、2014年12月に陪審裁判が開催された。陪審員は、積極的な虚偽表示による不正勧誘の主張については原告に有利な評決を下したが、CSS LLC及び関連会社1社が不表示により不正な勧誘を行ったという原告の主張は退けた。テキサス州裁判所の裁判官は、2015年5月及び6月に、ハイランドの残りの請求について非陪審審理を行い、2015年9月4日、原告側を支持し、287百万米ドル（判決前の利息を含む。）の支払いを認める判決を下した。両当事者とも控訴し、2018年2月21日、控訴裁判所は下級裁判所の決定を支持した。2018年3月7日、被告は、再審理の申立てを控訴裁判所に提出した。2018年4月2日、控訴裁判所に対する再審理の申立ては却下された。2018年7月18日、被告は、テキサス州最高裁判所の再審査請求を提出した。2018年12月14日、裁判所は、再審査請求における請求実体に係る趣意書を要求する命令を下した。2019年10月4日、テキサス州最高裁判所は再審査請求を認

めた。2020年1月8日、テキサス州最高裁判所は口頭弁論を聴取した。2020年4月24日、テキサス州最高裁判所は、第一審裁判所の判決のうち、2015年5月及び6月に行われた非陪審審理に関連する部分を破棄する判決を下し、これにより契約違反、黙示的な誠実かつ公正な取引義務の違反、詐欺の教唆及び幫助、並びに民事上の共謀に係る原告の請求（約212百万米ドル（利息を除く。）の損害賠償を含む。）を棄却したが、別の積極的な虚偽表示による不正勧誘を理由とする請求に対する原告有利の2014年12月の陪審の評決は有効のままとした。テキサス州最高裁判所は、損害賠償の計算に関連するさらなる手続のために訴訟を第一審裁判所に差し戻した。2020年6月10日、ハイランドは、再審理テキサス州最高裁判所に申し立てたが、2020年10月2日、裁判所はこれを却下した。

ニューヨーク州裁判所における訴訟では、裁判所は、CSS LLC及びその関連会社の一部によるサマリー・ジャッジメントの申立ての一部を認め、一部を退けた。両当事者はかかる決定に控訴したものの、控訴裁判所は当該決定を全面的に支持した。この訴訟は、現在は証拠開示中である。CSS LLC及びその関連会社の一部は、関連取引に関してハイランドが管理するファンドを相手方として別途提訴し、未払元本及び判決前の利息の支払いを認める有利な判決を受けた。ハイランドは、判決のうち判決前の利息を認める部分について控訴したものの、当初の決定が全面的に支持された。その後、両当事者は、判決に基づき、ハイランドが管理するファンドが支払うべき金額を決済することに合意した。

税法及び証券法上の問題

2014年5月19日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、米国クロス・ボーダー案件について幾つかの米国規制機関と和解合意を締結した。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、とりわけ、ニューヨーク州金融サービス局に対する報告を行う独立企業監視官を雇用した。2018年7月31日付で、監視官はその審査及び任務を完了した。クレディ・スイス・エイ・ジーは、合意に基づくクレディ・スイス・エイ・ジーの義務に従って、米国当局に対する報告及び協力を続けている。

レート関連の問題

規制上の問題

米国、英国、欧州連合及びスイスを含む複数の法域の規制当局は、長期間にわたり、複数の通貨に関するLIBOR及びその他の参照レートの設定並びに関連する一定のデリバティブの価格設定について調査を行っている。これらの継続調査には、LIBOR設定の実務に関する規制機関からの情報提供の依頼及び複数の金融機関の活動の検査が含まれている。かかる金融機関には、3つのLIBORレート設定パネル（米ドルLIBOR、スイス・フランLIBOR及びユーロLIBOR）のメンバーであるクレディ・スイス・グループAGが含まれる。クレディ・スイスは、これらの調査に全面的に協力している。特に、規制当局は、当該金融機関の財務健全性に対する市場認識を向上させ、及び／又は自己勘定売買ポジションの価値を引き上げるために、当該金融機関が、個別に又は他の機関と連携して、LIBORを不正操作していたか否かを調査していると報じられている。規制当局の照会に応じて、クレディ・スイスはこれらの問題の精査を行った。現在までのところ、クレディ・スイスはこれらの問題について重大なリスクがあることを示す証拠を確認していない。

スイス競争委員会（以下、「COMCO」という。）、欧州委員会、南アフリカ競争委員会及びブラジル競争当局を含む複数の法域の規制当局は、外国為替（電子取引を含む。）市場における取引活動、情報共有及び基準レートの設定に関する調査を行っている。

2014年3月31日、COMCOは、外国為替取引における為替レートの設定に関連して、多くのスイス国内及び国際的な金融機関（クレディ・スイス・グループAGを含む。）を対象とする正式な調査を発表した。クレディ・スイスは、この継続中の調査への協力を続けている。

2018年7月26日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社の一部は、クレディ・スイスの事業体とその外国為替取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書を欧州委員会から受領した。異議告知書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

参照レートに関する調査には、国際機関、準ソブリン及び政府機関（以下、「SSA」という。）の債券、並びにコモディティ（貴金属を含む。）市場に関する規制機関による情報請求も含まれている。クレディ・スイスは、当該調査に全面的に協力している。

2018年12月20日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、クレディ・スイスの事業体がSSA債の取引事業に関連して反競争的取引慣行に関与したと主張する異議告知書を欧州委員会から受領した。異議告知書は、欧州委員会の予備的な見解を記載したものであり、その調査の最終的な結果を予断するものではない。

調査は継続中であり、調査の最終的な結果を予想することは早計である。

民事訴訟

米ドルLIBORに関する訴訟

2011年から、クレディ・スイスの事業体の一部は、米ドルLIBORパネルの参加銀行がその評判を利用して利益を増加させるために米ドルLIBORを操作したとして、米国で提起された複数の民事訴訟において被告となった。残りのすべての訴訟は、事実審理前の手続きのために広域係属訴訟としてSDNYに併合された。訴訟の大部分はその開始時から停止されているが、少数の個別訴訟及び適格性認定前の集団訴訟が進行している。クレディ・スイスの事業体は、停止されていない適格性認定前の集団訴訟のすべてから除外されている。

棄却申立てに対する2013年から2019年までの一連の判決において、SDNYは、（i）クレディ・スイスの事業体及び他の被告に対する請求の範囲を縮小し（反トラスト、威力脅迫及び腐敗組織に関する法律（以下、「RICO法」という。）、商品取引所法及び州法に基づく請求の棄却）、（ii）請求を行うことができる原告の範囲を縮小し、かつ（iii）LIBOR訴訟における被告の範囲を縮小した（クレディ・スイスの事業体の一部を対人管轄権及び出訴期限を理由として複数の事件から除外したことを含む。）。原告は、SDNYの決定の一部について米国連邦第2巡回区控訴裁判所（以下、「第2巡回裁」という。）に控訴し、2件の控訴は係属中である。1件目の係属中の控訴は、2017年に提起され、地区連邦裁判所による原告の反トラスト請求の棄却に異議申立てを行う多数の適格性認定前の集団及び個人の原告による併合控訴である。2件目の係属中の控訴は、地区連邦裁判所による対人管轄権及び出訴期限の判決に異議申立てを行う停止されていない適格性認定前の集団訴訟のうちの1件における原告により、2020年6月23日に提起された。

これとは別に、2017年5月4日、停止されていない適格性認定前の集団訴訟3件における原告が、集団訴訟認定の申立てを行った。2018年2月28日、SDNYは、訴訟のうち2件においては認定を退け、LIBOR連動デリバティブの店頭購入者により提起された訴訟における単一の反トラスト請求に対しては認定を

認めた。同一の決定において、裁判所は、訴訟において唯一残っているクレディ・スイスの事業体であるクレディ・スイス・エイ・ジーを店頭訴訟から除外した。すべての当事者が集団訴訟認定の決定に対する即時の再審理の申立てを行ったが、第2巡回裁は再審理の申立てを退けた。

米ドルICE LIBORに関する訴訟

2019年1月、米ドルインターコンチネンタル取引所（以下、「ICE」という。）LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が被告の売買ポジションに有利に作用させるべく米ドルICE LIBORを抑制したとして、適格性認定前の民事集団訴訟3件の被告となった。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合された。2019年7月1日、原告は併合訴状を提出した。2019年8月30日、被告は棄却申立てを行った。

2020年3月26日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2020年4月24日、原告は控訴の通知を提出した。2020年12月28日、提案された仲裁人が、現在の原告の取下げの意向を受けて仲裁の申立てを行った。2021年1月7日、被告は、現在の原告の取下げの意向に基づき控訴の棄却申立てを行った。

2020年8月18日、ICE LIBORパネルの参加銀行（クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部を含む。）は、パネル銀行が変動金利ローン及びクレジットカードから利益を得るべくICE LIBORを操作したとして、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所における民事訴訟の被告となった。2020年11月10日、原告は、パネル銀行がLIBORの設定を継続することを禁止するか、又はベンチマークを毎日自動的にゼロに設定するよう命じる仮差止め及び最終差止めを申し立てた。2020年11月11日、被告は、当該訴訟のSDNYへの移管を申し立てた。

スイス・フランLIBORに関する訴訟

2015年2月、スイス・フランLIBORパネルに参加した複数の銀行（クレディ・スイス・グループAGを含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくスイス・フランLIBORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年9月25日、SDNYは、すべての請求の棄却を求める被告の申立てを認めたが、原告が修正訴状を提出することを認めた。2018年2月7日、被告は修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月16日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認めた。2019年10月16日、原告は控訴の通知を提出した。

SIBOR/SORに関する訴訟

2016年7月、シンガポール銀行間取引レート（以下、「SIBOR」という。）パネル及びシンガポールスワップ取引レート（以下、「SOR」という。）パネルに参加した多数の銀行（クレディ・スイス・グループAG及び関連会社を含む。）は、被告の売買ポジションに有利に作用させるべくSIBOR及びSORを不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の民事集団訴訟の被告となった。2017年8月18日、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社（並びに複数のその他被告）に対するすべての請求を棄却したが、原告が訴状を修正することを認めた。2018年10月4日、SDNYは、原告の第2修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けて、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他のパネル銀行である被告に対する反トラスト請求を支持したが、請求をシンガポール・ドルSIBORに関連するものに縮小し、1名を除くすべての原告を訴訟から除外した。裁判所はまた、RICO法に基づく請求を、修正の許可なく棄却した。2018年10月25日、残った原告は第3修正訴状を提出した。2018年11月15日、残

った被告は棄却申立てを行った。2019年7月26日、SDNYは、裁判所は当該訴訟に対する事物管轄権を欠いているとして、被告の棄却申立てを認め、原告の訴状修正のための許可申立てを退けた。2019年8月26日、原告は控訴の通知を提出した。

外国為替に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びにその他の金融機関は、外国為替レートの不正操作の疑いに関連してSDNYで係属中の5件の民事訴訟の被告となっている。

1件目の係属中の事案は適格性認定前の併合集団訴訟である。2015年1月28日、裁判所は、米国を拠点とする投資家及び米国で取引した外国人の原告が提出した当初併合訴状に対する被告の棄却申立てを退けたものの、外国拠点の投資家の米国外の取引に係る請求に対する被告の棄却申立ては認めた。2015年7月、原告は第2併合修正訴状を提出し、同訴状の中で被告を追加し、適格性認定前の第2集団訴訟の為替投資家を代理して追加請求を行った。2016年9月20日、SDNYは、当グループ及び関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これにより、適格性認定前の集団訴訟の規模は縮小したが、主要な独占禁止法及び商品取引所法に基づく請求は存続が認められた。2018年5月31日、原告が集団訴訟認定の申立てを行い、2018年10月25日、当グループ及び関連会社はこれに異議を申し立てた。2019年9月3日、SDNYは、権利侵害及び損害の両方の証明は個別に進められなければならないとして、原告によるルール23(b)(3)損害賠償の集団訴訟認定の申立てを退けたが、共謀の疑いに関する2件の最低基準の問題についての認定を認めた。SDNYは、また、提案された第2の集団訴訟の認定に対する原告の申立てを全面的に退けた。2021年1月29日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。2021年3月5日、原告は、サマリー・ジャッジメントの申立てを行った。

2件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の金融機関は、2015年6月3日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となっている。この訴訟は、併合集団訴訟と同一の行為の疑いに基づいており、1974年米国従業員退職所得保障法（以下、「ERISA」という。）の違反を主張している。2016年8月23日、SDNYは、クレディ・スイス・エイ・ジーの関連会社が他の金融機関とともに提出した棄却申立てを認めた。原告は、当該決定について控訴し、2018年7月10日、第2巡回裁は、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社並びに他の被告金融機関に対するERISAに係る適格性認定前の集団訴訟を棄却するというSDNYの決定を全面的に支持し、原告による訴状を修正するための許可申立てを退ける命令を下した。

3件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、外国為替商品の間接購入者のために外国為替市場を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の併合集団訴訟において当初被告とされた。2018年3月15日、裁判所は、被告の共同の棄却申立てを認め、併合訴状を全面的に棄却する決定を下した。2018年10月25日、SDNYは、予定される第2併合集団訴訟訴状を提出するための原告による許可申立ての大部分を認め、2018年11月28日、原告はかかる訴状を提出した。2018年12月20日、当グループは、他の金融機関とともに、対人管轄権に基づく棄却申立てを提出した。2019年2月19日、原告はクレディ・スイス・グループAGに対する請求を自発的に取り下げた。2020年7月17日、裁判所は、クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社1社を含む残りの被告との100万米ドルでの集団和解を暫定的に承認する命令を下した。2020年11月19日、裁判所は、和解の最終承

認を付与し、かかる訴訟を再訴不可な形で棄却する命令を下した。

4 件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、電子外国為替取引に関連する不正慣行を主張して2017年7月12日にSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2018年4月12日、SDNYは、仲裁強制を求める被告の申立てを認めた。

5 件目の係属中の事案では、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関は、2018年11月13日にSDNYに提起された民事訴訟において当初被告とされた。この訴訟は、併合集団訴訟において主張されたのと同じの行為に基づくものである。2019年3月1日、原告は修正訴状を提出した。2019年4月1日、被告は棄却申立てを行った。2019年4月23日、原告は、被告の申立てに応じる代わりに、第2修正訴状を提出するための許可を求めた。2019年4月26日、SDNYは、修正に反対し棄却申立てを更新する被告の権利に服することを条件として、原告に対して第2修正訴状案を提出するよう命じ、2019年6月11日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年6月28日、原告はクレディ・スイス・グループAGに対する請求を自発的に取り下げた。2019年7月25日、被告は第2修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月6日、原告はクレディ・スイス・インターナショナルに対する請求を自発的に取り下げた。クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCに対する請求は係属中である。2020年5月28日、裁判所は、被告の第2修正訴状の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年7月28日、原告は第3修正訴状を提出した。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダのオンタリオ州及びケベック州における適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。2020年4月14日、オンタリオ州における事案について、裁判所は、2003年から2013年の間に被告と又は仲介業者を通じてFX商品取引を締結したカナダにおけるすべての者から成る集団を認定する原告の集団訴訟認定の申立ての一部を認め、一部を退けた。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するイスラエルにおける適格性認定前の併合集団訴訟1件でも被告となっている。

財務省証券市場に関する訴訟

CSS LLCは、20を超える米国財務省証券のプライマリー・ディーラーとともに、米国財務省証券市場に関連して米国内における複数の適格性認定前の民事集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、被告が米国財務省証券の入札及び発行日前取引における米国財務省証券の価格設定の不正操作を共謀し、関連する先物商品及びオプションに影響を及ぼしたと主張している。当該訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2017年8月23日、SDNYは主任弁護士を任命し、2017年8月25日、集団代表者であると主張する3名は、共同かつ個別の訴訟として訴状を再提出した。2017年11月15日、原告は、CSS LLC、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・インターナショナル（以下、「CSI」という。）を他の被告の縮小グループとともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。当該併合訴状には、従前の主張に加えて、米国財務省証券の流通市場における匿名の網羅的取引の出現を阻止するための集団的ボイコットに関する新たな主張が含まれている。2018年2月23日、被告は、原告に対して棄却の申立てを行い、SDNYは、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録した。2018年3月26日、SDNYは、対人管轄権の欠如を理由とするCSIに対する任意的取下げの合意を記録した。

SSA債に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関及び個人とともに、SSA債に関連してSDNYに提起された数件の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。当該訴状は概して、流通市場の投資家に対するSSA債の売買価格を固定するために被告が共謀したと主張している。これらの訴訟はSDNYで併合された。2017年4月7日、原告は併合集団訴訟訴状を提出した。原告は2017年11月3日に併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2017年12月12日にその棄却を申し立てた。2018年8月24日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2018年11月6日、原告は第2併合修正集団訴訟訴状を提出し、被告は2018年12月21日にその棄却を申し立てた。2019年9月30日、SDNYは、クレディ・スイス及びその他の被告の一部が行った対人管轄権の欠如及び不適切な裁判地を理由とする棄却申立てを認め、続いてCSS LLC及びその他の被告の一部が行った請求の趣旨不十分を理由とする棄却申立てについてもさらに対応することを示唆した。2020年3月18日、SDNYは、請求の趣旨不十分を理由とする棄却申立てを認める追加の意見を出した。2020年6月1日、原告は控訴の通知を提出した。

これとは別に、2019年2月7日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその関連会社の一部は、他の金融機関及び個人とともに、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するが、当該購入がニューヨークにおいて又はニューヨーク州に関連して行われた場合における米ドル建SSA債の間接購入者の適格性認定前の集団を代表しようとするものである。2020年6月25日、原告は訴訟を自発的に取り下げた。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部は、他の金融機関とともに、併合集団訴訟と類似の主張内容を有するカナダにおける適格性認定前の集団訴訟2件でも被告となっている。

バンク・ビル・スワップに関する訴訟

2016年8月16日、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーは、他の金融機関とともに、オーストラリアのバンク・ビル・スワップ・レート（銀行間取引レート）を不正操作したとして、SDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟の被告となった。2016年12月16日、原告は修正訴状を提出し、被告は2017年2月24日にその棄却を申し立てた。2018年11月26日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。これには、クレディ・スイス・グループAG及びクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴状全体の棄却が含まれる。2019年3月4日、原告は第2修正訴状の提出を認められた。2019年4月3日、原告は第2修正訴状を提出した。2019年5月20日、被告は棄却申立てを行った。2020年2月13日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。

メキシコ国債に関する訴訟

クレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社は、クレディ・スイスの事業体及びその他のディーラー銀行がメキシコ国債市場の不正操作を行うために共謀したとして、米国連邦裁判所における複数の適格性認定前の集団訴訟において被告となっている。これらの訴訟は、SDNYにおいて併合されており、2018年7月18日、原告は併合修正訴状を提出した。2018年9月17日、被告は、併合修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月30日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2019年12月9日、原告は第2併合修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイスの事業体は被告とされていない。

政府系金融機関の債券に関する訴訟

2019年2月22日以来、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、フレディマック、ファニーメイ、連邦住宅貸付銀行及び連邦農業信用銀行が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、SDNYに提起された複数の適格性認定前の集団訴訟の訴状において被告となっている。

2019年4月3日、SDNYは適格性認定前の集団訴訟の訴状を併合した。2019年5月23日、適格性認定前の併合集団訴訟における集団訴訟原告は併合修正訴状を提出したが、同訴状ではクレディ・スイス・エイ・ジーは被告から除外された。2019年6月13日、被告は棄却申立てを行った。2019年7月12日、原告は第2併合修正訴状を提出した。2019年8月29日、SDNYは被告の棄却申立てを認めたが、原告に対して修正の許可を与えた。2019年9月10日、原告は第3併合修正訴状を提出した。2019年9月17日、被告は訴状の一定の側面について棄却申立てを行ったが、2019年10月15日に退けられた。2019年12月6日、当事者は、適格性認定前の集団訴訟を全面的に和解する原則的合意に達した。集団訴訟原告は、2019年12月16日、包括的和解の暫定承認を求める申立てを提出し、2020年2月3日、SDNYは包括的和解を暫定的に承認する命令を下した。2020年6月16日、裁判所は、CSS LLCが当事者となっている包括的和解を含むすべての和解を最終的に承認する命令を下した。

クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所での以下の2件の訴訟において被告となっている。

- ・2019年9月23日にルイジアナ州検事総長がルイジアナ州を代表して提起した訴訟1件。
- ・2019年10月21日にバトンルーージュ市が提起した訴訟1件。

2020年7月13日、2019年9月23日に提起された民事訴訟において、原告は修正訴状を提出した。2020年7月24日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、答弁書を提出した。

2020年4月1日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一定の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、米国ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所での訴訟において被告となった。2020年6月26日、CSS LLC及びその他の被告の一部は、ルイジアナ州不正取引慣行法に基づいて提起された州法に基づく請求に対する一部棄却申立てを行った。2020年7月17日、原告は、かかる一部棄却申立てに対応して第1修正訴状を提出した。2020年7月31日、CSS LLC及びその他の被告の一部は、ルイジアナ州不正取引慣行法に基づき提起された州法に基づく請求を主張する原告の第1修正訴状の一部棄却申立てを提出した。2020年12月31日、裁判所は、先に提起されたルイジアナ州の2件の事案と併合するため、当該訴訟を米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所に移管した。

2020年9月21日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びCSS LLCは、他の金融機関とともに、一部の政府系金融機関が発行した無担保債券の価格を固定するために金融機関の間で共謀したとして、ニューオーリンズ市、ニューオーリンズ地方従業員退職金制度及びニューオーリンズ航空委員会が米国ルイジアナ州東部地区連邦地方裁判所に提起した民事訴訟の被告となった。2021年2月17日、裁判所は、送達の欠如を理由としてクレディ・スイス・エイ・ジーに対する請求を再訴不可な形で棄却した。CSS LLCに対する請求は係属中である。2021年3月8日、裁判所は、先に提起されたルイジアナ州の3件の事案と併合するため、当該訴訟を米国ルイジアナ州中部地区連邦地方裁判所に移管した。

店頭取引に関する訴訟

クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、金利スワップに関連する適格性認定前の併合民事集団訴訟1件の訴状及び個別の原告が申し立てた併合訴訟1件の訴状において被告となっている。訴状では、ディーラーである被告が、金利スワップ取引所の整備を妨害するために取引プラットフォームと共謀したと主張されている。個別訴訟は、かかる被告の共謀によって利益を逸失したとして、スワップ執行ファシリティであるテラ・エクステンジLLC及び関連会社、並びにスワップ執行ファシリティであるジャベリン・キャピタル・マーケットLLC及び関連会社が提起したものである。すべての金利スワップ訴訟は、SDNYにおける広域係属訴訟として併合された。2016年12月9日、集団訴訟及び個別訴訟の両原告は第2修正併合訴状を提出し、2017年1月20日、被告はその棄却を申し立てた。2017年7月28日、SDNYは、被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2018年5月30日、集団訴訟原告は第3修正併合集団訴訟訴状を提出した。

2018年6月14日、新たな直接請求の訴状がスワップ執行ファシリティであるトゥルーEX LLCにより提出された。2018年6月20日、トゥルーEX LLCの訴状は、既存の広域係属訴訟に追加された。2018年8月9日、トゥルーEX LLCは、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社並びに他の金融機関に対する修正訴状を提出し、被告は2018年8月28日にその棄却を申し立てた。2018年11月20日、SDNYは、トゥルーEX LLCの修正訴状に対する被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退ける命令を下した。

2019年2月20日、併合広域係属訴訟における集団訴訟原告は、集団訴訟認定の申立てを提出した。2019年3月20日、集団訴訟原告は第4修正併合集団訴訟訴状を提出した。2019年6月18日、被告は原告による集団訴訟認定の申立てに対する異議申立てを行った。

2017年6月8日、クレディ・スイス・グループAG及び関連会社は、他の金融機関とともに、テラ・グループ・インク及び関連する事業体（以下、総称して「テラ」という。）がSDNYに提起した民事訴訟において、クレジット・デフォルト・スワップ（以下、「CDS」という。）のディーラーがテラの電子CDS取引プラットフォームの市場参入を妨害するために共謀したとの主張に関連して独占禁止法違反として被告となっている。2017年9月11日、被告は棄却申立てを行った。

2019年7月30日、SDNYは被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年1月30日、原告は修正訴状を提出した。2020年4月3日、被告は棄却申立てを行った。

クレディ・スイス・グループAG及びその関連会社の一部並びに他の金融機関は、SDNYにおける複数の民事訴訟において当初被告とされた。その一部は、集団訴訟原告により、被告が貸株取引を店頭取引に限定するために共謀し、市場に参入しようとした一定の取引プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものであり、また一部は、市場に参入しようとした取引プラットフォームにより、被告が当該プラットフォームを共同ボイコットしたとして提起されたものである。SDNYは、適格性認定前の集団訴訟における被告の棄却申立てを退けた。2021年2月22日、原告は適格性認定前の集団訴訟において集団訴訟認定の申立てを行った。各訴訟において、裁判所は、クレディ・スイス・グループAG及びその他の被告持株会社に対する任意的取下げの合意を記録したが、クレディ・スイス・グループAGの関連会社の一部は、引き続き係属中の訴訟の当事者となっている。

2019年8月6日、市場に参入しようとした貸株の取引プラットフォームに対する利益の承継者であると主張する者によりSDNYに提起された民事訴訟のうち1件において、SDNYは被告の棄却申立てを認め、

被告勝訴の判決を下した。2019年9月3日、原告は、修正訴状の提出を原告に認めるか又はその代わりに一定の請求を再訴可能の形で棄却するための判決の修正を申し立てた。2019年9月10日、SDNYは、原告の判決修正の申立ての一部を退けたが、一定の請求を再訴可能の形で棄却すべきか否かについては追加の説明を命じた。2020年1月6日、SDNYは原告の判決修正の申立てを退けた。

2020年4月21日、CSS LLC及びその他の金融機関は、電子取引プラットフォームをボイコットし、オッドロット社債の流通市場において価格を固定するために金融機関の間で共謀したとしてSDNYに提起された適格性認定前の集団訴訟訴状において被告とされた。2020年7月14日、原告は修正訴状を提出した。2020年9月10日、被告は棄却申立てを行った。

ATAに関する訴訟

2014年11月10日、米国ニューヨーク州東部連邦地方裁判所（以下、「EDNY」という。）において、米国反テロリズム法（以下、「ATA」という。）に基づく請求を主張する訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対して提起された。当該訴訟では、イランと様々な国際金融機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者による財務活動及び取引を米国当局から隠匿することを明確な目的として、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張された。約200の原告による訴状は、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するヒズボラ及びその他のテロ組織への送金が可能となったと主張した。2016年7月12日、原告は、ATAに基づく請求を主張する複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対する第2修正訴状をEDNYに提出した。2016年9月14日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、EDNYに対し、原告の第2修正訴状に関する棄却の申立てを行った。2019年9月16日、EDNYは被告の棄却申立てを認めた。原告は、棄却の一部につき部分的な再審議を申し立てたが、これはクレディ・スイスに関係するものではなく、2019年10月28日、裁判所はこれを退けた。2019年11月26日、原告は控訴の通知を提出した。

2017年11月9日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含む。）に対してSDNYに提起された。2018年3月2日、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の被告は、原告の訴状の棄却を申し立てた。2019年3月28日、SDNYは棄却申立てを認めた。2019年4月22日、原告は訴状修正のための許可申立てを行い、2019年5月20日、被告はこれに対して異議を申し立てた。2020年2月25日、裁判所は原告の訴状修正の申立てを退け、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の申立てを行っている銀行被告について、再訴不可な形で訴訟を棄却した。2020年5月28日、原告は、裁判所の2020年2月25日付決定に対し控訴を申し立て、2020年6月11日に申立てを行っている被告は反対した。

2018年12月、ATA及びテロ支援者制裁法に基づく請求を主張する追加の訴訟5件が、EDNY又はSDNYにおいて、複数の銀行（クレディ・スイス・エイ・ジーを含み、2件においてはクレディ・スイス・エイ・ジーのニューヨーク支店を含む。）に対して提起された。これらの訴訟では、同様に、イランと様々な国際機関（被告を含む。）とが共謀して、イラン当事者が関与する支払メッセージについて情報の書換え、改ざん及び削除を行うことに合意したと主張され、また、当該共謀の結果、イランから米国軍人・民間人に危害を加えるために活発に活動するテロ組織への送金が可能となったと主張された。

2019年4月11日、ATAに基づく請求を主張する別の訴訟が、EDNYに提起された。これは、既にEDNYにお

いて係属中である他のATA訴訟に関連しており、それらと実質的に類似の主張を行っている。2020年1月6日、被告はこれらの訴訟のうち2018年12月及び2019年4月付の2件に対して棄却申立てを行った。2020年6月5日、EDNYは、クレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の銀行被告の大半について被告の棄却申立てを認めた。

既に決定がなされた訴訟又は棄却申立てが係属中である場合を除き、これらの訴訟は、上記の決定の一部の結果を待って停止されている。

顧客口座に関する問題

複数の顧客が、スイスの元リレーションシップ・マネージャーが顧客ポートフォリオの管理に係る自らの投資権限を超過したため、特定のエクスポージャーに対する過度の集中及び投資損失が生じたと訴えた。クレディ・スイス・エイ・ジーは、当該請求内容及び顧客間の取引を調査している。クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジュネーブ検察当局に対し、元リレーションシップ・マネージャーを告訴し、ジュネーブ検察当局はこれを受けて犯罪捜査を開始した。元リレーションシップ・マネージャーの複数の顧客も、ジュネーブの検察当局に告訴状を提出した。2018年2月9日、元リレーションシップ・マネージャーは、ジュネーブ刑事裁判所により、詐欺、文書偽造及び犯罪的不正管理の罪で懲役5年の判決を受け、約130百万米ドルの損害賠償の支払いを命じられた。一部の当事者は、判決に対して控訴した。2019年6月26日、ジュネーブ刑事控訴裁判所は、元リレーションシップ・マネージャーに対する判決の控訴審において決定を下し、ジュネーブ刑事裁判所の主要な事実認定を支持した。当該決定に対して、複数の当事者はスイス連邦最高裁判所に上訴した。2020年2月19日、スイス連邦最高裁判所は、上訴に対し、ジュネーブ刑事裁判所の実事認定を実質的に認める判決を下した。

元リレーションシップ・マネージャーに対する刑事訴訟において立証された事実に基づき、シンガポール高等裁判所及びバミューダ最高裁判所においてクレディ・スイス・エイ・ジー及び関連会社の一部に対する民事訴訟が2017年8月7日から2017年8月25日にかけて提起された。

シンガポールでは、2018年8月31日、民事訴訟はシンガポール高等裁判所のアシスタント・レジストラにより停止され、原告はこの決定に対して控訴した。2019年1月18日、シンガポール高等裁判所は、原告の控訴を棄却し、シンガポールにおける民事訴訟を停止するというアシスタント・レジストラの決定を支持した。2019年4月29日、原告は、クレディ・スイスの関連会社に対する訴訟についてのみ、シンガポール高等裁判所の決定に対して上訴した。2019年6月21日、原告はクレディ・スイス・エイ・ジーに対する訴訟を中止した。2020年7月3日、シンガポール控訴裁判所は、クレディ・スイスの関連会社に対する原告の上訴を認め、民事訴訟の停止を撤回し、シンガポール高等裁判所における原告の民事訴訟の開始を認めた。2020年7月10日、原告はシンガポール高等裁判所に修正訴状を提出した。2021年3月9日、シンガポール高等裁判所は、当該民事訴訟をシンガポール国際商事裁判所へ移管した。

FIFA関連の問題

国際サッカー連盟（以下、「FIFA」という。）を取り巻く賄賂及び汚職に対する金融機関の関与に対する米国及びスイス政府当局の捜査に関連して、クレディ・スイスは、FIFAの関係者又は関係企業との間の銀行取引について当該政府当局から照会を受けた。かかる関係者又は関係企業には、ニューヨーク州東部地区連邦検察官事務所が提出した2015年5月20日付の起訴状及び2015年11月25日付の優先起訴状に記載及び／又は言及されたものが含まれるがこれらに限定されない。米国及びスイスの調査には、ク

レディ・スイスを含む複数の金融機関が、FIFAの一部関係者及び関係企業の口座に関し、疑わしい若しくは不正な取引の処理を許可したか否か又はマネー・ロンダリング対策法令の遵守を怠ったか否かが含まれていた。クレディ・スイスは、本件について米国当局に協力し続けている。従前に開示したとおり、スイス金融市場監督当局（FINMA）は、その調査の終結を公表した。

外部の資産運用会社に関する問題

複数の顧客が、ジュネーブに拠点を置く外部の資産運用会社が資金を横領し、銀行の取引明細書を偽造し、損失を隠蔽するためにカストディアンであるクレディ・スイス・エイ・ジーにある顧客の口座間で資産を移転させ、これらの顧客の承認を得ずに投資を行ったと訴えた。ジュネーブ検察は、外部の資産運用会社の代表者とクレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員2名に対する犯罪調査に着手した。この調査は、2018年11月に拡大され、クレディ・スイス・エイ・ジーの元従業員1名及び現従業員1名、並びにクレディ・スイス・エイ・ジーの統制及び監督の妥当性を評価するためにクレディ・スイス・エイ・ジー自体も含まれることとなった。2019年度第3四半期に、クレディ・スイス・エイ・ジーは、影響を受けた顧客との間で、2段階の条件付和解合意を締結した。ジュネーブ検察の協力を得て、和解の第1段階は2019年11月に完了した。

モサック・フォンセカ／イスラエル・デスクに関する問題

クレディ・スイスは、多くの金融機関とともに、金融機関、顧客及びパナマを拠点とする法律事務所であるモサック・フォンセカとの間の銀行取引関係に関して、政府当局及び規制当局から照会を受けた。クレディ・スイスは、クレディ・スイスのスイスに拠点を置くイスラエル・デスクが行ったクロス・ボーダー業務に関しても、政府及び規制当局からの照会を受けている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており、当局に協力している。

モザンビークに関する問題

クレディ・スイスは、モザンビークの国営企業であるProindicus S.A. 及びEmpresa Mocambiacana de Atum S.A.（以下、「EMATUM」という。）に対する貸付についてのクレディ・スイスの一部の事業者によるアレンジメント、2013年9月のEMATUMへの貸付に関連したローン・パーティシペーション・ノート（以下、「LPN」という。）の個人投資家への販売、並びにこれらのLPNを後にモザンビーク共和国が発行したユーロ債に転換した際のクレディ・スイスの一部の事業者の役割に関連して、規制当局及び取締当局からの要請に引き続き対応しており、これらの当局の一部との協議を継続中である。2019年1月3日、ニューヨーク州東部地区連邦検察官は、本件に関連する個人数名（クレディ・スイスの元従業員3名を含む。）に対する起訴状の封を切った。2019年5月20日、2019年7月19日及び2019年9月6日、元従業員3名は、モザンビークの国営企業2社との間で行った金融取引に関連して不正な個人的利益を受けたことにつき罪を認めた。クレディ・スイスはこの問題に関して当局に協力している。2019年2月27日、クレディ・スイスの一部の事業者、同じ元従業員3名及び複数の他の無関係の事業者は、モザンビーク共和国によりイングランド高等法院において訴えられた。2020年1月21日、クレディ・スイスの事業者は答弁書を提出した。2020年6月26日、クレディ・スイスの事業者は、プロジェクトの請負業者及び複数のモザンビーク当局者に対する第三者請求を提出した。モザンビーク共和国は、2020年10月27日に更新版の請求明細書を提出し、クレディ・スイスの事業者は2021年1月15日に修正答弁書及び反訴を

提出した。モザンビーク共和国は、クレディ・スイスの子会社により部分的にアレンジ及び資金提供が行われたProIndicusのローン・シンジケーションに関連して発行された国家保証は無効であるとの宣言を求めており、また、ProIndicus及びEMATUMが関与する取引並びにクレディ・スイスがMozambique Asset Management S.A.とは関与していない取引に関連して発生したと主張される、金額を特定しない損害賠償を求めている。また、2021年1月15日、プロジェクトの請負業者は、請負業者がモザンビーク共和国に対し責任を負うとされた場合の補償及び／又は分担を求めて、クレディ・スイスの事業体（並びにクレディ・スイスの元従業員3名及び様々なモザンビークの当局者）に対する交差請求を提出した。

2020年4月27日、ProIndicusのシンジケーションの一員であるBanco Internacional de Moçambique（以下、「BIM」という。）は、モザンビーク共和国の請求が認められることを条件として、国家保証の無効性により被ったと主張される損失をクレディ・スイスは補償する責任を負うとする宣言を求めて、クレディ・スイスの事業体の一部に対する請求を提起した。2020年8月28日、クレディ・スイスの事業体は、この請求に対する答弁書を提出し、2020年10月16日にBIMは回答を行った。

2020年12月17日、ProIndicusのシンジケーションの一員であるBeauregarde Holdings LLP及びOrocica Holdings LLCの2社は、ProIndicusのローンにおける自社の持分に関し、クレディ・スイスがシンジケート・ローンのレンダーに対して行った表明に依拠したことにより被ったと主張される損失に起因する、金額を特定しない損害賠償を求めてクレディ・スイスの事業体の一部に対する請求を提出した。

クロス・ボーダー・プライベート・バンキングに関する問題

英国、オランダ及びフランスを含む様々な場所におけるクレディ・スイスの事務所が、規制当局及び法執行当局により、クロス・ボーダー・ベースでの、また一部は現地の支店及び銀行を通じての過去のプライベート・バンキング・サービスの調査に関する記録及び情報を求める接触を受けている。同様の調査は、ベルギーでも行われている。クレディ・スイスは、これらの問題の精査を行っており（英国については銀行に対する措置が講じられることなく終了した。）、引き続き当局に協力している。クレディ・スイスは、脱税に対する厳格な容認ゼロ方針を適用している。

雇用慣行に関する調査

2018年5月30日、クレディ・スイス（香港）リミテッド（以下、「CSHKL」という。）は、アジア太平洋地域における2007年から2013年の間の過去の雇用慣行に係るDOJによる調査を解決するために訴追免除合意を締結し、これに基づき、CSHKLは、47百万米ドルの罰金を支払った。刑事告訴はなされず、監視は要求されなかった。合意の一環として、クレディ・スイス・エイ・ジーは、DOJへの協力、コンプライアンス・プログラムにおける所定の水準の維持及び強化したコンプライアンス・プログラムの機能状況についてのDOJへの報告を含む継続的な義務を負っている。2018年7月5日、クレディ・スイス・グループAGは、同一行為の並行調査を解決するため、29.8百万米ドルで米国証券取引委員会と和解に達した。

評価損に関する訴訟

2017年12月22日、クレディ・スイス・グループAG並びに現役員及び元役員の一部は、クレディ・スイス・グループAGの米国預託証券（以下、「ADR」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、被告が取引上限の引上げを許可したことで、最終的に2015年度第4四半期及び2016年度第1四半期における評価損並びにADRの市場価値の低

下を招いたとして、1934年米国証券取引所法第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5の違反について請求を主張している。2018年4月18日、原告は修正訴状を提出したが、かかる訴状は、元の訴状と実質的に同一の請求を主張していた。2019年2月19日、SDNYは、被告による修正訴状の棄却申立てにつき一部を認め、一部を退けた。当該決定により、クレディ・スイスのリスク制限及び統制に関するステートメントに関連する請求に対する訴訟範囲が縮小された。2019年5月16日、SDNYは被告の再審議の申立てを退けた。2020年7月8日、当事者らはすべての請求について15.5百万米ドルで和解する合意を締結した。2020年12月16日、裁判所は当該和解を最終的に承認する決定を下した。

ETN関連の訴訟

2018年3月14日以来、3件の集団訴訟訴状が、2030年12月4日満期S&P 500 VIX短期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX短期上場投資証券（以下、「XIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された。2018年8月20日、原告は、クレディ・スイス・グループAG並びに一部の関連会社及び役員を、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービズLLC及び関連会社とともに被告とする併合修正集団訴訟訴状を提出した。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月5日におけるXIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。被告は、2018年11月2日に修正訴状の棄却申立てを行った。2019年9月25日、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。2019年10月18日、原告は控訴の通知を提出した。

2018年4月17日、クレディ・スイス・エイ・ジーは、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービズLLCとともに、ニューヨーク州の併合集団訴訟において主張されたものと類似の主張内容を有するアラバマ州北部地区における個別民事訴訟において被告となった。被告は、2018年8月10日に訴訟をSDNYに移管するための申立てを行ったが、2018年12月17日に退けられた。2018年9月26日、被告はアラバマ州の訴状の棄却申立てを行った。2018年12月4日、原告は修正訴状を提出し、被告は2019年1月11日にその棄却を申し立てた。2019年8月22日、裁判所は被告の棄却申立ての一部を認め、一部を退けた。2020年10月1日、原告はクレディ・スイス・エイ・ジーに対する請求を自発的に再訴不可な形で取り下げた。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一部の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービズLLC及び関連会社とともに、EDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟におけるものと実質的に類似する請求を主張している。2019年3月29日、原告は、訴訟を自発的に取り下げ、実質的に類似の訴状をSDNYに提出した。2019年5月16日、被告は棄却申立てを行った。2020年1月2日、SDNYは被告の棄却申立てを認めた。2020年2月3日、原告は控訴の通知を提出した。2020年4月14日、原告は控訴を自発的に再訴不可な形で取り下げる申立てを行い、2020年4月15日付で第2巡回裁により認められた。

2019年6月3日、クレディ・スイス・エイ・ジー、関連会社1社及び役員は、XIV ETNの購入者によりSDNYにおいて提起された別の個別訴訟において被告となった。かかる訴訟は、併合集団訴訟の訴状におけるものと類似する請求並びにニューヨーク州法及びペンシルバニア州法に基づく追加の請求を主張している。2019年11月12日、被告は棄却申立てを行った。原告は、棄却申立てに異議を唱える代わりに修

正訴状を提出することにより、棄却申立てに対応した。訴訟は併合集団訴訟における控訴の解決まで停止されている。

2019年2月4日、クレディ・スイス・グループAG並びに一部の関連会社及び役員は、ジェーナス・インデックス&カルキュレーション・サービズLLC及び関連会社とともに、2030年12月4日満期S&P 500 VIX中期先物指数連動型ベロシティシェアーズ・デイリー・インバースVIX中期上場投資証券（以下、「ZIV ETN」という。）の購入者の適格性認定前の集団を代表してSDNYに提出された集団訴訟訴状において被告とされた。同訴状は、1934年米国証券取引所法第9条(a)(4)、第9条(f)、第10条(b)及び第20条(a)並びに同法に基づく規則10b-5、並びに1933年米国証券法第11条及び第15条の違反について請求を主張し、2018年2月におけるZIV ETNの価値の下落を受けた投資家の損失については被告に責任があると主張している。2019年8月20日、原告は修正訴状を提出した。2019年10月21日、被告は棄却申立てを行った。

2020年4月28日、SDNYは被告の棄却申立てを認め、被告に対するすべての請求を棄却した。原告は控訴せず、判決が確定している。

TWINT

2018年11月13日、COMCOは、スイスの金融機関数社（UBSスイスAG、クレディ・スイス（シュヴァイツ）AG、アデュノ・ホールディングAG、ポストファイナンスAG及びスイスカードAECS GmbHを含む。）に対する調査を発表した。COMCOによると、その調査は、これらの金融機関が自らのスイス支払ソリューションであるTWINTを保護するために国際的プロバイダーのモバイル支払ソリューション（Apple Pay及びSamsung Payを含む。）をボイコットするための合意を結んだか否かに焦点を当てている。

SWM

CSIは、2008年から2012年の間に締結された一連の金利スワップに関連して、ドイツの公益会社であるシュタットベルケ・ミュンヘンGmbH（以下、「SWM」という。）がドイツの裁判所に提起した訴訟において被告となっている。原告は、投資家特有及び投資特有の両方の助言を提供するという顧問の義務（特に開始時における取引の当初値洗い価値を開示する義務を含む。）の違反を主張している。2019年3月22日、第一審裁判所（フランクフルト・アム・メイン地方裁判所）は、CSIに対する請求を全面的に棄却した。2019年4月29日、原告は控訴の通知及び補充的判決の申立てを提出した。2019年11月29日、裁判所は補充的判決の申立てに対する決定を行い、SWMはCSIからマイナス利息の払戻しを受ける権利を有すると判示した。CSIはこの決定に対して控訴している。

ブルガリアの元顧客に関する事項

クレディ・スイス・エイ・ジーは、クレディ・スイス・エイ・ジーの口座を通じて資金を洗浄した疑いのあるブルガリアの元顧客との過去の関係に適用されたデリジェンス及び統制に関するスイス検察当局（以下、「SOAG」という。）による調査に対応している。2020年12月17日、SOAGはクレディ・スイス・エイ・ジー及びその他の当事者に対する告訴を提起した。クレディ・スイス・エイ・ジーは、自らのデリジェンス及び統制が適用法令の要件を遵守したものであったと考えており、精力的に防御する方針である。

IV. 2020年度第4四半期に係る様式6-K

クレディ・スイス

2020年度第4四半期において、クレディ・スイス・グループAG及びその連結子会社（以下、「当グループ」又は「クレディ・スイス」という。）は、353百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。株主資本利益率及び有形自己資本利益率は、それぞれマイナス3.2%及びマイナス3.5%であった。2020年度第4四半期末現在、当グループの普通株式等ティア1（以下、「CET1」という。）比率は12.9%であった。

業績

	期中/期末			増減率 (%)		期中/期末		増減率 (%)
	2020年度 第4四半期	2020年度 第3四半期	2019年度 第4四半期	前 四半期比	前年度 同期比	2020年度	2019年度	前年度 同期比
損益計算書 (百万スイス・フラン)								
純利息収益	1,448	1,396	1,702	4	(15)	5,948	7,017	(15)
手数料収益	3,191	2,855	2,865	12	11	11,853	11,158	6
トレーディング収益 ¹	484	630	568	(23)	(15)	3,295	1,739	89
その他の収益	98	317	1,055	(69)	(91)	1,293	2,570	(50)
純収益	5,221	5,198	6,190	0	(16)	22,389	22,484	0
貸倒引当金繰入額	138	94	146	47	(5)	1,096	324	238
報酬費用	2,539	2,441	2,590	4	(2)	9,890	10,036	(1)
一般管理費	2,279	1,458	1,916	56	19	6,523	6,128	6
支払手数料	303	295	324	3	(6)	1,256	1,276	(2)
リストラクチャリング費用	50	107	-	(53)	-	157	-	-
その他営業費用合計	2,632	1,860	2,240	42	18	7,936	7,404	7
営業費用合計	5,171	4,301	4,830	20	7	17,826	17,440	2
法人税等控除前利益 / (損失)	(88)	803	1,214	-	-	3,467	4,720	(27)
法人税等費用	262	258	361	2	(27)	801	1,295	(38)
当期純利益 / (損失)	(350)	545	853	-	-	2,666	3,425	(22)
非支配持分に帰属する当期純利益 / (損失)	3	(1)	1	-	200	(3)	6	-
株主に帰属する当期純利益 / (損失)	(353)	546	852	-	-	2,669	3,419	(22)
損益計算書評価指標 (%)								
規制資本利益率	(0.9)	8.3	11.0	-	-	8.9	10.9	-
費用 / 収入比率	99.0	82.7	78.0	-	-	79.6	77.6	-
実効税率	-	32.1	29.7	-	-	23.1	27.4	-
一株当たり利益 (スイス・フラン)								
基本的な一株当たり利益 / (損失)	(0.15)	0.22	0.34	-	-	1.09	1.35	(19)
希薄化後一株当たり利益 / (損失)	(0.15)	0.22	0.33	-	-	1.06	1.32	(20)
株主資本利益率 (%、年率換算)								
株主資本利益率	(3.2)	4.8	7.6	-	-	5.9	7.7	-
有形自己資本利益率 ²	(3.5)	5.4	8.6	-	-	6.6	8.7	-
一株当たり純資産 (スイス・フラン)								
一株当たり純資産	17.74	18.89	17.91	(6)	(1)	17.74	17.91	(1)
一株当たり有形純資産 ²	15.80	16.89	15.88	(6)	(1)	15.80	15.88	(1)
貸借対照表統計 (百万スイス・フラン)								
資産合計	805,822	821,296	787,295	(2)	2	805,822	787,295	2
リスク加重資産	275,084	285,216	290,463	(4)	(5)	275,084	290,463	(5)
レバレッジ・エクスポージャー	799,853	824,420	909,994	(3)	(12)	799,853	909,994	(12)
従業員数 (フルタイム換算)								
従業員数 (人)	48,770	48,800	47,860	0	2	48,770	47,860	2

(注1) 商品ごとの収益を示しており、セグメント別の業績には様々な商品の種類にわたる金融商品が考慮されているため、この収益は当グループの事業セグメントにおける業績を表すものではない。

(注2) 非GAAPの財務指標である有形株主持分に基づいており、貸借対照表上に記載された株主持分合計からのれん及びその他の無形資産を控除して計算している。業界アナリスト及び投資家が評価額及び自己資本の妥

当性を判断するために使用し依拠している指標であるため、経営陣はこれらの指標が有意義であると考えている。

業績の要約

2020年度第4四半期の業績

クレディ・スイスは、2019年度第4四半期及び2020年度第3四半期においては852百万スイス・フラン及び546百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上したのに対し、2020年度第4四半期において353百万スイス・フランの株主に帰属する当期純損失を計上した。クレディ・スイスは、2019年度第4四半期及び2020年度第3四半期においては1,214百万スイス・フラン及び803百万スイス・フランの法人税等控除前利益を計上したのに対し、2020年度第4四半期において88百万スイス・フランの法人税等控除前損失を計上した。

2020年度第4四半期の業績には、コーポレート・センターで計上した、主に抵当貸付関連の問題に関する822百万スイス・フランの訴訟引当金純額、及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門で計上したヨーク・キャピタル・マネジメント（以下、「ヨーク」という。）に関する414百万スイス・フランの減損が含まれていた。2020年度第4四半期において、当グループは、SIXスイス取引所（以下、「SIX」という。）グループAGに対する持分投資の再評価を行った結果、158百万スイス・フランの法人税等控除前利益が生じ、これはスイス・ユニバーサル・バンク部門及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門の部門業績において計上された。また、当グループは、オールファンズ・グループに対する持分投資の再評価を行った結果、127百万スイス・フランの法人税等控除前利益が生じ、これはスイス・ユニバーサル・バンク部門、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びアジア太平洋部門の部門業績において計上された。

2020年度の業績

クレディ・スイスは、2019年度においては3,419百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上したのに対し、2020年度において2,669百万スイス・フランの株主に帰属する当期純利益を計上した。法人税等控除前利益は、2019年度の4,720百万スイス・フランに対して3,467百万スイス・フランであった。2020年度の業績は、純収益が横ばいであったこと及び営業費用合計が2%増加したことを反映したものであった。貸倒引当金繰入額は、2019年度の324百万スイス・フランに対して1,096百万スイス・フランであった。これは、当グループのコーポレート貸付ポートフォリオのマイナスの動向及び現在予想信用損失（CECL）手法の適用によるものであった。2020年度における営業費用合計には、主に抵当貸付関連の問題に関する1,227百万スイス・フランの訴訟引当金純額及び157百万スイス・フランのリストラクチャリング費用が含まれていた。2019年度における営業費用合計には、主に抵当貸付関連の問題に関する623百万スイス・フランの訴訟引当金純額が含まれていた。2020年度の業績は、スイス・フランに対する米ドルの平均レートが下がったことにより収益が重大な影響を受けたが、費用にはプラスの影響を及ぼした。

COVID-19（新型コロナウイルス）のパンデミック並びに市場及び世界経済に対する影響は、当グループの2020年度第4四半期及び2020年度の財務業績に影響を及ぼした。これには、貸倒引当金繰入額及びトレーディング収益に対する重大な影響に加え、外国為替の変動及び米ドル金利の急激な引下げによる純利息収益に対する重大な影響が含まれる。当グループは、引き続きCOVID-19のパンデミック並びに当

グループの運営及び事業に対する影響を注視している。現在の経済状況が続くか又は悪化し続けた場合、マクロ経済情勢は、当グループの事業、運営及び財務業績の上記の側面及び顧客取引又は当グループの商品に対する需要の減少を含むその他の側面に悪影響を及ぼす可能性がある。

業績の詳細

純収益

当グループは、2020年度第4四半期において、2019年度第4四半期に比べ16%減の5,221百万スイス・フランの純収益を計上した。これは主に、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門及びスイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の減少並びにコーポレート・センターにおけるマイナスの純収益が、インベストメント・バンク部門における純収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、その他の収益に反映されたヨークからの減損損失によるものであった。スイス・ユニバーサル・バンク部門における収益の減少は、主に、その他の収益の大幅な減少、純利息収益の減少及び経常手数料収益の減少によるものであった。インベストメント・バンク部門における収益の増加は、主にキャピタル・マーケット活動が堅調だったことを反映したものであった。

純収益は、2020年度第3四半期に比べ横ばいであった。これは主に、スイス・ユニバーサル・バンク部門、インベストメント・バンク部門及びアジア太平洋部門における純収益の増加が、インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少により相殺されたことを反映したものであった。スイス・ユニバーサル・バンク部門における純収益の増加は、SIXグループAG及びオールファンズ・グループに対する持分投資の再評価益並びに不動産売却益を反映したその他の収益の大幅な増加が、トランザクション・ベースの収益の減少及び経常手数料収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。インベストメント・バンク部門における純収益の増加は、キャピタル・マーケット及びアドバイザリー収益の増加が、販売及び取引収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。アジア太平洋部門における純収益の増加は、主にオールファンズ・グループに対する持分投資の再評価益及びトランザクション・ベースの収益の増加が、純利息収益の減少により一部相殺されたことによるものであった。インターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における純収益の減少は、主にヨークからの減損損失が、トランザクション・ベースの収益及びパフォーマンス・ベースの収益の増加、SIXグループAG及びオールファンズ・グループに対する投資の再評価益並びに経常手数料収益の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。

ヨーク・キャピタル・マネジメントに対する投資

2020年度第4四半期において、ヨークは、戦略の大幅な変更について投資家に通知した。その結果、ヨークは、プライベート・エクイティ、プライベート・デット及び担保付ローン債務等のより長期的な資産に重点を置くようになる一方、ヨーロッパのヘッジファンド事業を段階的に縮小し、主にマルチ・ストラテジー・ファンドの内部資本を運用するようになる。ヨークのアジア太平洋事業は、2021年度に新たな別個のヘッジファンドとして独立させる予定であり、当グループは引き続き持分を維持する方針である。この発表の結果、当グループは、2010年度から保有してきた非支配持分の評価に414百万スイス・フラン（458百万米ドル）の減損を計上した。

貸倒引当金繰入額

2020年度第4四半期における貸倒引当金繰入額138百万スイス・フランは、主にスイス・ユニバーサル・バンク部門における66百万スイス・フラン、インベストメント・バンク部門における38百万スイス・フラン及びインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門における25百万スイス・フランの引当金純額に関連していた。貸倒引当金繰入額は、106百万スイス・フランの個別引当金及びCECL手法の適用に関する32百万スイス・フランを反映していた。

訴訟

クレディ・スイスとMBIAインシュランス・コープ（以下、「MBIA」という。）は、2007年に発行された米国RMBS証券に関する保証について2009年からニューヨークで民事訴訟を係争中である。これまでに公表したとおり、本件に関する2020年11月30日付の判決を受け、当グループは、本件及びその他のRMBS関連の訴訟に関する追加の引当金の必要性について評価を行った。2021年2月11日、600百万米ドル（クレディ・スイスは全額を準備済み）での和解を受け、ニューヨーク州ニューヨーク郡高位裁判所は、クレディ・スイスに対するすべての請求を再訴不可な形で棄却した。

当グループは、2020年度第4四半期において822百万スイス・フランの主に抵当貸付関連の問題に関する訴訟引当金純額を計上した。一部の訴訟等に関する既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失のうち、当グループが見積り可能と考えているもののすべての範囲についての当グループの見積りは、2020年度第4四半期末現在はゼロから0.9十億スイス・フランであった。

営業費用合計

営業費用合計は、2019年度第4四半期に比べ7%増の5,171百万スイス・フランであった。これは主に、抵当貸付関連の問題に関する過去の訴訟引当金の増加及び法人税等以外の税金の増加に主に起因した一般管理費の19%の増加が、旅費・交際費の減少、専門家費用の減少及び50百万スイス・フランのリストラクチャリング費用により一部相殺されたことを反映したものであった。これらの増加は、給与費用及び変動報酬費用の減少に主に関連した報酬費用の2%の減少により一部相殺された。

営業費用合計は、2020年度第3四半期に比べ20%増加した。これは主に、抵当貸付関連の問題に関する過去の訴訟引当金の増加に主に起因した一般管理費の56%の増加及び給与費用及び変動報酬費用の増加に主に関連した報酬費用の4%の増加が、リストラクチャリング費用の減少により一部相殺されたことを反映したものであった。

法人税等

2020年度第4四半期における法人税等費用262百万スイス・フランは、主に、繰延税金資産の年次再評価252百万スイス・フランのマイナスの影響が、前年度の調整により一部相殺されたことを反映したものであった。また、SIXグループAG及びオールファンズ・グループに対する持分投資の再評価に計上された法人税等費用は最小であった。2020年度第4四半期における税金費用には、業績の地域別構成及び損金不算入の資金調達コストによる影響も反映されていた。全体として、繰延税金資産純額は、2020年度第4四半期において92百万スイス・フラン減の3,137百万スイス・フランであった。これは主に、繰延税金の年次再評価を受けた評価性引当金の増加及び外国為替の影響が、当四半期における訴訟引当金の増加、ヨークの減損並びに年金資産及び利益の変動の影響により一部相殺されたことによるものであった。

規制資本

2020年度第4四半期末現在、当グループの国際決済銀行（以下、「BIS」という。）のCET1比率は12.9%、リスク加重資産（以下、「RWA」という。）は275.1十億スイス・フランであった。

地域別の純収益

	期中			増減率 (%)		期中		増減率 (%)
	2020年度 第4四半期	2020年度 第3四半期	2019年度 第4四半期	前 四半期比	前年度 同期比	2020年度	2019年度	前年度 同期比
純収益 (百万スイス・フラン)								
スイス	1,682	1,424	2,110	18	(20)	6,502	6,774	(4)
EMEA	1,057	1,001	1,211	6	(13)	4,803	5,149	(7)
南北アメリカ	1,462	1,736	1,770	(16)	(17)	7,116	7,276	(2)
アジア太平洋	1,037	1,050	976	(1)	6	4,284	3,712	15
コーポレート・センター	(17)	(13)	123	31	-	(316)	(427)	(26)
純収益	5,221	5,198	6,190	0	(16)	22,389	22,484	0

当グループの事業の大部分は、顧客の需要に応えるため地域間調整が必要である。業績を地域ごとに配分する手法は、経営陣の判断に左右される。ウェルス・マネジメント事業については、リレーションシップ・マネージャー組織の経営報告構造に基づき業績が配分されている。インベストメント・バンキング事業については、主にリスクを管理する場所に基づき取引業績を配分しているが、関連するセールス・チーム及び顧客の居住地への一定の収益移転も反映している。

COVID-19のパンデミック及び関連する規制措置

2020年度初頭にCOVID-19のパンデミックが世界中に急速に拡大したことにより、政府による厳しい規制及び渡航禁止措置並びにその他規制が導入され、それにより活動が急速に停止し、世界経済の混乱が拡大した。世界市場は深刻な影響を受け、エネルギー、産業、小売、レジャーなど複数の産業が大きな影響を受けた。パンデミックのアウトブレイクに対処するために導入された封じ込め措置は、2020年度上半期に世界経済を深刻な不況に追い込んだ。しかし、世界の主要な中央銀行及び政府は、前例のない金融・財政政策による景気刺激策を実施した。ヨーロッパや米国、アジアにおいて、COVID-19のパンデミックに起因するロックダウンやソーシャルディスタンス規制が緩和されたことにより、5月から8月には世界市場及び世界経済が大幅に回復したものの、高い失業率や企業の借入債務の増加により、2020年度最後の数ヶ月間及び2021年度初頭の数ヶ月間の回復の規模は横ばいとなった。さらに、ヨーロッパ、米国、アジアの一部の国において2020年9月に始まったCOVID-19感染症の急増により、新たに局所的又は一部においては国家的な経済活動の制限が導入され、2021年度第1四半期まで延長された。12月に始まったCOVID-19ワクチンの当局による承認と集団接種プログラムの開始により、2021年度第2四半期以降、社会経済活動が正常化する見通しが強まっている。しかし、現在のワクチンでは効果が不十分な可能性のあるCOVID-19感染症の新たな変異株の出現を抑制するために、COVID-19の感染率を短期的に抑える必要があることを考えると、状況は依然として厳しい。

パンデミック並びに市場及び世界経済への影響は、当グループの財務業績に影響を与え、これには貸倒損失の見積額並びに取引収益、純利息収益及びのれんの評価に対する重大な影響を含む。当グループは継続して、COVID-19のパンデミック並びに当グループの経営及び事業に対する影響を、財務計画の見直しや潜在的で追加的な悪影響を考慮した複数のストレス・シナリオの策定等を通じて注意深く監視している。

スイス政府、スイス国立銀行及びスイス金融市場監督当局（以下、「FINMA」という。）は、経済及び金融システムへの影響を緩和するため、既に様々な措置を講じている。当グループが事業を展開しているその他の法域における政府及び規制当局もまた、COVID-19のパンデミックから生じる金融及び経済上の圧力を対処するため、多くの緊急措置及び一時的措置を講じている。

その他の情報

株式買戻し

2020年12月、当グループは、2020年1月6日に開始し、2020年3月にはCOVID-19のパンデミックにより停止していた2020年度の株式買戻しプログラムを完了した。2020年度の株式買戻しプログラムの下、当グループは、2020年度第1四半期に合計325百万スイス・フランで28.5百万株の買戻しを実施した。買い戻した株式は、2020年度の年次株主総会（AGM）において減資による消却が承認され、2020年7月に消却された。

2020年10月29日に公表したとおり、取締役会は、1.5十億スイス・フランを上限とする2021年度における追加の株式買戻しプログラムを承認した。当グループは、市場及び経済の状況次第であるが、2021年度に少なくとも1.0十億スイス・フラン相当の株式を買い戻す予定である。当グループは、2021年度の株式買戻しプログラムを2021年1月12日に開始し、適用されるスイス連邦源泉所得税の控除を条件として、SIXスイス取引所のセカンドトレーディングラインにおいて当グループの自己株式を取得している。2021年度に買い戻した株式は、将来の年次株主総会において提案される減資により消却される予定である。

取締役の変更

クレディ・スイス・グループAGの取締役会は、2021年4月30日に開催される年次株主総会において、アントニオ・オルターオソリオ氏を取締役会会長候補として提案する予定である。取締役会はまた、クレア・ブレイディ氏及びブライス・マスターズ氏を新たな非執行取締役として提案する予定である。ウルス・ローナー氏、ホアキン・リベイオ氏及びジョン・タイナー氏は、年次株主総会において再任に向け立候補しない。また、その他の取締役会構成員全員が、1年を追加の任期として再任のため立候補する予定である。

臨時株主総会

2020年4月9日、COVID-19のパンデミック及びFINMAの要請を受け、取締役会は、2020年度の年次株主総会の承認を得るために、当グループの株主に対して修正資本分配案を提出した。2019会計年度に関して一株当たりの配当金総額を0.2776スイス・フランとする代わりに、取締役会は、一株当たり0.1388スイス・フランの現金配当を提案した。2020年4月30日開催の2020年度の年次株主総会で、当グループの株主はこの提案を承認した。

当初の提案のとおり0.2776スイス・フランの配当額のすべてを株主に配当するため、取締役会は、一株当たり0.1388スイス・フランの第1回配当と同等の第2回配当を提案し、2020年11月27日開催の臨時株主総会において株主の承認を得た。

かかる分配において、50%は資本拠出準備金を原資とし、スイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税も課されなかった。残りの50%は利益剰余金を原資とし、35%のスイスの源泉徴収税が控除された。

資本分配案

当グループの取締役会は、2021年4月30日に開催される年次株主総会において、2020会計年度に関して一株当たり0.2926スイス・フランの現金分配を行う旨を株主に提案する予定である。かかる分配の50%は、資本拠出準備金を原資とし、スイス源泉所得税の課税対象外であり、個人投資として株式を保有するスイス個人居住者に対する所得税も課されない。残りの50%は利益剰余金を原資とし、35%のスイスの源泉徴収税が控除される。

追加の財務指標

貸借対照表

2020年度第4四半期末現在の資産合計は805.8十億スイス・フランで、2020年度第3四半期と比べ2%減少した。これは、外国為替換算のマイナスの影響が営業活動の増加により一部相殺されたことを反映したものであった。外国為替換算の影響を除外すると、資産合計は5.5十億スイス・フラン増加した。

株主持分合計

クレディ・スイスの株主持分合計は、2020年度第3四半期末現在は45.7十億スイス・フランであったのに対して、2020年度第4四半期末現在は42.7十億スイス・フランであった。株主持分合計は、累積的外貨換算調整に係る外国為替関連の変動、信用リスクに関連する公正価値が選択されている債務における損失、2回目の配当金支払、株主に帰属する純損失並びに当グループの確定給付型年金制度資産及び負債の年度末の再測定による保険数理損失によりマイナスの影響を受けたが、株式報酬債務の増加によって一部相殺された。

流動性カバレッジ比率

当グループの平均流動性カバレッジ比率は、2020年度第3四半期末対比で安定的であり、2020年度第4四半期末現在は190%であった。この比率は、当グループの支店及び子会社による適用ある現地の流動性要件の充足を確保すること及びCOVID-19のパンデミックの期間中流動性管理に対して慎重に対応することを含む保守的な流動性ポジションを反映している。

資本指標

CET1比率は、2020年度第3四半期末現在は13.0%であったのに対して、2020年度第4四半期末現在は12.9%であった。クレディ・スイスのティア1比率は、2020年度第3四半期末現在は18.3%であったのに対して、2020年度第4四半期末現在は18.6%であった。自己資本比率合計は、2020年度第3四半期末現在は18.7%であったのに対して、2020年度第4四半期末現在は19.0%であった。

CET1資本は、2020年度第3四半期末現在の37.1十億スイス・フランから5%減少して、2020年度第4四半期末現在は35.4十億スイス・フランであった。これは、外貨換算のマイナスの影響及び株主に帰属する純損失を主に反映したものであった。CET1資本はまた、CET1として認識されるための適格性を満たさない一部の投資に係る未実現利益の戻入れ、確定給付型年金制度資産の規制上の調整、及び配当金の発生による影響を受けたが、繰延税金資産の規制上の調整により一部相殺された。適格資本合計は、2020年度第3四半期末現在の53.3十億スイス・フランから2%減少して、2020年度第4四半期末現在は52.2十億スイス・フランであった。これは、CET1資本の減少を主に反映したものであった。

RWAは、2020年度第3四半期末現在の285.2十億スイス・フランから4%減少し、2020年度第4四半期末現在では275.1十億スイス・フランとなった。RWAの減少は主に、外国為替の変動、信用リスクにおけるリスクレベルの変動及び信用リスクに関連した内部のモデル及びパラメーターの更新に関連するものであった。これらの減少は、信用リスクに関する手法及び方針の変更並びに市場リスクのリスクレベルの変動によって一部相殺された。手法及び方針の変更による変動は、主にインターナショナル・ウェルス・マネジメント部門におけるデリバティブに関するカウンターパーティ信用リスクに対する標準的アプローチ（SA-CCR）、ファンドに対する持分投資及び中央清算機関のデフォルト・ファンドへの拠出を含む信用リスクに関するバーゼルⅢの一部改定の段階的導入を反映したものであった。

レバレッジ指標

2020年度第4四半期末現在のBISのティア1レバレッジ比率は6.4%で、うち4.4%はBISのCET1で構成されていた。

レバレッジ・エクスポージャーは、2020年度第3四半期末現在の824.4十億スイス・フランから3%減少して、2020年度第4四半期末現在は799.9十億スイス・フランであった。レバレッジ・エクスポージャーの減少は、主に外国為替のマイナスの影響による連結貸借対照表の減少によるものであったが、営業活動の増加により一部相殺された。2020年度第4四半期のレバレッジ・エクスポージャーは、COVID-19のパンデミックに対応してFINMAが認めたとおり、2020年度に支払われた配当額を調整した後、中央銀行が保有する現金110.7十億スイス・フランを除外している。

BIS資本指標及びレバレッジ指標

期末	2020年度 第4四半期	2020年度 第3四半期	2019年度 第4四半期
資本指標			
リスク加重資産（十億スイス・フラン）	275.1	285.2	290.5
CET1比率（%）	12.9	13.0	12.7
ティア1比率（%）	18.6	18.3	17.1
資本比率合計（%）	19.0	18.7	18.2
レバレッジ指標			
レバレッジ・エクスポージャー（十億スイス・フラン）	799.9	824.4	910.0
CET1レバレッジ比率（%）	4.4	4.5	4.0
ティア1レバレッジ比率（%）	6.4	6.3	5.5

重要な情報

当グループは、2020年度のアニュアル・レポートの最終版を確定させておらず、また、当グループの独立した公認会計事務所も当該年度の連結財務書類の監査を完了していない。そのため、本書に含まれる財務情報は年度末手続の完了を条件としており、結果的に当該財務情報が変更される場合がある。現在の表示と一致させるため、過年度に対しては一定の分類変更が行われている。

クレディ・スイスは、スイスにおいて実施されているバーゼルⅢの枠組みと、システム上重要な銀行に対するスイスの法令（以下、「スイス国内要件」という。）の適用を受けている（いずれの場合も、一定の段階的導入期間に服する。）。これには、資本、流動性、レバレッジ及び大規模なエクスポージャーに係る要件並びに破産のおそれがある場合においてもシステム上関連する機能を維持するよう策定された緊急計画に関する規定が含まれる。クレディ・スイスは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）により公表されFINMAによりスイス国内で実施されたBISのレバレッジ比率の枠組みを採用した。

本書において、段階的導入及びルックスルーとの記述がある場合は、バーゼルⅢの要件及びスイス国内要件について述べている。段階的導入は、2013年度から2022年度について、一定の資本性商品の段階的廃止を行うことを反映するものである。ルックスルーは、一定の資本性商品の完全な段階的廃止を前提としている。

別段の注記のない限り、レバレッジ・エクスポージャーは、BISのレバレッジ比率の枠組みに基づいており、期末の貸借対照表上の資産及び所定の規制上の調整額により構成されている。ティア1レバレッジ比率及びCET1レバレッジ比率は、それぞれ、BISのティア1資本及びCET1資本を期末のレバレッジ・エクスポージャーにより除して算出されている。スイス国内レバレッジ比率は、BISのレバレッジ比率のレバレッジ・エクスポージャーと同一の期末ベースで測定されている。

2020年度第3四半期より前には、規制資本はRWAの最低10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の最低値として算出され、規制資本利益率（非GAAPの財務指標）は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、税率を30%と仮定していた。2020年度第3四半期に、当グループは計算手法を更新し、それを受け、規制資本はRWAの10%及びレバレッジ・エクスポージャーの3.5%の平均値として算出され、非GAAPの財務指標である規制資本利益率は、税引後利益／（損失）を使用して計算され、2020年度より前については税率を30%と仮定し、2020年度以降については25%と仮定する。2020年度の期間については、当グループの規制資本利益率を算定する目的上、レバレッジ・エクスポージャーは、2020年度に支払われた配当額を調整した後、中央銀行が保有する現金を除外している。インベストメント・バンク部門については、規制資本利益率は米ドル建ての数値に基づいている。調整後規制資本利益率は、規制資本利益率を算出するのに用いられる測定手法と同一の手法を適用して、調整後業績に基づき算出されている。

当グループは、当グループの戦略的イニシアチブによる予想利益のすべてを達成できない可能性がある。当グループが制御不能な要因（当グループの開示文書に記載されている市況及び経済状況（例えばCOVID-19のパンデミックに起因するマクロ経済及びその他の課題並びに不確実性を含む。）、法律、規則又は規制の変更並びにその他の困難を含むが、これらに限定されない。）により、これらのイニシアチブから予想される一部又はすべての利益を達成する当グループの能力が制限される可能性がある。

上述される当グループの既存の引当金の対象外である合理的に発生し得る損失の全体的な範囲の見積りは、当グループが見積り可能と考えている訴訟等であって、かつクレディ・スイス・エイ・ジーの

2020年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第6 3 (2) 「訴訟」で説明され、2020年9月30日提出の半期報告書の第一部 第6 2 (2) 「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」により更新され、更に2021年3月に開示予定の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」で更新される予定である訴訟等のみに関連するものである。当グループの多くの訴訟等に関して、損失が生じる可能性が高いか若しくは合理的に生じる可能性があるかを判断すること又は損失若しくは損失範囲の金額を見積ることは、本質的に困難である。当グループの訴訟引当金総額には、損失が発生する可能性がありかつ当該損失を合理的に見積ることのできる訴訟等に関する損失、追加損失又はその損失範囲の見積りが含まれている。当グループは、訴訟等の複雑さ、一部の請求の新規性、訴訟等が初期の段階にあること、既に行われた証拠開示範囲が限られていること及び／又はその他の要因により、一部の訴訟等に関し合理的に発生し得る損失のすべての範囲を見積もることは難しいと考えている。詳細については、上記有価証券報告書の第一部 第6 3 (2) 「訴訟」、半期報告書の第一部 第6 2 (2) 「訴訟」及びその後の「有価証券報告書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したことを示す書面」の訴訟の注記を参照のこと。

将来予想に関する情報に係る注意事項

本書には、将来予想に関する記述が含まれている。また、将来において当グループ及び当グループの代理人が将来予想に関する記述を含む発表を行う可能性がある。将来予想に関する記述には、以下に関連する記述が含まれる可能性があるが、これに限定されない。

- ・当グループの計画、標的又は目標
- ・当グループの将来の経済活動又は見通し
- ・偶発事象が当グループの将来の業績に与える可能性のある影響
- ・かかる記述に基づく想定

本書において、「考える」、「予想する」、「期待する」、「意図する」及び「計画する」といった用語並びにこれらに類似する表現が将来予想に関する記述を明示するために使用されているが、かかる記述を明示するための手段は、これらに限定されない。当グループは、これらの将来予想に関する記述の更新を行わない。

将来予想に関する記述は、その性質上、一般的及び限定的な固有のリスク及び不確実性を含んでおり、将来予想に関する記述において記載されたか又は暗示された予測、予想、見通し及びその他の結果が達成されないリスクが存在する。多数の重要な要素によって、将来予想に関する記述において提示された計画、標的、目標、期待、予想及び意図から大きく異なる結果が生じる可能性があること、また、一般的に当グループの事業に影響を及ぼす要素に加え、COVID-19のパンデミックにより将来予想に関する記述の不確実性が大幅に増大することに留意されたい。かかる要素には以下が含まれる。

- ・十分な流動性を維持し、資本市場を利用する能力
- ・市場のボラティリティ及び金利の変動並びに金利の水準に影響を及ぼす出来事（低金利又はマイナス金利の環境の持続を含む。）
- ・世界経済全体の強さ、及び当グループが事業を行う国の経済の強さ（とりわけ世界経済及び金融市場に対するCOVID-19の悪影響に係るリスク、並びに2021年以降のEU、米国若しくはその他の先進国又は新興市場における経済回復の遅れ又は低迷に係るリスク）
- ・COVID-19のような広範囲に及ぶ健康危機、感染症又はパンデミックの発生、及びアウトブレイクを抑制し又はかかる影響に対抗するために政府当局により講じられ得る措置
- ・COVID-19による影響の深刻さ及びパンデミックの持続に関連する潜在的なリスク及び不確実性（当グループの事業、財政状態及び業績に対する重大な悪影響の可能性を含む。）
- ・住宅及び商業不動産市場の低迷又は回復の遅れによる、直接的及び間接的な影響
- ・当グループ、ソブリン債の発行体、ストラクチャード信用商品、その他の信用に関連するエクスポージャーに関する、格付機関による格付の引下げ
- ・当グループの標的、抱負及び財務目標に関連するものを含む、当グループの戦略的目標を達成する能力
- ・取引先の当グループに対する債務履行能力及び当グループの貸倒引当金の妥当性
- ・財政、金融、為替レート、通商及び税金に関する政策の影響及びその変更
- ・為替変動の影響（為替レートの変動による当グループの事業、財政状態及び業績への関連する影響を含む。）
- ・戦争、内乱又はテロリスト活動及び気候変動を含む、政治的、社会的及び環境的な動向

- ・当グループの事業活動から発生する可能性のある社会的、環境的及び持続可能性の懸念に適切に対応する能力
- ・英国のEU離脱の影響及びそれにより生じる不確実性
- ・当グループが事業を行う国における資産に係る、外国為替管理、収用、国有化又は没収の可能性
- ・システム障害、人為ミス又は手続の適切な実施の失敗といった運営上の要素
- ・当グループの評判、事業又は経営に対するサイバー攻撃、情報若しくはセキュリティの侵害又は技術的障害のリスク、当グループの従業員の大多数がリモート勤務をする際に増大するリスク
- ・訴訟、規制上の手続及びその他の偶発事象の不利な形での解決
- ・当グループが事業を行う国家における、当グループの事業及び慣行に関連する規制機関の措置並びにその結果生じる当グループの事業構造、慣行及び方針の変更
- ・当グループが事業を行う国家における法律、規制、又は会計上若しくは課税上の基準、方針若しくは慣行の変更による影響
- ・予想されるLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）及びその他の銀行間取引金利の廃止並びに代替参照金利への移行
- ・当グループの法人構造の変更による潜在的影響
- ・当グループが事業を行う地域及び事業分野における競争又は当グループの競争上の地位の変更
- ・有能な人材を維持し、これを採用する能力
- ・当グループの評判を維持し、ブランドを強化する能力
- ・市場シェアを拡大し、費用を削減する能力
- ・当グループ、契約相手先又は競合他社により実施されるテクノロジーの革新
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての価値の認識
- ・買収（買収した事業を成功裏に統合する能力を含む。）及び事業の売却（非中核資産を売却する能力を含む。）
- ・その他の予想又は予期しない事由、並びにこれら及び上記に含まれるリスクの管理の成功

重要な要素は、上記のリストに示したものに限定されないことに注意する必要がある。将来予想に関する記述を評価する際には、上記の要素、並びにその他の不確実性及び事象（クレディ・スイス・エイ・ジーの2020年6月30日提出の有価証券報告書の第一部 第3 2「事業等のリスク」に記載される情報を含む。）を入念に考慮されたい。

2020年度第4四半期及び／又は1-12月期に関するクレディ・スイス・グループAGの連結財務書類

(1) 連結損益計算書

	2020年度第4四半期		2020年度第3四半期		2019年度第4四半期		2020年度1-12月期		2019年度1-12月期	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
連結損益計算書										
利息及び配当金収益	2,790	328,495	3,245	382,066	4,384	516,172	13,919	1,638,823	20,184	2,376,464
支払利息	(1,342)	(158,007)	(1,849)	(217,701)	(2,682)	(315,779)	(7,971)	(938,506)	(13,167)	(1,550,283)
純利息収益	1,448	170,488	1,396	164,365	1,702	200,393	5,948	700,318	7,017	826,182
手数料収益	3,191	375,708	2,855	336,148	2,865	337,325	11,853	1,395,572	11,158	1,313,743
トレーディング収益	484	56,986	630	74,176	568	66,876	3,295	387,953	1,739	204,750
その他の収益	98	11,539	317	37,324	1,055	124,216	1,293	152,238	2,570	302,592
純収益	5,221	614,721	5,198	612,013	6,190	728,811	22,389	2,636,081	22,484	2,647,266
貸倒引当金繰入額	138	16,248	94	11,068	146	17,190	1,096	129,043	324	38,148
報酬費用	2,539	298,942	2,441	287,403	2,590	304,947	9,890	1,164,449	10,036	1,181,639
一般管理費	2,279	268,329	1,458	171,665	1,916	225,590	6,523	768,018	6,128	721,511
支払手数料	303	35,675	295	34,733	324	38,148	1,256	147,881	1,276	150,236
リストラクチャリング費用	50	5,887	107	12,598	0	0	157	18,485	0	0
その他営業費用合計	2,632	309,892	1,860	218,996	2,240	263,738	7,936	934,385	7,404	871,747
営業費用合計	5,171	608,834	4,301	506,400	4,830	568,684	17,826	2,098,833	17,440	2,053,386
法人税等控除前利益/(損失)	(88)	(10,361)	803	94,545	1,214	142,936	3,467	408,205	4,720	555,733
法人税等費用	262	30,848	258	30,377	361	42,504	801	94,310	1,295	152,473
当期純利益/(損失)	(350)	(41,209)	545	64,168	853	100,432	2,666	313,895	3,425	403,260
非支配持分に帰属する 当期純利益/(損失)	3	353	(1)	(118)	1	118	(3)	(353)	6	706
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(353)	(41,562)	546	64,286	852	100,314	2,669	314,248	3,419	402,553
一株当たり利益/(損失)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)	(スイス・フラン)	(円)
基本的一株当たり利益/(損失)	(0.15)	(17.66)	0.22	25.90	0.34	40.03	1.09	128.34	1.35	158.95
希薄化後一株当たり利益/(損失)	(0.15)	(17.66)	0.22	25.90	0.33	38.85	1.06	124.80	1.32	155.42

(2) 連結貸借対照表

	2020年12月31日現在		2020年9月30日現在		2019年12月31日現在	
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)
資産						
現金及び銀行に対する預け金	139,112	16,379,047	137,821	16,227,045	101,879	11,995,233
利付銀行預け金	1,298	152,827	1,231	144,938	741	87,245
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	79,133	9,317,119	97,328	11,459,399	106,997	12,597,827
担保受入有価証券(公正価値報告分)	50,773	5,978,013	45,064	5,305,835	40,219	4,735,385
トレーディング資産(公正価値報告分)	157,338	18,524,976	157,786	18,577,724	153,797	18,108,059
投資有価証券	607	71,468	466	54,867	1,006	118,446
その他の投資	5,412	637,209	5,777	680,184	5,666	667,115
貸出金、純額	291,908	34,369,248	291,263	34,293,306	296,779	34,942,759
のれん	4,426	521,117	4,577	538,896	4,663	549,022
その他の無形資産	237	27,904	256	30,141	291	34,262
未収仲介料	35,941	4,231,693	40,227	4,736,327	35,648	4,197,196
その他資産	39,637	4,666,860	39,500	4,650,730	39,609	4,663,564
資産合計	805,822	94,877,482	821,296	96,699,391	787,295	92,696,113
負債及び持分						
銀行からの預り金	16,423	1,933,644	19,109	2,249,894	16,744	1,971,439
顧客の預金	390,921	46,027,039	388,264	45,714,203	383,783	45,186,610
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	23,851	2,808,217	30,667	3,610,733	27,533	3,241,735
担保受入有価証券返還義務(公正価値報告分)	50,773	5,978,013	45,064	5,305,835	40,219	4,735,385
トレーディング負債(公正価値報告分)	45,871	5,400,852	46,192	5,438,646	38,186	4,496,020
短期借入金	20,868	2,456,998	22,245	2,619,126	28,385	3,342,050
長期債務	161,087	18,966,383	164,396	19,355,985	152,005	17,897,069
未払仲介料	21,653	2,549,424	29,131	3,429,884	25,683	3,023,916
その他負債	31,434	3,701,039	30,228	3,559,045	31,043	3,655,003
負債合計	762,881	89,821,609	775,296	91,283,351	743,581	87,549,227
普通株式	98	11,539	98	11,539	102	12,009
払込剰余金	33,323	3,923,450	33,246	3,914,384	34,661	4,080,986
利益剰余金	32,834	3,865,875	33,354	3,927,100	30,634	3,606,847
自己株式(原価)	(428)	(50,393)	(259)	(30,495)	(1,484)	(174,726)
その他包括利益/(損失)累計額	(23,150)	(2,725,681)	(20,699)	(2,437,100)	(20,269)	(2,386,472)
株主持分合計	42,677	5,024,790	45,740	5,385,428	43,644	5,138,645
非支配持分	264	31,083	260	30,612	70	8,242
持分合計	42,941	5,055,873	46,000	5,416,040	43,714	5,146,886
負債及び持分合計	805,822	94,877,482	821,296	96,699,391	787,295	92,696,113

(3) 連結株主持分変動計算書

	株主に帰属					株主持分合計	非支配持分	持分合計
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額			
	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)	(百万スイス・ フラン)			
2020 年度第 4 四半期								
期首残高	98	33,246	33,354	(259)	(20,699)	45,740	260	46,000
所有権の変更を伴わない非支配持 分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(10)	(10)
所有権の変更を伴わない非支配持 分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	9	9
当期純利益/(損失)	-	-	(353)	-	-	(353)	3	(350)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(2,451)	(2,451)	(3)	(2,454)
自己株式の売却	-	2	-	6,150	-	6,152	-	6,152
自己株式の買戻し	-	-	-	(6,329)	-	(6,329)	-	(6,329)
株式報酬(税引後)	-	261	-	10	-	271	-	271
配当金支払	-	(191) ³	(167)	-	-	(358)	-	(358)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	5	5
その他	-	5	-	-	-	5	-	5
期末残高	98	33,323	32,834	(428)	(23,150)	42,677	264	42,941
	株主に帰属							
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額	株主持分合計	非支配持分	持分合計
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2020 年度第 4 四半期								
期首残高	11,539	3,914,384	3,927,100	(30,495)	(2,437,100)	5,385,428	30,612	5,416,040
所有権の変更を伴わない非支配持 分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(1,177)	(1,177)
所有権の変更を伴わない非支配持 分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	1,060	1,060
当期純利益/(損失)	-	-	(41,562)	-	-	(41,562)	353	(41,209)
その他包括利益/(損失)合計 (税引後)	-	-	-	-	(288,581)	(288,581)	(353)	(288,934)
自己株式の売却	-	235	-	724,101	-	724,336	-	724,336
自己株式の買戻し	-	-	-	(745,176)	-	(745,176)	-	(745,176)
株式報酬(税引後)	-	30,730	-	1,177	-	31,908	-	31,908
配当金支払	-	(22,488) ³	(19,663)	-	-	(42,151)	-	(42,151)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	589	589
その他	-	589	-	-	-	589	-	589
期末残高	11,539	3,923,450	3,865,875	(50,393)	(2,725,681)	5,024,790	31,083	5,055,873

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

³ 資本拠出準備金から支払われた。

	株主に帰属					株主持分合計 (百万スイス・フラン)	非支配持分 (百万スイス・フラン)	持分合計 (百万スイス・フラン)
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額			
	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)	(百万スイス・フラン)			
2020年度1-12月期								
期首残高	102	34,661	30,634	(1,484)	(20,269)	43,644	70	43,714
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(20)	(20)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	19	19
当期純利益/(損失)	-	-	2,669	-	-	2,669	(3)	2,666
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	(132)	-	-	(132)	-	(132)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(2,881)	(2,881)	(6)	(2,887)
買い戻した株式の消却	(4)	(1,321)	-	1,325	-	-	-	-
自己株式の売却	-	(35)	-	12,399	-	12,364	-	12,364
自己株式の買戻し	-	-	-	(13,253)	-	(13,253)	-	(13,253)
株式報酬(税引後)	-	377	-	585	-	962	-	962
配当金支払	-	(379) ³	(337)	-	-	(716)	-	(716)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	198	198
その他	-	20	-	-	-	20	6	26
期末残高	98	33,323	32,834	(428)	(23,150)	42,677	264	42,941

	株主に帰属					株主持分合計 (百万円)	非支配持分 (百万円)	持分合計 (百万円)
	普通株式	払込剰余金	利益剰余金	自己株式 (原価)	その他包括利益 /(損失)累計額			
	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)			
2020年度1-12月期								
期首残高	12,009	4,080,986	3,606,847	(174,726)	(2,386,472)	5,138,645	8,242	5,146,886
所有権の変更を伴わない非支配持分からの子会社株式の購入 ^{1,2}	-	-	-	-	-	-	(2,355)	(2,355)
所有権の変更を伴わない非支配持分への子会社株式の売却 ²	-	-	-	-	-	-	2,237	2,237
当期純利益/(損失)	-	-	314,248	-	-	314,248	(353)	313,895
会計方針の変更による累積影響額(税引後)	-	-	(15,542)	-	-	(15,542)	-	(15,542)
その他包括利益/(損失)合計(税引後)	-	-	-	-	(339,209)	(339,209)	(706)	(339,915)
買い戻した株式の消却	(471)	(155,535)	-	156,006	-	-	-	-
自己株式の売却	-	(4,121)	-	1,459,858	-	1,455,737	-	1,455,737
自己株式の買戻し	-	-	-	(1,560,408)	-	(1,560,408)	-	(1,560,408)
株式報酬(税引後)	-	44,388	-	68,878	-	113,266	-	113,266
配当金支払	-	(44,623) ³	(39,678)	-	-	(84,302)	-	(84,302)
連結範囲の変更、純額	-	-	-	-	-	-	23,313	23,313
その他	-	2,355	-	-	-	2,355	706	3,061
期末残高	11,539	3,923,450	3,865,875	(50,393)	(2,725,681)	5,024,790	31,083	5,055,873

¹ ファンドの所有者への分配は、出資元本の返済及び関連する配当金の支払を含む。

² ファンドの活動に関連する所有権の変更を伴う取引及び伴わない取引はすべて、「所有権の変更を伴わないもの」として表示している。

³ 資本拠出準備金から支払われた。

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について2021年2月18日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=117.74円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー

要約連結損益計算書

	2020年度第4四半期		2019年度第4四半期		増減率 (%)	2020年度1-12月期		2019年度1-12月期		増減率 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)		(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
要約連結損益計算書										
利息及び配当金収益	2,777	326,964	4,376	515,230	(37)	13,878	1,633,996	20,180	2,375,993	(31)
支払利息	(1,324)	(155,888)	(2,669)	(314,248)	(50)	(7,918)	(932,265)	(13,131)	(1,546,044)	(40)
純利息収益	1,453	171,076	1,707	200,982	(15)	5,960	701,730	7,049	829,949	(15)
手数料収益	3,185	375,002	2,834	333,675	12	11,850	1,395,219	11,071	1,303,500	7
トレーディング収益	468	55,102	558	65,699	(16)	3,178	374,178	1,773	208,753	79
その他の収益	154	18,132	1,107	130,338	(86)	1,515	178,376	2,793	328,848	(46)
純収益	5,260	619,312	6,206	730,694	(15)	22,503	2,649,503	22,686	2,671,050	(1)
貸倒引当金繰入額	138	16,248	146	17,190	(5)	1,092	128,572	324	38,148	237
報酬費用	2,286	269,154	2,342	275,747	(2)	8,860	1,043,176	9,105	1,072,023	(3)
一般管理費	2,643	311,187	2,297	270,449	15	7,962	937,446	7,588	893,411	5
支払手数料	303	35,675	324	38,148	(6)	1,256	147,881	1,276	150,236	(2)
リストラクチャリング費用	51	6,005	-	-	-	122	14,364	-	-	-
その他営業費用合計	2,997	352,867	2,621	308,597	14	9,340	1,099,692	8,864	1,043,647	5
営業費用合計	5,283	622,020	4,963	584,344	6	18,200	2,142,868	17,969	2,115,670	1
法人税等控除前利益/(損失)	(161)	(18,956)	1,097	129,161	-	3,211	378,063	4,393	517,232	(27)
法人税等費用	203	23,901	370	43,564	(45)	697	82,065	1,298	152,827	(46)
当期純利益/(損失)	(364)	(42,857)	727	85,597	-	2,514	295,998	3,095	364,405	(19)
非支配持分に帰属する当期純利益/(損失)	1	118	(1)	(118)	-	3	353	14	1,648	(79)
株主に帰属する当期純利益/(損失)	(365)	(42,975)	728	85,715	-	2,511	295,645	3,081	362,757	(19)

財務データ（一部）－クレディ・スイス・エイ・ジー（続き）

要約連結貸借対照表

	2020年12月31日現在		2019年12月31日現在		増減率 (%)
	(百万スイス・フラン)	(百万円)	(百万スイス・フラン)	(百万円)	
資産					
現金及び銀行に対する預け金	138,207	16,272,492	101,044	11,896,921	37
利付銀行預け金	1,230	144,820	673	79,239	83
中央銀行ファンド貸出金、売戻条件付買入有価証券及び借入有価証券	79,133	9,317,119	106,997	12,597,827	(26)
担保受入有価証券	50,773	5,978,013	40,219	4,735,385	26
トレーディング資産	157,511	18,545,345	153,895	18,119,597	2
投資有価証券	605	71,233	1,004	118,211	(40)
その他の投資	5,379	633,323	5,634	663,347	(5)
貸出金、純額	300,341	35,362,149	304,025	35,795,904	(1)
のれん	3,755	442,114	3,960	466,250	(5)
その他の無形資産	237	27,904	291	34,262	(19)
未収仲介料	35,943	4,231,929	35,648	4,197,196	1
その他資産	36,574	4,306,223	37,069	4,364,504	(1)
資産合計	809,688	95,332,665	790,459	93,068,643	2
負債及び持分					
銀行からの預り金	16,420	1,933,291	16,742	1,971,203	(2)
顧客の預金	392,039	46,158,672	384,950	45,324,013	2
中央銀行ファンド借入金、買戻条件付売渡有価証券及び貸付有価証券	23,944	2,819,167	27,641	3,254,451	(13)
担保受入有価証券返還義務	50,773	5,978,013	40,219	4,735,385	26
トレーディング負債	45,871	5,400,852	38,186	4,496,020	20
短期借入金	21,308	2,508,804	28,869	3,399,036	(26)
長期債務	160,279	18,871,249	151,000	17,778,740	6
未払仲介料	21,655	2,549,660	25,683	3,023,916	(16)
その他負債	30,340	3,572,232	30,406	3,580,002	0
負債合計	762,629	89,791,938	743,696	87,562,767	3
株主持分合計	46,264	5,447,123	46,120	5,430,169	0
非支配持分	795	93,603	643	75,707	24
持分合計	47,059	5,540,727	46,763	5,505,876	1
負債及び持分合計	809,688	95,332,665	790,459	93,068,643	2

上記において、「円」で表示されている金額は、主要な計数について 2021 年 2 月 18 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物相場仲値である、1 スイス・フラン=117.74 円で換算したものであり、百万円単位（四捨五入）で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1 事業内容の概要

クレディ・スイス・エイ・ジーの目的は銀行業を営むことである。クレディ・スイス・エイ・ジーの業務は、スイス内外の関連するあらゆる種類の銀行業務、金融業務、コンサルタント業務、サービス及び取引活動を含んでいる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、銀行、金融会社及びその他の種類の会社を設立することができる。クレディ・スイス・エイ・ジーはまた、当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社の持分を保有し、経営を行うこともできる。さらに、クレディ・スイス・エイ・ジーは、第三者にビジネス・サービスを提供するために当該銀行、金融会社及びその他の種類の会社と合併事業を行うこともできる。

クレディ・スイス・エイ・ジーは、スイス国内及び国外で不動産を取得し、抵当権を設定し、不動産を売却することができる。

2 主要な経営指標等の推移

最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(12月31日現在)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
純収益	百万スイス・フラン	23,811	20,393	20,965	20,820	22,686
	百万円	2,667,308	2,284,424	2,348,499	2,332,256	2,541,286
当期純利益／(損失)	百万スイス・フラン	(3,137)	(2,889)	(1,228)	1,722	3,095
	百万円	(351,407)	(323,626)	(137,561)	192,898	346,702
株主に帰属する当期純利益／(損失)	百万スイス・フラン	(3,130)	(2,883)	(1,255)	1,729	3,081
	百万円	(350,623)	(322,954)	(140,585)	193,683	345,134
株式資本	百万スイス・フラン	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400
	百万円	492,888	492,888	492,888	492,888	492,888
発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
自己株式を除く発行済株式総数	株	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200	4,399,680,200
株主持分	百万スイス・フラン	45,412	42,789	42,670	45,296	46,120
	百万円	5,087,052	4,793,224	4,779,893	5,074,058	5,166,362
資産合計	百万スイス・フラン	822,736	822,065	798,372	772,069	790,459
	百万円	92,162,887	92,087,721	89,433,631	86,487,169	88,547,217
自己資本比率 ¹	%	5.5	5.2	5.3	5.9	5.8
一株当たり純資産額	スイス・フラン	10.3	9.7	9.7	10.3	10.5
	円	1,154	1,087	1,087	1,154	1,176
一株当たり配当額 ²	スイス・フラン	0.0023 ³	0.0023 ⁴	0.0023 ⁵	0.0023 ⁶	0.0023 ⁷
	円	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26
一株当たり当期利益／(損失)－基本 ⁸	スイス・フラン	(0.71)	(0.66)	(0.29)	0.39	0.70
	円	(80)	(74)	(32)	44	78
配当性向	%	－	－	－	0.6	0.3
従業員総数 ⁹	人	20,770	13,890	10,620	9,400	9,050

- (注1) 株主持分を資産合計で除した割合。
- (注2) 小数点第4位に四捨五入されている。
- (注3) 2016年4月29日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注4) 2017年4月28日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注5) 2018年4月27日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注6) 2019年4月26日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。また、提出会社の年次株主総会は、一定の従業員並びに関連する資産及び負債のクレディ・スイス・サービスAGへの移管計画に関連して資本拠出準備金を原資とする2百万スイス・フランの処分を承認した。
- (注7) 2020年4月30日に開催された提出会社の年次株主総会において、10百万スイス・フランの配当金が承認された。
- (注8) 四捨五入された数値に基づき計算されている。株主に帰属する当期純利益／（損失）を、自己株式を除く発行済普通株式総数の平均で除した数値。自己株式を除く発行済普通株式総数の平均とは、自己株式を除く発行済株式総数の期首残高及び期末残高の合計を2で除した数値である。
- (注9) 提出会社及びその支店の従業員を含む。提出会社の子会社の従業員は含まれない。当行の従業員数は、当グループの従業員数と大きく異なる。